

工5277

142

267

拓殖局報第二十一

編東鄉農學士述

獨逸內國植民論

拓殖局

1424-267

本編は東郷農學士が實地に就き普國二州内地殖民の
狀況を視察し以て編述したる所なり曩に本局員の編
纂したる普國内地殖民制度大要と時に重複し時に支
持する所なきにあらざるも汎く参考に供する爲編述

の儘印刷に附す

明治四十四年九月

拓殖局

局

44. 9. 15

予に植民の學理を教へたる北日本と予に植民
の實務を授けたる南日本との前途を祝福せん
が爲めに此書を捧ぐ

著
者

„Kein Fuss breit deutscher Erde soll
verloren gehen und ebenso soll kein Titel
deutschen Rechts geopfert werden.“

Fürst Bismarck.

自序

*Like strong personalities, the modern nations are filled with a
desire to impress the mark of their genius upon the world.*

—Reinsch.

北日本の姉妹植民地たる樺太及北海道は共に移住的植民地なるが故に植
民政策の根本が農民の移植にあるは勿論にして南日本及大陸日本の姉妹植
民地たる臺灣及朝鮮は共に資本的植民地なるが故に植民政策の基礎は資本
の投下にありと雖も同時に農民の移植は近來益々其必要を感じるに至れり
植民地の資本的統治政策が極めて不安なるは史上の奇蹟と稱せられたる
印度の統治が近來變調を來し暗雲天に溢らんとするの情勢を示すに見るも
瞭かにして資本的植民地の保有を永遠ならしめむと欲せば須らく資本的統
治に加味するに移住的植民政策を以てせざるべからず茲に於てか我帝國の

植民地はその移住的たると資本的たるとを問はず先づ農民の移植を行ひ民族的勢力の扶植を行ふを以て植民政策の第一要義とせざるべからず

由來植民政策は時と共に遷り場所と共に變るべきものにしてゴルヂー氏の言へる如く「植民に先例なし」とは吾人の信じて疑はざる所なるも同時にラインシュ氏の言へる如く「他の國民が植民地に於て爲したる經驗に鑑みることを怠るべからず」と信ず茲に於てか予曩きに伯林大學に遊ぶや先づゼーリング教授を訪ね臺灣及朝鮮の如き資本的植民地に於ける農業移民政策の參考たるべき先例の研究に對する希望を述べしに同教授予に授くるに「獨逸内國植民政策」を以てせられたりしを以て爾來同大學國家學演習室ゼーナールに於て同教授指導の下に本問題の研究調査に従事し其結果即ち本論を成すに至れり

本問題の研究に就て恩師ゼーリング教授が激務の間に於て種々の助力を

與へられしは予の感謝に堪えざる所にして又恩師法學博士高岡熊雄先生がゼーリング教授に對する紹介の勞を取られたると恩師法學博士農學博士新渡戸稻造先生が本書公刊に就て多大の助勢を給はりしとは共に予の鳴謝する所なり

今や世界の強國は何れも植民政策の遂行に日も晷ならずして該政策は實に國家死活の最大問題たるの秋に方り新進の植民帝國たる我が祖國の發展を無窮ならしめんと欲せば宜しく國家を擧げて植民地經營に努力する所なるべからずと信じ即ち本書を公けにす拙稿素より不備の點多しと雖も國家の進運に對し參考の一端ともならば實に予が望外の幸也

明治四十四年三月十日

陸軍紀念日に方り遙かに祖國の發展を祝しつゝ伯林の客舎にて

東 郷 實 識

凡 例

- 一、獨逸に於ける内國植民事業は普魯西王國の經營に屬するが故に寧ろ普魯西内國植民論と稱すべきものなるも現行内國植民制度は地方的問題にあらずして實に普魯西全王國の問題たるは勿論更に獨逸全帝國の重大問題なるを以て予は本論を「獨逸内國植民論」と題せり。
- 一、本論の目的は獨逸に於ける内國植民研究評論に在り而も同時に我帝國植民政策上の參考たらしめんと欲するが故に結論に於て「我帝國の植民政策」なる一章を設け愚見の一端を述べ獨逸内國植民と比較論評せり。
- 一、本論は専ら柏林大學國家學演習室ナショナルに於てゼーリング教授 (Prof. Dr. M. Sering) 指導の下に研究したるものにして或は讀書に或は實地の調査に依り材料の蒐集に努めたるが今參考書的主要なるものを擧ぐれば左の如し。

Literatur.

Altkenper, Deutschland und Polenland, 1910.
Barth, Unsere Schutzgebiete, 1910.

- Belgard, Parzellierung und innere Kolonisation, 1907.
- Bernhard, Die Polenfrage, 1910.
- „ , Die Städtepolitik in Gebiet des deutsch-polnischen Nationalitätenkampfes, 1909.
- Bodenstein u. Stojentin, Der Arbeitermarkt in Industrie und Landwirtschaft und seine Organisation, 1909.
- Böhme, Deutsche Banernpolitik, 1911.
- Bredt, Die Polenfrage im Ruhrkohlengebiet, 1909.
- Brenning, Innere Kolonisation, 1909.
- Brentano, Die deutschen Getreidezölle, 1911.
- Buchenberger, Agrarpolitik, 1899.
- Buchholz, Deutsche kulturarbeit in Osten, 1911.
- Ehrenberg, Heimatpolitik, 1908.
- „ , Landarbeit und Kleinbesitz, Heft 1-9.
- Fellner, Das System der Rentengüter, 1905.
- Gerlach, Ansiedlungen von Landarbeitern in Norddeutschland, 1909.
- Goltz, Agrarwesen und Agrarpolitik, 1904.
- Gothein, Agrarpolitisches Handbuch, 1911.
- „ , Die Wirkungen des Schutzollsystems in Deutschland, 1909.

- Halle, Die Weltwirtschaft, 1908.
- Hangen, Landwirtschaftliche Gesellschaftsreise durch Posen und Westpreussen, 1909.
- Heidenheimer, Gründung und Leitung einer Kleinsiedlungsgenossenschaft, 1910.
- Herr, Der Entscheidungskampf um den Boden der Ostmark, 1908.
- Hoffmeister, Erhebungen über die Sesshaftmachung der Landarbeiter in Ostpreussen, 1908.
- Howart, The Cause and Extent of the Recent Industrial Progress of Germany.
- Köhner, Einführung in die kolonialpolitik, 1908.
- Kühnemann, Von der deutschen kulturpolitik in Posen, 1906.
- Leroy-Beaulieu, De la Colonisation chez les Peuples Modernes, 1808.
- Linschmann, Das preussische Rentengut, 1904.
- „ , Innere Kolonisation, 1908.
- Mendelson, Landwirtschaftliche Arbeiterfrage, 1909.
- Metz, Innere Kolonisation in den provinzen Brandenburg und Pommern, 1902.
- „ , Die Zukunft der inneren Kolonisation im östlichen Deutschland, 1910.
- Meyer, Friedrich d. Gr. und der Netzedistrikt, 1908.
- Mitscherlich, Der Einfluss der wirtschaftlichen Entwicklung auf den Ostmärkischen Nationalitätenkampf, 1910.
- Mollwo, Die wirtschaftliche Entwicklung der Industrie in Osten und ihre Einwirkung auf das

- Bevölkerungs-Problem, 1910.
- Neutze, Aus der Praxis der inneren Kolonisation, 1906.
- Opytenheimer, Die Siedlungsgenossenschaft, 1896.
- „ „ Grundigentum und soziale Frage, 1898.
- „ „ , Das Grundgesetz der Marxschen Gesellschaftslehre. 1903.
- Pagenkoff, Die innere Kolonisation, ihr Ziel und ihr gegenwärtiger Stand, 1909.
- Paschke, Die Landbank, 1910.
- Peltzer, Die Siedlung von Landarbeitern, 1908.
- Philippovich, Die Entwicklung der wirtschaftlichen Ideen im 19. Jahrhundert, 1910.
- Preuss, Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung der Stein-Hardenbergschen Reform. 1909.
- Rauphengst, Soziale Kolonisation, 1909.
- Riisch, Kolonial Administration, 1905.
- Richter, Die Landarbeiteransiedlung durch den Kreiskommunalverband, 1907.
- Riechert, Die Kleinsiedlung der Kgl. Generalkommission zu Bromberg, 1908.
- Rohrbach, Die Kolonie, 1905.
- Schiele, Briefe über Landflucht und Polenfrage, 1908.
- „ „ , Über Arbeiteransiedlung auf dem Lande.
- Schirnacher, Die Verteidigung der Ostmark. 1910.

- Schmoller, Die preussische Kolonisation des 17. u. 18. Jahrhundert. 1886.
- Sering, Die innere kolonisation im Östlichen Deutschland, 1893.
- „ „ Die Verteilung des Grundbesitzes und die Abwanderung vom Lande, 1910.
- Sohnrey, Eine Wanderschaft durch die deutschen Ansiedlungsgebiete in Posen und Westpreussen, 1897.
- „ „ , Wegweiser für ländliche Wohlfahrts- und Heimat-Pflege, 1908.
- Stumpfe, Polenfrage und Ansiedlungskommission, 1902.
- „ „ Die Besiedlung der deutschen Moor, 1903.
- „ „ , Die Sesshaftmachung der Landarbeiter, 1906.
- Teut II, Deutschland und das Slaventum, 1906.
- Vasberg, Ansiedlungspolitik und Städteentwicklung, 1910.
- Wäber, Preussen und Polen, 1907.
- Waldhecker, Ansiedlungskommission und Generalkommission.
- Walter, Landlose Polen ? 1908.
- Was muss der deutschen Bauersmann von der inneren Kolonisation wissen ?, 1909.
- Wagner, Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen, 1903.
- Wertheimer, Die Japanische Kolonialpolitik, 1910.
- Witten, Unsere Ostmark, 1907.

Witting, Das Ostmarken Problem, 1907.
 Zimmermann, Kolonialpolitik, 1905.
 Zwanzig Jahre deutscher Kulturarbeit 1886-1906, 1907.

* * *

Archiv für Innere Kolonisation, 1908-1911.
 Denkschrift über die Ausführung des Gesetzes, betreffend die Beförderung deutscher Ansiedlungen
 in den Provinzen Westpreussen und Posen, vom 26. April 1886.
 Landwirtschaftliche Jahrbücher. Zeitschrift für wissenschaftliche Landwirtschaft und Archiv des
 königlich preussischen Landes-Ökonomie Kollegiums.
 Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.
 Statistisches Jahrbuch für den preussischen Staat.
 Verhandlungen der Konferenz zur Beratung über die Organisation der inneren Kolonisation am
 14. u. 15 Juni 1909 zu Berlin, 1909.

法學博士高岡熊雄、普魯西內國植民制度。

獨逸內國植民論

目次

第一編 總論	1
第一章 緒論	1
第二章 內國植民の意義及沿革	2
第三章 內國植民の動機及目的	26
第一節 經濟的動機	30
第二節 政治的動機	33
第四章 內國植民の類別	35
第一節 國家的內國植民	35
第二節 私人的內國植民	39
第三節 營利的內國植民	33

第五章 内國植民の實行及補助機關…………… 六

第一節 移住土着委員會の組織及職務…………… 六

第二節 土地取扱委員會の組織及職務…………… 七〇

第三節 地代銀行の職務…………… 七五

第二編 國家的内國植民論…………… 七九

第一章 土地の買収…………… 七九

第二章 土地の一時的管理…………… 八四

第三章 移民の招來…………… 一〇〇

第一節 植民地の村落制度…………… 一〇〇

第二節 土地の區劃割制度…………… 一〇三

第三節 移民の種類及撰擇…………… 一〇三

第四節 土地の讓與…………… 一一九

第五節 家屋の建築…………… 一三三

第六節 移民に對する國家の補助獎勵…………… 一三六

第四章 事業の收支…………… 一三六

第五章 國家的内國植民と金融…………… 一四〇

第六章 國家的内國植民の社會的效果…………… 一四五

第七章 國家的内國植民と組合…………… 一五三

第八章 國家的内國植民と農業…………… 一五九

第九章 國家的内國植民と工業…………… 一六八

第十章 國家的内國植民と交通機關…………… 一七五

第十一章 國家的内國植民と人口…………… 一八〇

第十二章 國家的内國植民と消費及負擔力…………… 一八六

第十三章 移民の經濟狀態…………… 一九五

第三編 私人的内國植民論…………… 二〇二

第一章 私人的内國植民の種類…………… 二〇二

第二章	地代農地設置に對する補助の請求	二四
第三章	地代農地の實地調査	二七
第四章	地代農地の設置	二五〇
第五章	移民の募集及其資格	二六四
第六章	地代農地の讓與	二七
第一節	地代農地の交附	二六七
第二節	地代農地の評價及賣買價格	二六九
第三節	地代農地價格の支拂	二七四
第七章	地代銀行資金の貸與	二八二
第八章	家屋の建築及公共的設備	二八六
第九章	地代農地設置費	二八九
第十章	移民に對する國家の補助獎勵	二九〇
第十一章	私人的內國植民の效果	二九四

第四編 營利的內國植民及移住會社論

第一章	移住會社及組合の種類	三〇七
第二章	移住會社及組合の業務	三二
第三章	公共的移住會社の組織及成績	三六
第四章	個人的移住會社の組織及成績	三二
第五章	波蘭土人の植民事業	三四〇
第一節	植民政策に對する波蘭土人の反抗	三四〇
第二節	移住會社及組合の種類及成績	三四七

第五編 結 論

第一章	獨逸內國植民の將來	三六〇
第二章	我帝國の植民政策	三八二
第一節	植民政策の大方針	三八二

六

第二節 臺灣に於ける農業移民政策…………… 四二五

第三節 朝鮮に於ける農業移民政策…………… 四六五

第四節 北海道及樺太に於ける農業移民政策…………… 四八一

第三章 結論…………… 四八八

獨逸内國植民論目次 終

獨逸内國植民論

第一編 總論

第一章 緒論

現今世界の二大思潮は帝國主義と資本主義とにして之れが發展の結果は内産業政策の進捗を來し外植民政策の遂行を見るに至れり。而して近時の植民事業は僅かに前世紀の後半期に於て其勃興を見るに至りしと雖も海外植民は既に遠く古代フイニシヤ、カルターゴの全盛時代に於て盛んに行はれ、希臘羅馬之れに亞いで起り更に降つて亞米利加大陸發見の時代には植民熱旺盛を極め西班牙、葡萄牙、和蘭、佛蘭西、英吉利等競ふて海外領土の擴張に努力し當時植民事業に従事せざるは人類の一大耻辱なるの概ありき。殊に西班牙に於ては人生僧侶となりて愚人愚婦を瞞着し以て世外の慾望に飽くか官吏となりて恣睢横暴を逞しうするか然らずんば米大陸に植民して以て巨萬の財寶を獲得するか男子の本懐此三者を出でずとなされたりき。茲に於てか南北兩米を初

め世界到る所の國土は悉く列強の占有する所となり天下無主の地なきに至れり。然れども此の如く盛んなりし植民熱も北米合衆國の獨立により一大打撃を被り、此一大植民地を失ひたる英本國に於ける植民思想に一大變動を來し植民地の領有は有害無益のものなりと稱せられ植民地の經營よりは寧ろ未開の國土に於て金銀を發掘し之れを本國へ輸送し以て國の財力を増進するに如かずとなすに至り茲に重商主義隆盛の時代を現出し同時に植民熱は衰頽し佛國の大政治家テイルヌをして「植民地は恰も果實の如し成熟すれば即ち母樹より墜つ」と言はしめ、英佛の政治家及學者何れも植民地無用論を唱ふるに至れり。然るに前世紀の末葉今世紀の初期に至り植民的企業は再び俄然として起り人心集注の中心と成り列國競ふて海外膨張の政策を採り植民地に於て功業の活路を開かんと熱中するに至れり而して之れが最大原因は歐洲に於ける政治思想の變遷にして自由放任の主義はランケ教授其他の主張したる民族主義と成り近く再轉して帝國主義と成るに至り民族本位の大政策は國家の基礎を確實ならしめ其餘力は更に之を海外領土の經營に用ゐんとするに至れり加之宗教家の布教的探險及學者の地理的探究は世界未到の地に及び併つて暗雲裡に葬られたりし世界の地理は茲に一個の光明を見るに至り交通機關の發達は世界の距離を短縮し人口の移動をして完全に且つ容易ならしむるに至りしを以て人口増加の結果生存競争激甚を極めつゝある

舊世界の混沌社會を脱せんとしつゝあるものをして益々海外に植民せしむるに至り更に資本の充實は益々植民熱を盛んならしむるに至れり。即ち十九世紀の初葉に於て歐羅巴人は紡績事業の投資により一五乃至二〇ベルセントの利益を得たりしも遂には一〇ベルセントに減じ五ベルセントに減じ更に三ベルセント、二ベルセントに減退したりしを以て鐵道に投資し再び二〇乃至二五ベルセントの利益を得るに至りしも鐵道の延長と同業者の増加とは競争を惹起し一八六〇年頃には同じく五ベルセント四ベルセントに減するに至りしを以て資本の増加は遂に内國に於て有利的に投資するの不可能なるに至り之を海外の新領土に投下し以て内國以上の利益を獲得せんとするに至り資本家企業の範圍は國境を越えて遠く海外植民地に普及するに至れり。獨り資本家が過剰の資本を海外植民地に投下せんとするに至りしのみならず内國の産業は資本主義となり大規模の製造工業は盛んに勃興し歐洲の先進國は農業國より轉じて工業國と成り益々植民地獲得の急務を感ずるに至れり即ち産業の發達は原料の需要を増加し之が供給は自國に生産し得ざる限りは之を海外の輸入に仰がざるべからず加之製作品の内國需要は無限ならざるが故に製作品の増加と共に益々海外市場の擴張に努めざるべからず而も世界の工業及商業は今や一國の獨占に任せず各國競ふて市場の獲得に腐心し且つ自足排他の政策を採るに至りしを以て最も安全に原料の供給を受け最

も容易に製品の販路を得んと欲せば植民地の獲得に努力せざるべからず即ち列國が盛んに勢力範圍若くは利益範圍 (Sphere of Influence or Sphere of Interest) を設け或は鐵道政略を採り更に租借地を獲得し植民地を起すに日も之れ足らざるは即ち之れが結果に外ならず余は伯林大學に於ける植民政策の講義に於てケブナー教授が「最近に於ける世界の事變は多く植民政策の結果なり即ち南阿戰爭の如き米西戰爭の如き皆植民政策の衝突にして日清日露の二大戦役も同じく極東に於ける二大帝國の植民的競争の結果に外ならず」と論せるを聽きしが斯の如きは今後益々甚だしきを加ふべきを信するものにして近く起りし波斯問題の如き又植民政策の發動に外ならざるなり。斯の如く世界の列強は各種の動機に基き盛んに海外植民の經營に腐心しつゝあるのみならず植民政策の成敗如何は直ちに國家の盛衰に關するものあるに至り現今植民學のオーソリチーたる佛のルロア、ポリュー氏の言へる如く「最も多く植民地を有する國家は世界に於ける強國なり今日に於て然らざるも明日は必ず然らん」(Paul Leroy-Beaulieu, De la Colonisation chez les Peuples modernes.) とは吾人の信じて疑はざる所にして更に同氏の言へる如く「植民地を有せざる國家は一種の幽閉に等しき」ものたるを以て吾人は海外植民の大政策を以て國家發展の一大要件とせざるべからず殊に人口増加の激烈にして國土の狹隘なる我帝國の如きは海外植民の政策によりて之

れが隆盛を他日に期せざるべからず然れども徒らに外に伸びんとし内を虚ならしむるは國家衰頹の原因たらざるべからず英國は嘗て世界の商工業國として獨歩の勢を示し世界の市場を獨占し世界到る所に植民地を獲得し英人をして「英國に日没の時なし」と誇るに至らしめたりと雖も本國に於ける農業の頹廢は競争國たる米獨其他に於ける工業の發展と共に益々英國の前途を危険ならしめ有識の士は擧げて英國の前途を悲觀するに至れり更に羅馬大帝國の滅亡は吾人に一大教訓を殘せるものと言ふべし。

余は昨夏親しく伊太利に遊び其建築に其美術に羅馬帝國文明の跡を訪ね感慨措く能はざるものありしが就中五萬の觀客を收容し得たりと稱せらるゝ大劇場 (Colosseum) の殘骸を見ては嘗て羅馬の全盛時代に歌はれたる左の數句を迫想せざるを得ざりき。

“ While stands the colosseum, Rome shall stand,

When falls the colosseum, Rome shall fall,

And when Rome falls, with it shall fall the world.”

「コロシニウム」は縦し其殘骸に過ぎずと雖も現今尙は依然として羅馬府頭に立てり然れども羅馬大帝國は過去に葬られたり然も羅馬の滅亡は世界の滅亡にあらずして世界は益々各種の方面に向

つて發展進化の路を歩めり然らば此の世界文明の中心たり世界の覇者たりし羅馬大帝國は何が故に滅びたるかマルチン氏曰く「羅馬帝國は史上他に比類なき最強の帝國なりき然るに此の最強の大帝國も遂に農業衰頹の弊害と戦ふて勝つ能はざりき」(J. W. Martin The Ruin of Rural England.) と即ち羅馬大帝國滅亡の最大原因は農業の頹廢にありしなり元來羅馬帝國は最も農業を重んじたたる國家なりしも其盛んに武力を海外に示し植民地の擴張を行ふや農業を愛したる人士も漸く文明の餘弊に陥り安逸遊樂を事とし農業は一に奴隸の手に放任して顧る事なく土地の兼併は盛んに行はれ過大地主の現出と共に農業の經營は益々其宜しきを得ざるに至り茲に隆盛を極めたりし羅馬帝國の農業は衰頹の極に達し遂に國家滅亡の基因をなすに至れり余は親しく往時農業の殷盛を極めたる Campesina 平原荒廢の跡を訪ね僅かに牛群の茫漠たる平野に放牧せられたるを見羅馬帝國滅亡の眞因は實に茲に存すべしと叫びたりき世人或は Campesina 平原の農業衰頹は麻刺利亞熱の流行盛んなりしに基因すべしと論ずるものなしとせざるも吾人は其最大原因は國民の農業に對する思想變遷の結果之れが頹廢を見遂に國家を亡ぼすに至りしものなるを信す。過日ゼーリング教授は伯林大學の講義に於て「農業は單に經濟的價値に於て重要なるのみならず實に國家的元氣(Kraft)の根原なり」と論じたりしが羅馬の滅亡は即ち此國家的元氣の根元たる農業の頹廢に基

因すモムゼン博士は羅馬史に論じて曰く「劍に由りて得たるものは再び劍に由りて奪はる然れども犁ノラオに由りて得たるものは然らず」と然り植民政策は劍のみに由るべからず劍に亞ぐに鋏を以てせざるべからず農業的經營は植民地永遠の大政策なり故に植民地經營が農業的なるを必要とすると同時に更に内國農業の國家發展上重要な地位にあるべきを信す茲に於てか國家は羅馬滅亡の跡に鑑み外海外植民の發展を期すると同時に内國農業の保持發展に努め土地分配其宜しきを得せしめ勞働者の需要供給を便にし國家の中堅たるべき中小農民の培養に務めざるべからず而して之れが方法手段たるや舉げて數ふべからずと雖も現今歐洲諸國に於ける内國植民制度の如き即ち之れが手段の一とす。

現今歐洲諸國に於て内國植民の經營をなせるは獨逸、英國、露國、丁抹、威諾、瑞典、西班牙、佛蘭西の諸國にして英國に於ける一八八七年、一八九〇年及一八九四年發布の宅地法 (Allotments Acts) 及一八九二年發布の小農地法 (Small Holdings Acts) は大農地を分割して中小農民を増加するの目的に依れる一種の内國植民政策に外ならず露國は一八八二年五月十八日附の法律により内國植民の門戸を開き丁抹は一九〇四年四月十一日に諾威は一九〇三年六月九日に瑞典は一九〇四年六月十七日に内國植民に關する法律を發布して之れが事業に着手し西班牙は近く一九〇七年八

月三十日に植民法を發布し佛蘭西は一九〇八年に至り内國植民に關する法律を發布し又内國植民に就て二千年來の歴史を有せる伊太利も近來種々の法律を發布して事業を革新し匈牙利は昨夏内國植民に關する法律案を議會に提出するに至れり斯の如く歐洲諸國が内國植民に關する法律を發布して之れが事業の遂行に努力するの原因に至りては之を内因及外因の二種に分つを得べし即ち近年工業の發展は資本の集中となり資本の集中は益々工業の規模を増大し家内の工業は變じて工場工業となり國內の人口は田園を去つて都會に流入し市街は益々膨脹するに反し農村の勞働は益々缺乏を告ぐるに至りしは其内因にして之に加ふるに世界交通機關の發展は世界の距離を時間的に短縮し經濟的競争は内國的たらずして世界的となり列強の競争は益々激烈を加へ新開國の農産物は低廉なる價格を以て盛んに舊世界に流入し來り以て歐洲市場の價格に一大打撃を加へ舊大陸の農業界は爲めに一大恐慌を惹起し爲めに大地主は經濟上の困難に遭遇するに至りしは即ち之が外因たり。茲に於てか國家は之が困難を救済し且つ新たに中小農を増加し且つ之が地位を進め更に地面持勞働者を増加し以て農村に土著せしめ農村に於ける農業勞働の缺乏を補ひ同時に人口の市街に密集するの弊を矯正し以て産業の發展を計り一國富強の基礎を鞏固ならしめんが爲めに内國植民を行ふに至れり而して獨逸の現行内國植民に至りては他の列國と同じく、經濟的理由の

下に之が實行を見るに至りしのみならず尙ほ之に加ふるに政治的理由を以てす即ち對波蘭土政策は内國植民實行の主因にして且つ其規模の宏大なる他に比類を見ざる所なりとす。

我帝國の現狀は歐洲の諸國と異なり農村人口の夥多なるのみならず耕地面積狭小にして之を分割するよりは之を合同し以て耕地面積の増大を必要とするが故に土地を分割して内國植民を行ふの餘地なく僅かに北海道及東北地方に未開の原野を有して内國植民の必要を訴ふるに過ぎず然れども内國植民の必要は舊日本の農業界に限るものにあらず久しく内國農民移植の機運に至らざりし我臺灣も四十二年度より新たに移民政策を實行するに至り樺太の如き又農民の移住を必要とすべく近く朝鮮の合併は更に農民移植の具體的政策の遂行を必要とするに至れり朝鮮、臺灣及樺太の植民が内國植民なるや將た海外植民なるやは議論の存するものありと雖も或は之を海外植民と解し或は之を内國植民と釋くも政策實行上何等の故障あるなし然れども新附の人民在住の中間に母國の農民を移植するの點に於ては現今獨逸が舊波蘭土領たりしウエスト、プロイセン及ポーゼン兩州に於て實行しつゝある内國植民と類似の點少しとせず。

今や世界到る處無主無人の地あるなく、嘗つて歐洲人が南北兩米に植民し或は濠洲に植民し或は又阿弗利加大陸を占有したる當時に於けるが如く其植民地は少數の劣等種屬により所有せられ

たるか或は全く無人の境たるが如きは絶望的にして今後の植民政策は之を多少文明の程度に於て進歩せる多数の人口を有する國土に向つて行ふの止むなきに至れり我臺灣の如き又朝鮮の如き即ち後者に屬すべきものにして前者の僅かに「對土地政策」が植民政策上主要の部分を占むるに反し後者は「對土地政策」と共に「對土人政策」最も重要な地位を占む殊に植民者及被植民者間に於ける人種上の懸隔餘りに甚だしからざる場合に於ては此問題は益々困難なるを見るべし彼の露西亞が汾蘭土に對する政策の如き又獨逸のエルサス、ロートリンゲンに對する政策の如き我帝國の植民政策上大に參考とすべき點多しと雖も殊に獨逸の對波蘭土人政策は以て我植民地統治上の一大參考たるべしと信ず。

吾人はモムゼン博士と共に植民政策の最大要件は農業政策にありと信じ殊に我朝鮮の植民政策は農業植民に由るべきを信ずるものにして之が實行の手段は母國の農民を盛んに移植するにあり而して之が移植の方法手段に至りては慎重の研究を要すべく現今獨逸が實行しつつある波蘭土人撲滅政策の如き果して最上の政策なるや否や是等は即ち吾人の更に幾段の研究を償すべし茲に於てか即ち現今最も盛んに行はれつつある政治的經濟的兩面の理由を有する獨逸内國植民の大要を論じ以て我植民政策遂行上の參考たらしむるも亦徒事にあらざるべく以下章を追ふて研究の一端

を草せん。

Unsere Zukunft ist Weltwirtschaft und Binnenwirtschaft P. B. Derhans.

第二章 内國植民の意義及沿革

一國の領土内に於ける人口の移動が果して植民なるや否やに就ては學者の説區々として一定せずラインシュ氏の如きは内國に於ける人口の移動は植民としての要素を缺けるものとなせども獨逸の學者は之を廣義に解釋し海外植民に對し内國植民 (Innere Kolonisation) の名を以てし一種の植民と見做せり而して内國植民は之を狹義に解釋すれば國內に於て既に文化の行はれ居る地方に向つて他の地方の國民が規則正しく移住し來り茲に土著し専ら農業の經營に従事する者にして夫の人跡未だ到らざる地方若くは文化未だ普ねからざる地方に移住し初て天與の富源を開拓するが如きは其土地たる國內の一部に屬すと雖も内國植民と稱するを得ざるなり然れども是を廣義に解釋する時は内國に於て一地方より他の地方に移住する場合は悉く之を内國植民と稱すべし我北海道の如き人跡到らざりし原野にして土人の文化亦見るべからざる地方に對して行はれたる移民なりと雖も是を内國植民の一種と解釋するを得べし夫の露領西比利亞に對する植民の如きも亦一種

の内國植民と見るを得べしケブナー教授 (Köbner) の如き露領西比利亞は一部を除くの外は是を海外植民と認めざるものゝ一人なり然れども之を歐洲諸國の實際に徴するに今や各國の人口は何れも高度の密度を有する者なるが故に内國に於て人跡未到の地あるは殆んど稀なり茲に於てか現今各國に於て行はれつゝある内國植民は主として内國に於ける大農地の分割を行ひ新たに中小農民を増設するを目的とせり現今獨逸に於て行はれつゝある内國植民の如きも亦之に過ぎざるなり。

斯の如く内國植民は之を廣義に解釋すれば單に一國內に於ける人口の移動をも内國植民と稱するものなるが故に其起原は國家の成立と時を同じうすべきものなり今獨逸に於ける内國植民の歴史を案するに吾人は之を二期に區別するを得べし即ち第一期は一八八六年以前に行はれたる内國植民にして第二期は一八八六年以降今日に至る間の内國植民とす若し現今行はれつゝある内國植民を現時の内國植民と稱せんか前者は往時の内國植民と稱し得べきなり而してブレンニング (A. Brenning Innere Kolonisation, 1909) は往時の内國植民を更に左の三期に分てり

第一期 紀元五百年頃より同八百五十年 (Frankischen Könige) の時代に至る

第二期 十世紀の初めより十五世紀の中葉に至る

第三期 三十年戦争後より最近に至る

斯の如く獨逸に於ける往時の内國植民は之を三期に區別すべきも其最も盛んに且つ規則正しく植民政策の實行せられたるは第三期即ち三十年戦争後に起れる普魯西王國の内國植民なりとす故に吾人は現時の内國植民を論ずるに當り先づ此第三期に於ける普魯西王國內國植民の大要を述べざるべからず。

獨逸帝國が最近に至る迄其國力に於て其産業に於て英佛其他の諸國に及ばず常に國勢不振の状態に呻吟したる原因は種々ありと雖も十七世紀及十八世紀の間に於ける戦亂の禍害は其主要なる原因の一なるべし。而して普魯西王國が盛んに内國植民の遂行に努めたるも亦此戦亂の禍害を救済し以て國力の發展を期せんとしたるに過ぎざるなり三十年戦争以前に於て獨逸は比較的繁榮を樂しみたりと雖も一六一八年より一六四八年に亘れる長期の大戦争は全く各方面に於て産業上の活動を撲滅し殊に農業及農業者に一大打撃を加へたり即ち無數の農民は住宅と田圃とを捨て、之に従軍し戦死の數擧げて數ふべからず甚だしきは全村擧つて戦没したるものなしとせず加之従軍の厄を免れたる地主及農民と雖も資本及貯蓄を徴發せられ農耕地は全く荒廢に歸するも顧るの暇なく人口は殆んど二分の一に減じ其殘留人口すらも大半は生産的職業の訓練を受くるに堪へざる老幼者にあらざれば戰場に馳驅する事久しく常規の産業に適せざるものゝみにして除隊兵士は盛

んに國內を彷徨し食を乞ひ農民を掠め農耕運搬の用に供すべき馬匹は極めて少なく耕耘に犁を用ふる能はず僅かに鋤を用ひ連ぶに貨車を用ふる能はずして僅かに牛車を用ふるに過ぎざりき斯の如く農民の困難は多大なるものにして他の補助を受くるにあらずんば再び農業の經營に従事するを得ざるの境遇に陥るれり茲に於てか領主は農民に向つて家屋の建築及資本の獲得其他に對し補助を與へ同時に賦役及租調を要求せり而して農民の放棄せる農耕地は盛んに領主により併吞せられ或は新しき農民の所有に歸せしと雖も其新農民も均しく資本を有するなく非常の困難を感じたりき茲に於てか地價は四分の一に低落し金利は一〇乃至三〇ヘルセントを示し隣國和蘭の當時三乃至六ヘルセントなりしに比すれば雲泥の相違を有したりき獨り農業のみならず當時重要な産業たりし醸造業、搾酒業、製紙業、印刷業、毛織物業、リンネル製造業の如きも全く廢滅に歸するに非ずんば僅かに其命脈を保持し得たるに過ぎざりき而して節儉及勤勉は以て生活を支持するに足らず欺計、暴力、騙詐等到處に行はれ特に農民の慘狀筆紙の盡す所にあらず貴族資本家軍人等は農民の困難を好機とし盛んに農民の所有地を低廉なる價格にて買收し農耕地の兼併頻りにして所謂大地主興起の時代を現出しメクレンブルグ及シュウエシッポメルンに於ては從來農民の所有せし耕地の過半は全く其跡を絶つて至り戰亂の餘弊百年の久しきに及びフライタッハ氏(Freytag)をして三十年戰爭の過害甚大なりしに就き左の如く歌はしめたり。

“Mehr als hundert Jahre nach dem Kriege regieret der deutsche Bauer fast ebenso eingepflicht wie die Stücker seiner Herde, während ihn der Paster als Hirte bewacht und durch das Schreckbild des Höllenhundes in Ordnung hält und der Gutsbesitzer oder Landesherr alljährlich abschor.”

シュモラー教授(Schmoller)によれば三十年戰爭後約五十年餘を経過したる一七〇〇年に於ける普魯西王國の平均一平方哩(獨逸哩は英の二十哩餘に當る)の人口は僅かに六百十六人に過ぎざるに反しザクセンは二千七十七人ハノーバーは千三百六十七人ツェルテンベルグは二千二百七十二人ペーメンは千五百九十人シュレスウヰヒ、ホルスタインは千二百二十五人和蘭は千二百五十八人蘭西は二千四百人を算せり又以て普魯西王國が戰亂の結果人口の割合極めて不利益の状態に存じたるを知るに足るべし戰爭の結果減退したる人口は更に一七〇九年より翌一七一〇年に亘れるべしト病流行の結果益々其數を減じ殊に東普魯西は最も慘狀を極め人口の三分の一は之が爲めに仆れケーニヒスベルグ市の如きは一ケ年に一萬八千人の人命を失ふに至り全村悉く惡疫の爲めに犯されて田圃の間人煙稀れにして耕地は荒廢に歸し主人を失ひし家畜は群をなして原野に漂ひ飼養缺乏の結果算を亂して斃死せりといふ。

戦亂に亞ぐに悪疫を以てしたる普魯西は更に一七五六年に至り埃佛露の三國に對し戦端を開き一七六二年に至り初めて和戰の約成りしが是れ即ち世の七年戦争と稱するものにして其結果人口の五乃至一〇ペルセントを失ふの困難に陥れり。

如斯十七、八兩世紀に於ける普魯西の歴史は實にあらゆる悲惨を極めたるものにして戦争絶ゆるの時なく加ふるに悪疫の流行を以てし國力の根原たり産業の基礎たる勞力の缺乏は遂に普魯西王國を荒廢に歸せんとするに至れり故に此慘狀より國家を救濟せんと欲せば須らく先づ荒廢せる土地を恢復し人民をして安んじて其業に従はしめざるべからず而して土地の荒廢を救濟せんと欲せば先づ以て勞力の補給増殖を計らざるべからず茲に於てか人口の輸入は之か救濟策の最大要件として内國植民政策の必要を訴ふるに至れり即ち三十年戦争後に於ける普魯西内國植民は斯くの如くにして熱心の經營を見るに至れり而して此植民政策は大選舉侯 (Der grosse Kurfürst) により開始せられフリードリヒ大王 (Friedrich der Grosse) により益々擴張せらるゝに至れり而も當時の内國植民は戦亂及悪疫の結果減退したる人口の恢復を目的としたるが故に其種類の何たるを問はず人口の増加を以て最大主眼とし商工業の隆盛を計るを以て第二の目的とし農業發展に用ふる農業勞働者の増殖を以て第三の政策としたるが故に移住者の大部分は都會に來住したりしが一七

〇九年—一七一〇年に至り東普魯西に於けるペスト病流行の結果被れる損害恢復の必要上國家は初めて農民の移植を以て最大要件となすに至りフリードリヒ大王の治世に至りては農民と市民とは殆んど相半ばするに至れり。

現今獨逸の内國植民は内國の一地方より他地方に農民を移植するにありと雖も當時の植民政策たるや前述の如く國內人口の絶對的增加を以て最大の主眼としたるを以て職業及國籍の何たるを問はず専ら外國よりの移入を奨励したり然れども十七、八世紀に於ては今日と異なり歐洲の文明國と雖も未だ交通の便開けず國境を接する隣國と雖も外國の事情は明かなるを得ず故郷に戀々たるの情は今日の比にあらず此時に當りて戦亂の結果荒廢に歸し且つ氣候寒冷なる東部普魯西の地に國外の移民を招集せんとす國家の困難又知るべきのみ而して國家は此困難を敢てし所有保護の下に移民の策を講じたりき即ち其保護政策の概要を述べれば國家は先づ移民の數及距離の遠近に應じ一人一哩に就き「グロッシュン」(Groschen) の割合を以て旅費を給與し其携帶貨物は總べて關稅を免じ移住地に於ては既設の建築物を支給するにあらざれば建築材料の無料交付を行ひ或は又建築費の現金補助をなし移住後二年乃至十五年の間は國稅及地方稅共に之を免除し且つ移住後三代の間は兵役を免除する等所有特典を與へ尙農業者には之が經營に必要な種苗は勿論農

具及使畜を無代にて給與し農業資金の前貸をも行ひたり然れども斯の如き多大なる國家の保護も未だ多數の移民を得るに困難なりしを以て國家は更に農民には農耕地を無代にて附與し或は極めて廉價を以て賣渡し市民に對しては家屋敷地及之に附屬せる小面積の蔬菜園を無代又は廉價に附與したり而して斯の如き保護の下に移住せるものは其身體に關しては全く自由の權利を享有し何等の束縛を受くる事なかりしも其土地の使用に關しては種々の制裁を受けたりしが十八世紀の下半期に至り國家は全國に通すべき規程を定め移住者は三代の間は官廳の許可なくして土地の貸付抵當及賣買をなすを禁じ國家の指定せる監督者の下に立ちて其業務に従事し且つ國有地の經營上賦役を必要とする時は國家の要求に應じ之に服従するの義務を負はしめ地代免除期限後は土地の純益を標準として定めたる一定の金額を年々國家に納入するを要したり尙ほ此他移住者には無斷にて農場を去り或は之を荒廢せしむる場合には嚴刑に處せられ甚だしきは農家の酒類使用を禁じ且つ移住者をして互に相制裁し國家に對し連帶責任を負はしめんが爲めに勉めて團體を組織せしめたり。

斯の如く國家は一面移民に對し各種の保護を與ふると同時に一面に於ては所有監督法を設け峻嚴其度に過ぎ寧ろ干渉の甚だしきを思はしめずんばあらず然れども熟く當時の状態を考ふるに國

家は人口の増殖を計るに急なるの結果他を顧るの遑なく移住者の種類の如き之が撰擇の餘裕を存せざりしを以て之が完全なる發達を期せんと欲せば非常手段を必要としたるは勿論なり夫のフリードリヒ大王が農業政策に熱心なりし結果は獨り移住者に對して干渉政策を試みたるのみならず廣く國內の農業者に對し或は憲兵の力を以て爪哇薯の栽培を強制し或は牧草、煙草、荳草、桑樹及果樹の栽培を斷行せしめたるが如き實に今日より推論する時はゴルト教授の言へる如く其干渉たる寧ろ國家の權能以上に出でたるが如きも是が結果は即ち十九世紀に於る獨逸農業發展の基礎をなすものにして當時の事情又止むを得ざりしものなるべし故に其植民政策に於ても前述の如き峻嚴なる監督は他日其効果の大なりし一因なりしものと信せらる。

移民招來の困難なりしと同時に當時植民政策遂行上の一大障害は土地問題なりとす蓋し當時戰亂及惡疫の結果人口の減退と共に土地の荒廢に歸せるもの多大なりしと雖も前述の如く土地の兼併盛んに行はれ荒廢の地と雖も所有權の確然たらざるものなかりしを以てなり由來古今何れの時代を通ずるも移民の大部分は赤貧にして何等の資力を有せざるを普通とするが故に當時の移民も自ら土地を買収するの資力を有せざるは明らかにして同時に國家も戰亂の餘弊未だ癒えず爲めに國庫豊かならず國家自ら土地を購入し然る後之を移民に賣渡すが如き財政上の餘裕を有せざるは

勿論なり茲に於てか如何にして移民に必要な土地を與ふべきかは當局者の最も苦心したる所なりき然れども當時大地主は徒らに土地の兼併を行ひしと雖も勞力の缺乏は之が有利的經營を行ふに困難なりしを以て大地主の勢力は衰頽を來し國家の權力は漸次増大するに至りしを以て國家は先づ租税の負擔者として兵役の義務者として國家生存上の一大要素たる中農及小農の保護を計らんが爲めに大地主の土地兼併を抑制し後遂に農民保護法を制定し土地の兼併を嚴禁すると同時に一面に於ては大地主を勸誘し之に獎勵金を附與し其所有地内に農民を移住せしめ或は兼併したる土地を再び分割して更に中小農地を設けしむるに努めたり斯の如く國家は大地主の土地兼併を禁止し或は之が分割を行はしめ以て移住地の獲得に努めたりと雖も其結果移民の獲得したる土地は比較的狭小にして國家は自ら國有地を分割し之に移民を招來したり即ち當時普魯西國は宏大なる森林及農耕地を有する一大地主なりしを以てフリードリヒ第一世は自ら國有地を分割し中小農民の移住を計り更にフリードリヒ大王に至りては益々熱心に之が施設に努め獨り國有地の分割を行ふのみならず沼澤濕潤の地を改良し以て移住地に當てたり即ち大王はオーダー(Ord) ヴアルテ(Warthe) 及ネッツェ(Netze) 河畔及其他の濕地を排水乾燥する等種々の土木工事及土地改良事業を起し不毛の地を變して肥沃の耕地となせしも少なからず斯の如くして國家の得たる植民地の

面積は少くとも六十平方哩を下らざるべしと言ふ而して國家が此植民事業に投じたる資金に就ては其詳細を知るに由なきもシュモラー教授の調査によれば移民一戸に對する國家の支出は平均六百「ターラー」(Taler)にして一戸千「ターラー」以上に上りしも亦少なからざりしと稱すれども近く政府の報する所によれば (Zwanzig Jahre deutscher Kulturarbeit, 1907) 尙國家の移民一戸に對する支出は四百「ターラー」を出でずと稱せらる而して國家は東普魯西一州の慘狀を恢復するのみにて尙ほ六百萬「ターラー」の巨額を投じたるのみならずフリードリヒ大王治世の下に此事業に投じたる資金はヘルツベルヒ氏 (V. Hertzborg) によれば二千五百萬「ターラー」と稱せられ居れども更に信すべきものゝ計算によれば約四千萬「ターラー」の多きに達するが如し。

三十年戦争後開始せられ爾後十七、八世紀を通じて盛んに行はれし内國植民事業は獨り農政上の最大要件なりしのみならず國家の最大問題なりき茲に於てか普魯西王國の君主は何れも是が遂行に努力せられたる事前述の如くにして内外各種の困難に遭遇したりと雖も廣く外國より移民を招來したるの結果遠く伊、佛、英、和、露、丁、希臘、瑞西、奧太利、波蘭土等より來住するもの少なからず殊に一六八〇年より一七三〇年に至る五十年間に瑞西より七千人フェルツより七千人ザルツブルグより二萬人の移住を見たるが其大部分は東普魯西の農耕地に移住し他はクールマルクに移

住せり更に佛國人の移住する者一六七二年より一七〇〇年に至る間に於て二萬人の多きに達し専ら都會に住居したり而して斯の如く種々の困難ありしのみならず移民の來住を見るに至りし原因の一は即ち宗教上の關係にして大選擧侯及フリードリヒ第一世時代に於て普魯西は宗教の自由を許したりと雖も隣邦の佛蘭西、ザルツブルグ及ペーメン其他に於ては新教徒に對し種々の迫害を加へたるを以て信仰の自由を得んと渴望する新教徒の相率ゐて普魯西に避難したるもの少なからざるに由る而して當時此宗教的關係により移住し來れる二萬の佛人は即ち獨逸民族の間に介在し人種混同の結果は他日獨逸人の性格に大なる影響を及ぼし其美術的知覺及び技能を鋭敏ならしめチュートン人種の遲緩にして籌量的なる性情に加味するに活潑にして好事的なる分子を以てし猶太人と共に獨逸の産業發展上の一要素をなすに至れり移民の小數は舊教を信するものなしとせざるも其大多數は新教徒にして且つ移民の大多數は普魯西以外に住せし獨逸民族なりしことは前述の數字により明らかなり尙ほ此他人口の比較的稠密なる西部地方より東方に移住せしもの少しとせざりき然れども此内國に於ける移民に就ては國家が何等獎勵の方法に出でざりしは勿論なり。

以上述べたるが如き熱心なる植民事業の結果は普魯西王國の人口増殖の上に於て又其經濟的發達の上に於て多大なる影響を及ぼしたるは明らかなてフリードリヒ時代に於ける移民數の州別を

示さば左の如し

シュレシエン	六萬乃至七萬人
クールマルク	十萬人
ボンメルン	一萬五千乃至二萬人
ノイマルク	二萬人
マグデブルグ	二萬人
東普魯西	一萬五千人
西普魯西	一萬五千人

斯くてフリードリヒ大王在位の間のみならず於て約九百餘の農村は新たに起り此他無數の小植民地設置せられたり而して一六四〇年より一七四〇年に至る百年間に於て來住したる移民數は約十五萬人を以て算せられ更に一七四〇年より一七八六年に至るフリードリヒ大王の治世に於て少くとも三十五萬人の移民を移植したるを以て一七四〇年より一七八六年に至る間の移民を合算すれば總計五十萬人の多きに達し移民及其子孫の數は一七八六年に於て全人口の二〇ペルセントを占めたり(シュモラー教授によれば全人口の六分の一乃至五分の一と稱せらる)尙ほ此他軍備充

實の必要上外國より募集し來れる兵士も非常の數に達したるを注意せざるべからず而して此數は十八世紀間のみにて約三十萬乃至四十萬の多きに達したりと稱せらる。

斯の如く内國植民の熱心なる遂行は多數の移民を招來し得たるを以て一七〇〇年に於ける人口の狀態は前述の如く極めて不良なりしにも拘らず十八世紀に於ける普魯西王國の人口増加率は他の歐洲諸國に比して卓越せるものあり即ち左の統計は一七〇〇年及一八〇〇年に於ける普魯西其他主要國の一平方哩に對する人口の密度を示すものにして前後百年間に於ける人口増加の狀態を知り且つ内國植民の普魯西王國の人口に及ぼせし効果の多大なりしを知るに足る。

區 別	一平方哩に對する人口の密度	
	一七〇〇年	一八〇〇年
普魯西王國	七〇〇	一、五八四
クールザクセ	二、〇一七	二、七七四
ハンノーバー	一、三六七	一、五六七
丁 抹	九〇〇	一、一四八
ヴュルッテンベルグ	二、二七二	三、九五五
ペーメン	一、五九〇	三、一九二

ロンバーデイ	三、〇〇〇	四、九〇〇
蘇 格 蘭	八三二	一、〇七九
シュレスヴッヒ、ホルスタイン	一、二二五	一、八四〇
英蘭及ウエールス	一、九七〇	三、五五九
佛 蘭 西	二、四〇〇	二、八〇〇
和 蘭	二、一五〇	三、五〇〇

内國植民は獨り人口増加の上に於て多大の効果を奏したるのみならず農政上の成績も偉大なるものにしてフリードリッヒ大王治世の下に東普魯西に於て新たに起れる中小農地面積は二百五十萬乃至三百萬「モルゲン」(Morgen)の多きに達したり而して内國植民が東部諸州の農業に及ぼせる効果に就てシュモラー教授は左の如く言へり。

一八五九年の研究によれば東西兩普魯西、ホムメルン(ストラールズンドを除く)、ブランデンブルグ、及シュレシエンの五州に於ては一八一六年に二十二萬六千五百五十三の中農地を有し其面積二千三百萬乃至二千四百萬「モルゲン」を算したり而して此數は植民を行はざりしとせば四萬を減じたるべし更に一八一一年より一八四八年に至る所謂スタイン、ハーデンベルヒの農政改革時代に於て土地の所有權を附與したる數は以上の各例を通じて四萬五千四百九十三にして

一八四八年以後に於ても著るしき所有權の増加を見ず而して一八三七年に於ける以上各州の平均六乃至十「モルゲン」の面積を有する小農地數は二十六萬三千百三十にして此數字も植民を行はざりしとせば十萬を減じたるなるべし

即ち内國植民の結果は人口増殖と共に土地分配上多大の効果を收めたるものと稱して可なり。往時に於ける獨逸の内國植民は斯の如くフリードリッヒ大王時代に於て最も隆盛を極め内憂外患交々到るの時に際し非常の困難を排し財政の缺乏を見たるにも係らず孜々として努力したるの結果實に前述の如き成績を擧ぐるに至りしなり實に十七・八の兩世記は普魯西王國の最も悲慘を極めし時代なると同時に歴代の明君相亞いで王位を継ぎ殊にフリードリッヒ大王は非常なる熱心と勇氣とを以て農政的革新の手段を執りたるを以て遂に獨逸今日の發展を見るの基礎を形成したりきフリードリッヒ大王崩御の後と雖も尙ほ内國植民を行ひしが當時歐洲に於て經濟的自由説盛んに唱導せられたるの結果内國植民も茲に一頓挫を來し十九紀世の初葉に至りては全く之を廢止するに至りしが更に前世紀の中葉に至り普魯西王國は國內に於ける土地分配の宜しきを得ざるものあるを以て之が矯正を行はんと欲し一八三五年より一八九四年頃迄ノイフオル、ボンメルンに於ける五箇の國有地を分割し土地の購買者は地價の五分の一を現金を以て支拂ひ殘額に對して

は毎年一定の地代を納入する方法により中小農地を設け購入せし土地には使用上多少の制裁を加へたり其後一八四五年十一月十四日及一八四六年九月廿九日附の閣令を以て西部地方より西普魯西、ポーゼン、及ボンメルンの諸州に農業労働者を移住せしむるの目的を以て從來小作人に貸與せし國有地にして小作期限の満ちたるものを分割し志望者に拂下をなすの規定を設けたりしも拂下方法の緻密に過ぎたると其局に當れる者が此政策に反對したるとより此閣令も遂に功を奏せず分割せる土地は却て大地主の併有する所となりしを以て僅かに二三國有地の分割拂下をなしたるのみにて此法律は適用せられざりき然るに一八七〇年乃至一八八〇年の頃に際し東部諸州に於て中小農を設け所有地の分配を調和し且つ農業労働者用の農地を設定し以て農民の都會移住の弊を防がん爲め再び國有地分割論勃興するに至り殊に一八七三年ミケール (Michele) が同志と共に普魯西王國議會に提出せし建議案は頗る有力なるものなりしかば政府も輿論の趣く所に従ひ一八七五年及一八七六年の兩年度間に於て小作契約の満期となりたる國有地四ヶ所を分割し土地價格の六分の一は土地交付以前に他の六分の一は交付後一箇年以内に其殘餘は少くとも五箇年以内に政府に納入すべき契約の下に拂下を行ひしも國家は財政上利する所なく國有地三箇所の價格は従前の小作料を資本に改算せしものよりも低廉なりしかば遂に此事業をも中止せり。

斯の如く十九世紀の中葉頃より行なはれたる國有地分割の政策は何れも其効果を收むるなくして内國植民政策上見るべきもの少なき然るに土地所有權を確實にし且つ中小農民の増殖を目的として十九世紀初葉に於て行はれたるスタイン、ハーデンベルヒ農政改革の結果は豫想に反して大地主の土地兼併を現出するに至りしを以て遂に一八六〇年乃至一八七〇年頃より此農政改革の結果として永久小作制度を廢止したるを非難し再び從來の如き永久小作制度若しくは之に類似の制度を設け以て中小農の増殖を計るべしとの議論漸く盛んに行はれ或は建議となり或は諮問となり遂に一國の輿論をなすに至り國家は此經濟上の理由に加ふるに對波蘭土人政策を以てし茲に現今行はれつゝある内國植民政策を積極的に實行するの決心をなし一八八六年初めて「西普魯西及ポーゼン兩州に於ける獨逸民族移住土著獎勵法」を發布し次で一八九〇年に至り「地代農地法」を發布し更に其翌年一八九一年に「地代農地設置獎勵法」を制定し茲に現今遂行しつゝある内國植民の實行を見るに至れり而して此現行内國植民は即ち余が本論に於て論評せんと欲する所のものなるを以て更に章を改めて論究を試むる所あらん

第三章 内國植民の動機及目的

前章に於て詳論したる内國植民は専ら獨逸の東北部に於て行はれたるものにして所謂普魯西王國の施設經營に係る所のものなり此他南部獨逸に於ても内國植民の經營を見たり即ち一七八七年に着手されたる夫のノイースタット及インゴルスタットの南に位するドナウの沼澤に於ける植民事業の如き其一なりと雖も之を東北獨逸のそれに比すれば極めて微々たるものに過ぎず而して現今獨逸に於て行はれつゝある内國植民も同じく此東北地方に於てせられ且つ其事業たるや普魯西王國の經營に係るものなり然らば現今普魯西王國に於て盛んに行はれつゝある内國植民の動機如何乞ふ少しく論ずる所あらん。

十七、八兩世紀に於ける普魯西王國の内國植民は前述の如く専ら人口政策を以て最大主眼とし之に加味するに經濟上の目的を以てしたり夫の最も古く内國植民を實行したる羅馬帝國の内國植民も即ち此經濟上の必要上より行はれたる者にして紀元前三百六十六年に於てリチニウス(Licinius)が制定したる法律の如きも全く羅馬に於ける農業の窮狀を救濟せんとせる經濟的農業政策に過ぎざりき現今歐洲諸國に於て行はるゝ内國植民も其目的とする所は全く經濟的にして農業政策上の一手段たるに過ぎざる也斯の如く内國植民の主要なる動機は經濟上の關係にして専ら農政上の必要より之が實行を見るに至りしを普通とす茲に於てか現今行はれつゝある獨逸の内國植民も

亦此一般法に漏れずして其動機たるや全く經濟的なりと雖も更に之を行ふに他の原因を以てす故に吾人は現今獨逸に行はるゝ内國植民の動機を經濟的及政治的の二種に分て論評を試みんと欲す。

第一節 經濟的動機

最近獨逸の發展は驚くべきものありと雖も前世紀の中葉迄は其産業は甚だ不振の状態にありき而して之が原因は戰亂の禍害に歸する所大なりと雖も他の最大原因は産業組織の不備にありき殊に十九世紀の初葉に至る迄獨逸人口の八〇ペルセントは農業者なりしと雖も其農業組織の不完全なると氣候寒冷にして土壤の比較的不良なるとは農業の發展を見るに至らざりき然れども普魯西王國歴代の君主は何れも英明にして農業發展に努力し殊にフリードリッヒ大王の努力に至つては恐らくは古今東西の君主を通じて其右に出づるものなけん即ち大王は「余は國家第一の從僕なり」と稱し或は又「農業は人民の職業中最も主要なるものにして若し此業なかりせば商人なく帝國なく詩人及哲學者もなけん」と言ひ盛んに農業の發展に努め爲めに其政策たるや往々國家の權能以外に出でたるの感なしとせず斯の如くフリードリッヒ大王の如き多大の努力と熱心とを以て農業の發展に勉めたりと雖も尙ほ且つ獨逸農業の弊風を根本的に改新するを得ざりしが十九世紀

の初葉に於ける農政改革は遂に此弊風を一除するの目的により遂行せらるゝに至りしも其結果は更に豫期せざりし農政上の缺點を見るに至れり而して現行はるゝ内地植民の如き即ち此農政改革の缺點より生じたる農業界の恐慌を救済せんとする農業政策に他ならず吾人は茲に獨逸農政上の變遷を詳論するの必要を見ざるも現行はるゝ内國植民の動機が農政上に基因するものなるが故に其今日に至れる變遷の概要を述べ以て内國植民の動機を説明せざるべからず。

九世紀若くは十世紀より十八世紀の末葉又は十九世紀の初葉へ至る過去一千年間に於ける獨逸の農業及農民の位置に關する二大特質の存在は大に獨逸農業の發達を阻止したりき即ち其一是農業經營の不備にして他の一は領主及農民の隸屬關係是れなり今獨逸農業發達史を按ずるに往時獨逸に於て行はれたる農業は「マルク」即ち組合の組織に依れるものにして一村に住居する三十戸乃至四十戸の農業者は組合を組織し周圍の農地を耕作し住家、農舍、庭園、家畜は個人の財産として各自之を所有すれども農耕地は之を大地區に分割し各區毎に各自の持分を定め其面積は二頭の牛畜を使用し半日に耕し得る程度を以て普通とし毎戸の持分多きは百ヶ所に散在したることあり尙ほ此他牧場及山林の共有地を存し組合員は各々之を利用するの權利を有したりき斯の如く農耕地は相交叉し且つ農路を有せざりしが故に耕作上一種の制規を必要とするは明かなり茲に於てか

農業者は各區に於ける耕耘及收穫は之を同時に行ひ各自相妨げざるを期し加之輪作及施肥の智識なき結果三圃農業 (Dreifelderwirtschaft) 廣く行はれ休圃は勿論收穫後の夏穀及冬穀區に於ても組合員は何れも放牧するの權利を有したりき斯の如く當時の農業は地方慣習の經營法に全然束縛せられ農民の賦役、租調其他農事に關する百般の規則習慣等何れも此經營法に一致するの止むなきに至れり世の稱して耕作強制法 (Flurzwang) とすもの即ち是なり。

斯の如き不完全なる農業組織は歲月の經過と共に推移し遂に農民及領主の隸屬關係を現出するに至り殊に東部普魯西に於ては大地主の權利甚だ強大にして大地主に對する農民の義務關係は農民が其時間を割くに最も不便なる時期即ち播種若くは收穫の時期に於て其勞力若くは牛馬を以てする強制的服役となれり而して此義務の存續する限り農民は其土地を去ること能はず又自ら其羸疥を脱すること能はざるが故に子孫相傳へて其土地に緊縛せられたる農僕の状態となり以て十九世紀の初葉に及べり農業技術の幼稚にして社會組織の發達せざる時代に於ては斯の如き不合理的農業經營法及領主農民間の隸屬關係は或は止むを得ざる事とするも社會の進歩と農業技術の發展とは遂に之を許さざるに至るは當然なり即ち十八世紀の末葉に至るや普魯西王國の學者は所有方面より農業の研究を行ひ從來行はれつゝある農業經營法の改善を行はんとし加ふるに經濟的自由

主義及人民平等主義は歐洲の思想界に傳播し更に警治國は變じて法治國たるべしとの説勢力を占むるに至りしかば從來行はれし普魯西王國の農業經營法及農民領主の隸屬關係は全然是等の新思想と相容れざるに至れり茲に於てか農民をして經濟上自由の權利を與へんと欲せば先づ從來の農習慣を打破すべしとの議論盛んなるに至り國家も茲に見る所あり遂に十八世紀の末葉に至り國王は自ら御領地に於ける農民の政治的、人的及經濟的束縛を打破し是等の弊害を一掃し其成績に鑑がみ漸次之を全國に及ぼさんとし英佛兩國に於ては既に業に久しき以前に於て斷行せられたる農民開放策なるもの初めて其端緒を開きしが其成績の見るに足るべきものありしかば遂に一八〇七年より一八二一年に至る十四年間に種々の農事法制は發布せられ普魯西王國の農史上特筆すべき農政改革は行はれたり世に所謂スタイン、ハーデンベルヒの農政改革と稱するもの是なり。

此農政改革により過去十年間に亘りて一大弊風たりし領主農民間の隸屬關係は打破せられ相互の間に存在する人的物質的義務を廢止し互に之を賠償せしめ農民は從來使用したる土地に對し所有權を獲得し貴族地及農民地の自由分割を許可し農業經營法の改良を促がし從來行はれたる共同放牧權及共同森林使用權を廢止し或は之を制限し得るの機會を與へ共有地の分割を奨励し又耕地の整理を促がして散在せる小地積の農地を可成集合して適當なる農業經營をなし得るの便宜を計

りたり而して此改革の行はるゝの時に當りテヤー (Albrecht Thier) 及リービャ (Justus Liebig) の如き偉人輩出し或は農業經營の改善に或は農業技術の發展に貢獻する所極めて大なるものあり 農政改革の効果を以て益々大ならしめ農業生産の増進を計れり而してゴルツ博士は當時の農業發展を賞讃して曰く「一八〇〇年より一八五〇年に至る半世紀間に於ける獨逸農業の發展は恐らくは過去千年間に成したるものに比すれば更に一層進歩の盛んなりしを認識するを得べし」と又以て此農政改革が獨逸農業の發展に及ぼせし効果の多大なりしを知るべし。

然れども一利一害は數の免かれざる所にして此農政改革が過去千年間の弊風を一掃し獨逸農業發展の新紀元を開きしと雖も同時に又其缺點をも出現するに至れり即ち當時の農政改革は經濟的自由主義を基礎としたるものにして從來行ひ來りし干渉主義を捨て領主及農民に許すに所有地の自由分割を以てし且つ之が賣買讓與を自由にし共有地は可成之を分配して個人の私有地たらしめんとするにありき而して之が改革の主眼とする所は斯くて大地主の所有地を細分して其數を減じ中小農地の數を増加するに在りしと雖も其政策たるや餘りに自由主義に偏し土地の自由分割を許すと同時に從來行はれたる農民保護法を廢止したるが故に其結果は豫想に反し大地主地の分割を見ずして却て中小農地主地の兼併行はれ世襲財産の如き年に其數を増加し遂には過大地主の勃興

するに至り從來既に大地主の盛んなりし東部普魯西の諸州は爲めに益々中小農は減じ大農は増加し土地の分配其當を失するに至れり今東部普魯西諸州に於ける土地の分配其宜しきを得ず大地主地の多きを知らんが爲め左に一八八二年に於ける土地の面積別割合を示し他の諸地方との比較に供せん。

地方別	五乃至二〇ヘクタール		二〇乃至一〇〇ヘクタール		計
	面積	耕地總面積に對する%	面積	耕地總面積に對する%	
マリエンヴェルター、ポーセン及プロムベルグ	五二八、〇〇〇	一六、七	七六二、〇〇〇	二四、二	四〇、九
其他の東部地方(ボンメルンを除く)	一、五四八、〇〇〇	二〇、二	二、五六〇、〇〇〇	三三、二	五三、二
ザクセン州	四二二、〇〇〇	二四、〇	六一四、〇〇〇	三五、八	五九、八
シュレスヰッヒホルスタイン、ハンノーバー、ザクセン及ウエストフアレン	一、五一三、〇〇〇	二六、六	二、二六二、八〇〇	四六、三	七二、九

即ち前表の示す如く東部諸州に於ける小農地は其割合極めて僅少なるものにして五乃至百ヘクタールのものを合算するも尙ほ全耕地の四〇九ヘルセントに過ぎずして殆んど全耕地の六〇ヘルセントは百ヘクタール以上の大地主地に屬せり斯の如く中小地主地は或は其土地を分割し或は他に併

吞せられたるが故に土地の耕作によりて生計を營む事困難なるに至りしを以て他に労働を求むるの必要に迫られ茲に普魯西王國の農業界に農業労働者なる新階級を現出するに至れり而して此農業労働者はスタインハーデンベルヒ農政改革の結果廢止せられたる領主農民間の隸屬關係より失はれたる労働の補缺をなすに便なりしかば地主は此農業労働者を雇ひ入れ以て農業の經營をなしたるを以て兩者互に相裨益する所少なからず當時農業労働者は農業經營上必要缺くべからざる一要素たるに至れり然れども近年獨逸の産業殊に製造工業の一大發展をなすに至り家庭工業は變じて工場組織となり資本の合同となり其組織は益々擴張せられ爲めに工業労働者の需要は益々多きを加ふるに至り農業労働者と工業労働者とは賃金其他に於て益々懸隔するに至り加ふるに都會に於ける百般の設備は益々完全するに至り所謂「多額の金及多くの快樂」(Die menge Geld und die viele Vergnügen)なる思想は農村の子弟を驅つて都會若くは工場地に移動せしむるに至りしに反し農業地殊に東部普魯西地方にては大地主の増加と共に中小農は減少し小資本家は土地を獲得するの希望を失ひ農村に於ける勤勉は遂に成功の途絶無なるに至り共有地の分割は盛んに行はれ普魯西全體を通じて其跡を止めざるの状態にありしを以て中小農者は家畜の放牧及薪炭材の採取に供するの便を失ひ町村の収入も亦減少し農民の負擔は年々増加するに至りしを以て東部諸州に於

ける小地主、農業労働者或は手工業者は相携へて都會若くは西部地方の工業地に移住するに至れり斯くて都會及工業地の人口は益々増大するに反し農業地の人口は益々減退するに至りたり而して當時に於ける人口移動の状態を知らんが爲め左に獨逸に於ける都市及農村別人口の割合に關する統計を示さん。

區 別	一八七一年	一八八〇年	一八九〇年	一八九五年	一九〇〇年	一九〇五年
人口十萬以上の都會	四、八%	七、二%	一、四%	一三、五%	一六、一八%	一八、九七%
人口二萬乃至十萬の都會	七、七%	八、九%	九、三%	一〇、五%	一二、六二%	一二、八八%
人口五千乃至二萬の都會	一一、二%	一二、六%	一一、五%	一三、六%	一三、四一%	一三、七七%
人口二千乃至五千の町	一一、二%	一二、七%	一〇、三%	一二、二%	一二、〇九%	一一、八〇%
人口二千以下の農村	六三、九%	五八、六%	五七、五%	五〇、二%	四五、六五%	四二、五八%

前表の示す如く都會の人口は益々増大するに反し農業地の人口は愈々減退せるものにしてブレスシッケ氏 (Brosicke) の計算に依れば一八九五年より一九〇〇年に至る五年間に普魯西王國に於ける四百十六郡のみにて百萬人以上の人口は都會及工業地に移轉し實に一年二十萬人を算せり而して此現象は工業の發展と共に年を追ふて益々甚だしきを加ふるに至るは明らかにして昨一九一〇

年十二月一日に於ける戸口調査の成績に依れば一九〇五年に四十一を算せし人口十萬以上の大都會は四十七に増加し千三百七十萬九千八百六十三人の人口を有し全人口の二一、一二ヘルセントを占むるに至り吾人をしてフリードリッヒ、ナウマン氏 (F. Neumann) が大都會建設に就て獨逸は全世界の競争場裡に於て新「レコード」を示すものなりと稱せるの至言なるを思はしむ獨り東部地方の農業者が國內の都市及工業地に移住するのみならず交通機關の發達は海外移住の機運を促がすに至りさらぬだに人口の減退しつゝある東部諸州は益々労働者の缺乏を訴ふるに至れり即ち帝國統一以來一八九〇年に至るの間各五箇年平均一年間の海外移民數は左の如し。

- 一八七二—七五年 七二、二二七人
- 一八七六—八〇年 四二、八一三人
- 一八八一—八五年 一七一、四五七人
- 一八八六—九〇年 九七、〇二七人

一八八一年及一八八二年の次に於て獨逸の海外移民は非常に増加し一八八一年には其數二十二萬三千人即ち全人口の約百分の五に及び一八八一年より一八八三年に至る三年間に約六十萬人の移民を出すに至れり而して其最も多數の移民を吸収したるは米國にして一八二二年より一九〇三

年に至る間に五百十三萬八千九十一人の獨逸人は二十五億馬克の資金を携帶して北米に移住せり素より斯の如き多數の海外移民は獨逸全國の分を合算したるものなりと雖も其最も多く移民を出したるは東部普魯西地方なるは勿論にして左記の東部普魯西諸州に於ける各五年間合計の移民數は明らかに之を説明するものなり。

年	次	東普魯西	西普魯西	ポーゼン	プブランテ	ボンメルン	シユレシエン
一八七一—七五年	七五年	四五、〇三一	一四、五三二	三六、一九一	一六、九五二	四三、一〇五	九、九七六
一八七六—八〇年	八〇年	一〇、六三四	一八、六三六	一一、一三六	二一、一八九	七、一一六	
一八八一—八五年	八五年	九、五七二	七八、六七三	七三、三五三	四五、五五九	九四、八七五	二三、七四六
一八八六—九〇年	九〇年	九、七五一	五六、四六五	四九、九四三	二一、七四二	三七、二六五	一一、四〇五
一八九一—九五年	九五年	八、二三八	三九、五〇四	四六、〇七一	二四、四八二	二九、五四六	一〇、六二〇
一八九六—一九〇〇年	一九〇〇年	二、五二六	六、六〇〇	一〇、五九一	一〇、四一七	四六、六一九	三、三七二

斯の如く海外及他の工業地方又は都會に向つて人口の移動したる結果は農業労働者の缺乏となり賃金の騰貴となり従つて農業生産費の増加となれり加之農産物價格の下落は農業者をして益々困難ならしめたり東部地方に於ける大地主は一八四〇年より一八七〇年前後に至るの間は農業技

術の進歩と共に總收入を増加したるのみならず物價の騰貴は益々農業經營上に於て莫大の利益を
 獲得し土地の價格は非常に騰貴し土地賣買は盛んに行はれ莫大なる負債を起して土地の買入をな
 すも直ちに幾多の利益を以て之を賣却するを得又自ら農業を經營するも相當の利益を收め得るが
 故に遺産相續の場合の如き土地は頗る高價に評價せられ土地の大部分は質入れせられ土地抵當の
 負債額は地價四分の三の多きに達したり然れども更に一八七〇年代に及び海外農産物の競争は穀
 價の一大下落を來し殊に北米合衆國農業の發達は海陸交通機關の完備と共に低廉なる運賃を以て
 盛んに滔々乎として歐洲の天地に流入し遂に歐洲市場の價格を支配するの一大要素たるに至り獨
 逸農業の如き爲めに一大打撃を被り茲に獨逸農業の黄金時代は全く去りて農業恐慌時代を現出す
 るに至れり。

獨り東部地方に於て農業労働者の缺乏を訴へ農業經營上の困難に陥りたるのみならず又同地方
 に於ける工業にも一大打撃を加ふるものあるに至れり即ちポーゼン地方に於ける工業中最も主要
 なるものは毛織物 (Tucher Tuch) にして専ら露國及支那其他の東亞地方に輸出しつゝありしも
 露國が此製品に對し重税を課し殆んど其輸入を禁止せんとしたるを以て當業者は事業を中止する
 か或は露國に移住するの止むなきに至りしかば一八六三年に及び數萬の織物業者は相率りて露國

に移住し爲めにポーゼンには僅かに二十七名の斯業者を残すのみとなりたり更に東部地方に於け
 る人口減退の一因は猶太人の海外移住に歸せざるべからず即ちポーゼン地方に於ける手工業者は
 十九世紀の初葉迄は主として獨逸人及猶太人の獨占する所なりしも各國が猶太人の歸化を許容す
 るに至るや彼等は漸次他地方に移住するに至り十九世紀の中葉には約七萬の猶太人が此地方より
 西歐諸國及米國地方へ移住したり今是等東部地方に於ける猶太人減退の一般を知らんが爲め左に
 普魯西國內全猶太人に對する縣別在住の猶太人百分率を示さば左の如し。

年	次	ダン	チ	ト	マク	エン	グ	ゾ	ン	プロ	ム	ベル	グ
一八一六年				三、一%				三〇、五%					一、一、五%
一八四三年				二、六%				二六、五%					一一、〇%
一八六一年				二、七%				一九、七%					九、五%
一八八五年				一、八%				九、〇%					四、八%
一九〇五年				一、三%				四、七%					二、七%

斯の如く東部地方の猶太人は其割合年々減退するのみならず其絶對數に於ても著るしく減少せ
 り即ち一八五八年より一九〇五年に至る間にダンチヒにては六千三百八十六人より五千二百四

十七人に同じくマクエンヴェルグにては一萬九千五百十三人より一萬八百九十二人にポーゼンにては四萬七千八百五十人より一萬九千三百九十二人にプロムベルグにては二萬四千二百二十五人より一萬一千四十一人に減退せり而してゼーリング教授の調査によれば一八八五年より一八九〇年に至る六年間に東部地方より西部地方及海外へ移住したる者の數は實に六十四萬人の多きに達し同期間に於ける出産者の死亡者に超過する數の約七五ペルセントを占むと言へり而して同教授は更に東部獨逸の最大問題は人口の増殖にして特に獨逸の民族の移植を最大要件なりとなせり。

斯の如くスタインハーデンベルヒの農政改革は一而獨逸農業の發展を來すの基礎をなしたると同時に一面には農耕地の兼併行はれ中小農業者の移轉を促すに至り加ふるに海外農産物の競争は穀物の價格に一大打撃を加ふるに至りしを以て大地主の經濟的地位は極めて不良の状態を來し殊に東部地方に於て然りとす茲に於てか國家は是等經濟上の恐慌に對し何等施設する所なかるべからず即ち内國植民は此の經濟的恐慌に對する一の救濟手段として生れたる所のものなり故に内國植民第一の目的は農政改革の結果中小農の消滅したる地方に於ける大地主地を分割して再び中小農地を増設し國家の生存上、財政上、軍事上、社會上、國民の健康上、最も重要にして國家の中堅たるべき中小農業者の繁榮を計り一旦消滅したる共有地の設置を促し以て農村に農業労働者及

手工業者を土著せしめ農業労働問題を解決し更に多額の債務を負へる大地主に返債の途を與へ以て農業的恐慌を救濟し人口比較的稠密なる西南地方の人民に對し移住の途を開き土地細分の弊を防ぎ農民をして安んじて其業に従事せしめ以て都市に集合し或は東部地方より西南地方又は海外に移住するものを防止せんとするに在り即ち一八七六年ウイヘルム、リープクネヒト(W. Liebig-Knecht)が其著(Zur Grund und Bodenfrage)に於て「農業労働者及農業者なくしては吾人の奮闘は失望的なり彼等ありて初めて吾人の勝利は確實なり」と云ひしが如く各種の方面に於て極めて重大なる要素たるべき農業者及農業労働者の維持増殖は即ち内國植民の一大主眼なり茲に於てか現時の内國植民は則ち經濟上の動機に基ける農政的手段にして其經濟上の弱者たる中小農業者及農業労働者に成功の途を與ふるの點は即ち一種の社會政策と稱すべきなり。

第二節 政治的動機

新附の民を如何にして統治し如何にして同化し以て忠良の人民たらしむべきかは植民政策上最も困難なるものゝ一にして各國植民地の統治史は往々失敗の歴史を語るものなり現今獨逸に於て行はれつゝある内國植民は前節に述べたる經濟的動機に加ふるに此新附の民を同化撲滅せんとす

る一種の政治的手段を含むものにして所謂東方政策 (Ostmarkenpolitik) なるものは是なり史を按ずるに東部普魯西に於けるポーゼン及西普魯西兩州は舊波蘭國の一部をなせるものにして近世史上の一悲劇と稱せらるゝ波蘭土滅亡の結果獨逸領たるに至りしものなり即ち波蘭土は貴族社會の腐敗、僧侶の跋扈等より争亂相繼ぎ遂に十八世紀の末葉に至り隣邦諸國の乗する所となり一七七二年、一七九三年及一七九五年の三回に露、埃、普の三國に分割せられ其結果普魯西は二千七百平方哩の領土と二百五十萬の人口とを併有するに至れり斯の如く波蘭土は國家としては史上僅かに其名を留むるに過ぎざるも其山河と民族とは依然として世界の一部を占めて滅びず世界に於ける波蘭土人の總數は統計の徵すべきものなく多きは四千萬と稱すれども千八百萬を以て稍や眞に近き數なりと信せられ就中千七百萬は歐洲各國に在住す而して普魯西王國に在住するものは三百五十萬に達するが故に一九〇五年に於ける普魯西王國總人口三千七百餘萬人に比すれば約其一〇ペルセントに當る故に波蘭土人は普魯西王國に於ける一大勢力にして獨逸民族以外に此異人種たる「スラブ」民族を有するは獨逸獅子身中の蟲と稱すべく實に國家の中に更に一國家を形成せるの觀あり幸にしてフリードリッヒ大王在世時代に於ては恩威並び行はれ其偉大なる勢力を以て波蘭土人の統御に努め且つ之が同化に腐心したりしを以て大過なかりしと雖も爾來普魯西王國の威力は

大王の當時に比すべくもあらずして敵愾心満々たる波蘭土人に對して策の施す所を知らず僅かに懐柔政策を以て其怒に觸れざらん事を努めたり茲に於てか波蘭土再興の精神は彼等亡國の民族を支配するに至り所有手段方法を講じて獨立の實を擧げんとしナポレオンが歐洲に覇を稱するや波蘭土人は彼によりてヴァルシヤウ大公國を再興したりしと雖もウヰン會議の結果普魯西は再び之を領有するに至りしも爾來波蘭土問題は歐洲政治界の一大問題となり更にナポレオン三世の時代に至り波蘭土人は自國の再興近きにあるべしと信じたりしがセダンの陥落と共に波蘭土人は自己の努力によるにあらずんば到底國家の再興は望む可からざるを知り團體を作り組合を組織し以て各種の方面に向つて獨立的發展の道を講ずるに至り東部普魯西に於ては益々獨逸人との競争激烈を極め其結果獨逸人は常に劣敗の地位に立つに至れり。

ポーゼン及西普魯西は舊波蘭土領なるが故に其住民の大部分が波蘭土人なるのみならず嘗つて出産率の高きと共に死亡率も高かりし波蘭土人も近來衛生の發展したると子弟養育に意を注ぐに至りし結果は死亡率著るしく減退するに至りしを以て其生殖力は遙かに獨逸人に勝れるのみならず獨逸人は西部地方又は海外に移住するもの多きを加へたる事前述の如くなるを以て同地方に於て波蘭土人は益々獨逸人を壓倒するの勢を示し一八九〇年より一九〇五年に至る十五年間にポー

學校に於ける最も下級の生徒に對し宗教上の科程を授くるの外は學校に於ける波蘭土語の使用を嚴禁せりと雖も波蘭土人の信する舊教は直接羅馬法王の指揮に屬し法王は僧侶に許すに波蘭土語の使用を以てせしかば國家の權能も寺院の内に及ばず學校に於ては非常の壓迫を以て獨逸語を強いららつゝある兒童も家庭及寺院に於ては平然として波蘭土語を用ひ波蘭土人中獨逸語を解せざるもの稀なりと雖も彼等は特に避けて之を用ふる他國人に對する場合は佛語を用ふるを例とせり故に國家の苦心も其效果意の如くならざるの憾なしとせず殊に精神教育の支配者たる僧侶は常に波蘭土人をして普魯西王國より離反せしめんとするの手段を講じ之が統治上多大の妨害をなすこと恰も朝鮮に於ける外國宣教師が我統監政治の遂行上多大の不便を感せしめたと同一の状態なりき斯の如く波蘭土人は舊教の信仰益々其數を増加しつゝあること前表の示すが如きが故にポーゼン市の如き十五萬の人口中波蘭土人は約其三分の二を占め新教の寺院僅かに四個を存するに係らず舊教の寺院は實に十七個の多きを數る故に教育、宗教、言語等専ら國民の精神を支配すべき要素に於て斯の如き状態なるは波蘭土人が所有國家の迫害壓虐を忍ぶも尙ほ且つ其子弟に民族的精神を鼓吹し波蘭土魂 (Polentum) の維持に努力しつゝあるを知るに足るべく獨逸の波蘭土人に對する精神的感化の甚だ困難なるを知るべし。

東部諸州に於ては波蘭土人は獨り其人口に於て獨逸人を超越し其精神的状態に於て益々反獨逸的なるのみならず其經濟上に於ても亦獨逸人を壓迫するに至れり即ち東部諸州は専ら農業地にして二三の製造工業を除くの外は未だ工業的大發展をなすに至らざるも西部地方に於ける工業の發展と糖業の進歩とは工業労働者と共に農業労働者の需要を増加したる結果從來中部及西部に於て農業労働に従事しつゝありしものは工業労働者として賃銀の高きを望むに至りしを以て農業労働者の缺乏を訴ふるに至り殊に甜菜の如きは植付收穫の時期に於て多數の労働者を必要とするに至りしを以て東部地方の労働者は中部及西部地方に於て農業労働に従事するの機會を得、工業地方の労働者と共に益々東部地方より出稼労働者の數を増加するに至り農業労働者は時にサクセン州に出稼するもの多きを以て之を "Sachsenfinger" と稱し其工業地方に出稼する工業労働者 (Industriarbeiter) と區別せり是等出稼労働者中には獨逸人も含有すること勿論なりと雖も其大部分は波蘭土人なりとす是等出稼労働者の數は之を明知するを得ずと雖も余が昨秋獨逸糖業の中心たるマグデブルグ地方へ旅行したる際の如き甜菜收穫の爲め使用せられつゝある波蘭土人の労働者が群集しつゝあるを見たるより推論するも一箇年に於て數萬の出稼労働者を出すや勿論なり而してベルンハート氏 (J. Bernhard, Die Polenfrage 1910) は現今ライオンランド、ヴェストファーレン

地方の工業地に居住する波蘭土人は約二十萬に達し其五一ヘルセントはポーゼン及西普魯西より來り二四ヘルセントは東普魯西より來り殘餘の九ヘルセントはオバーシュレジエンの出にして一六ヘルセントはラインランド、ヴェストファーレンの出生に係るものなりと報せり。

東部地方より西部及中部地方に出稼する獨逸人は之を東部地方に比すれば西部地方は勞働賃銀の-highのみならず衛生設備は勿論其他人生の娛樂機關に關する設備も整備し加ふるに東部地方に於て異人種たる波蘭土人の間に介在して不愉快の生活をなさんよりは同胞と共に西部地方に愉快なる新生活を送るの遙に優れるものある結果西部地方に殘留して歸來せざるもの多く甚しきは西部に於て結婚し郷里を忘れて全く西部の在住者たるに至るもの多し又東部に歸來するものと雖も西部地方に於ける同胞間の交際は浪費多くして其貯蓄は意の如くならざるが故に其齎らす所のもの必ずしも多額ならず之に反し波蘭土人は西部地方に於ける異人種の間其勞働を賣るのみならず彼が低廉なる賃銀は同地方獨逸人勞働者の反感を買ふに至りしを以て彼等と交際するを好まず専ら勞働に忠實にして貯蓄に努め勞働時期終りを告ぐるや直に故郷に歸り携へ來れる金錢は之を組合に預け入れて浪費を避け以て土地の購入をなす而して其購入する所の土地と雖も自家の出稼や家族の勞働をなすに足るを以て標準とす茲に於てか近年ポーゼン及西普魯西にては小地積の地主が著るしく其數を増加するに至り現今盛んに内國植民を行ひつゝあるに係らず尙ほ獨逸人の手より波蘭土人の手に移りつゝある土地は頗る多く而してビュロー侯が一九〇七年十一月二十六日議會に於て試みたる演説によれば斯の如くして獨逸人の手を離れ波蘭土人の所有に歸したる土地は一八八六年より一九〇六年に至る十一年間に於てポーゼン及西普魯西兩州のみにて尙ほ七萬五千四百三十七ヘクターに達し之に加ふるに東普魯西、ボンメルン、シュレジエンの諸州をも加算せば實に十萬ヘクターの多きに及ぶといふ故に波蘭土人が西部地方出稼の結果齎らし來る年額約千五百萬馬克の金額は獨逸人の支拂ひたるものにして其故郷に於ける土地獲得の資本となり或は又商工業上に間接的利益を與へて益々波蘭土人の民族的發展に資する所大なり而して現今波蘭土人の貯金額は一億馬克の多きに達し少くとも一百の農業者協會及二千の組合を有し波蘭土人の土地銀行其他の私設銀行は伯林の銀行界と連絡を有し何時たりとも三百萬馬克の資金を伯林より調達するを得。

斯の如く波蘭土人は西部出稼に於て獨逸人に超越するのみならず世界的農業の競争に會ふて恐慌に陥りたる東部地方の大地主は之れが救済の一策として獨逸勞働者に比して勤勉にして且つ賃銀の低廉なる波蘭土人を使用するに至りしを以て獨逸人は東部に於ても遂に劣敗者たるに至り低

廉なる賃銀に甘んずるにあらずんば遠く他地方に職を求むるの止むなきに至り波蘭土人の勢力は農業界に於て益々伸張さるゝに至れり而してシーレ氏 (Schiele) は此の如き東部地方の農業を評して「獨逸人の労働者を有せる農業は最早獨逸の農業に非ず」と稱せり。

獨り農業界に於て波蘭土人が勢力を扶植し來れるのみならず嘗て殆んど見るに足るものなかりし商工業界に於ても教育の進歩と獨逸人の感化とにより大に發展を見るに至り民族的團結は益々鞏固を加へ互に相助けて獨逸人に對抗するに至りしを以て獨逸人は自己の利益を營まんが爲め海外諸國に於て盛んに移住地に同化せられ現今海外在住の獨逸人及其子孫は三千萬人を數ふるに係らず其本國に及ぼす利益は何等見る所のものなきと同じく其本國の一部たる東部諸州に於ても自己の國民性を没却して民族の團結を計らんよりは寧ろ私利を營むに汲々として自己の利益の爲には民族の何たるを問はず況んや國家をや茲に於て愛國心に乏しき獨逸人は其國風を棄て國語を捨つるに至る殊に波蘭人と結婚せんか宗教上の信仰たる新教は變じて舊教となり其結果は益々波蘭土化して獨逸民族の精神を失ふに至る。

斯の如く西普魯西及ポーゼン地方に於ては精神的に於て經濟的に於て波蘭土人の勢力は將に獨逸人を壓迫せんとし亡國の民族が祖國再興の理想は各種の方面に於て盛んに發動するに至り有力

なる政治的團體を作り機關新聞を發行し普魯西王國議會に於て最左翼に席を占め獨逸帝國議會に於ける社會民主黨と相並んで隠然たる一敵國をなすの觀を呈し普魯西王國及獨逸帝國に反對し獨逸民族に抵抗して波蘭土民族の利益増進に努力するの結果所謂波蘭土人禍 (Polnische Gefahr) なるものゝ波及する所益々大ならんとするに至りしを以て今や非常手段の施すものあるにあらずんば他日獨逸帝國の禍根たるに至るは明らかなり茲に於て宰相ビスマルクは帝國統一の大事業新たになり外交政略先づ成效の緒に著くに至るや一八七九年自由政策を捨て、保護政策を採り以て低廉なる海外産穀類の輸入品に關稅を付課し世界的競争の結果恐慌に陥りし農業界の救済に務め更に波蘭土人に對しては從來の懷柔政策其効なきを察し從來採用せる學校政策の失敗に鑑み茲に高壓手段を採つて之を壓迫し以て之が撲滅を計るの他に良法なきを確信するに至り遂に一八八六年「移住土着地法」を發布し内國植民の遂行をなすに至れり故に現行内國植民の動機は獨逸人及び波蘭土人の間に起れる民族的競争の結果にして其目的とする所はポーゼン及西普魯西兩州に於て國家自ら資金を投じ土地を買収し獨逸人たる中小農民及農業労働者を移植定住せしめ波蘭土人の間に獨逸魂 (Deutschtum) を扶植し以て波蘭土人を撲滅せんとするにあり故に其政策たるや一種の政治的手段たり。

吾人は既に前二節に於て獨逸内國植民の動機及目的の何れにあるかを述べたり而して此前後の手段たる波蘭土人撲滅の政策は實に重要なものにして現行内國植民の最大主眼が波蘭土人撲滅にあるは疑ひなき所にして時の農務大臣ルチウス(Luchs)が一八八六年二月二十二日議會に於て移住土着法案に對する説明演説をなし同法の目的が獨逸の民族的要素(Deutsche nationale Element)を東部諸州に移植するにありと述べたるより見るも又宰相ビュローが一九〇二年移住土着地法改正案提出の際議會に於て試みたる演説の一節に「余は波蘭土問題を以て吾人の政治問題中主要なるものゝ一なりと信ずるのみならず此問題の解決如何は我祖國の將來に向つて至大なる影響を及ぼすものなるを信ず」と述べたるに見るも現行内國植民が波蘭土人の撲滅を期しつゝある政治的行爲に他ならざるを知るに足るべし故に現今行はれつゝある獨逸の内國植民は政治的意味を加味したる經濟政策なりと言はんよりは寧ろ經濟的關係を併有せる一種の政治的手段なりと稱するの正當なるを思はずんばあらず。

第四章 内國植民の類別

獨逸の現行内國植民事業は經濟的政治的兩面の理由に基づき一八八六年に於て新紀元を開き爾

來二十有五年の間着々として歩武を進めつゝありと雖も必ずしも同一の法律の下に同一の機關によりて行はるゝものにあらずして自ら區別の存在するものあり故に吾人は現行内國植民を法律の精神に基づき三種に區別するを至當なりと信ず國家的内國植民、私人的内國植民及營利的内國植民即ち是なり今左に各種植民に就て其大要を説明する所あらん。

第一節 國家的内國植民

現今獨逸に行はれつゝある内國植民政策中最も重要な位置を占むるものはポーゼン及西普魯西兩州に於て普魯西王國が自ら行ひつゝある國家的内國植民なりとす而して該植民事業の動機たるや素より吾人が前章に於て述べたるが如き二個の理由に出でたるものなりとするも其最大主眼とする所は經濟上の政策にあらずして寧ろ政治上の手段なり即ち前兩州に於ける波蘭土人の撲滅は主にして農業界に於ける經濟的恐慌を救済し土地の分配を合理的ならしめんとするは副なり故に國家的内國植民は一種の民族的競争なりとす。

前章に述べたるが如く普魯西の對波蘭土人策は過去に於て極めて振はず植民政策の確定を見るに至らず常に懐柔政策を以て其反抗に觸れざらん事を努めたりしかば波蘭土人は益々團結心を強

ふし反抗の態度を増進するに至りしを以て一八七一年普魯西が獨逸を統一し茲に一大帝國の確立を見外交政策其効を奏するに至るやビスマルクは波蘭土人統治上從來の懷柔政策を棄て高壓手段を採るの必要を感じ一八八六年普魯西議會の開院式に方り同國王は東部普魯西に於ける植民政策の確立に關する勅語を賜り茲に移民法案の提出となり討議の結果百二十に對する二百十四の多數を以て議會の協賛を経遂に同年四月二十六日を以て「西普魯西及ポーゼン兩州に於ける獨逸民族の移住土着奨勵法」(Gesetz betreffend die Beförderung deutscher Ansiedlung in den Provinzen West-preussens und Posen.)なるものを發布するに至りしが普通之を「移住土着地法」(Ansiedlungsgesetz)と稱し最近獨逸内國植民の基礎をなすものなり而して此法律の規定する内容の根本義は左の三點に歸す。

- 一、移住民たる中小農業者及營業勞働者に附與すべき農耕地の創設に必要な土地の買収
 - 二、前項と同一の目的に供すべき國有地及森林の改造事業
 - 三、新移住地及全農村に於ける組合、寺院、及學校の設立及維持管理に對する補助の交附
- 即ち國家的内國植民は國家が自ら右兩州に於て自己の計算に基いて大地主地を買収し更に之を適當なる面積に分割し中小農業者及農業勞働者を移植し不健全なる社會狀態を改善し且つ經濟的

恐慌より大地主を救濟せんとする經濟的社會的理由の下に出でたる一種の農業政策なりと雖も同時に嘗つてフリードリッヒ大王が廣く世界に移民を求めたるに反し此法律に於ては單に移住者の資格を獨逸民族にのみ限定したるは該地方に對する農業的經濟政策のみならずして其最大目的は波蘭土人の間に獨逸民族を盛んに移植し以て波蘭土人の國民性を根底より撲滅し之を精神的に物質的に全然獨逸化せしめ多年敵國の觀をなせる該地方を政治的に又民族的に完全なる發達をなさしめんとする政治上の手段たる事は疑ひなき所にして時の農務大臣ルチウスが移民法提出の際議會に於て(一八八六年二月廿二日及同四月一日)試みたる説明演說に就て見るも明らかなるのみならず移住土着地法第一條には獨逸人の農業者及勞働者の移植により波蘭土人の勢力に對し西普魯西及ポーゼン兩州に於て獨逸人の要素を増加せんが爲め一億馬克の支出をなす旨明記せり。

斯の如く國家的内國植民は政治上重大なる目的を有するものにして議會は該事業に對し國庫金一億馬克の支出を可決したるのみならず此事業經營の結果生ずる収入は一九〇七年三月三十一日迄は之を特別會計とし再び此事業に使用するを得たり而して普魯西王國は此法律の規定に基き國家自ら植民政策の遂行に着手したりしも此高壓的植民政策は波蘭土人の敵愾心を増長せしめ彼等の激昂は其極に達し海外在住の同胞に訴へ其助勢を求め或は銀行を設け或は組合を作り自ら土地

を買収し之を同胞に分割し彼等の經濟的基礎を確立し普魯西政府と競争を試み國家に對する反抗の度は益々増大するに至りしかば一億の資金は之が目的を達するに充分ならざるに至りしを以て國家は一八九八年四月二十日の法律により一億馬克を増加し更に一九〇二年七月一日の法律により一億五千萬馬克を追加し本事業の爲め三億五千萬馬克の大金を投ずるに至り且つ本事業經營の結果生ずる収入は事業終了に至る迄は一般會計に編入する事なく常に該事業の爲め使用するこゝとに變更せり然れども近來に至り波蘭土人の競争益々激烈を加へ三億五千萬の資金も本事業の目的を十分に達するには未だ完全なるを得ず更に一九〇八年三月二十日の法律により二億馬克を増加し就中其七千五百萬馬克は移住土着地代農地に於ける農業用地の變形及勞働者の移住獎勵に使用する事を可決したり而も波蘭土人の反抗は彼等の所有地を買収すること極めて困難なるが故に同じく一九〇八年の法律を以て七萬ヘクターまでは強制買収を爲し得るの權能を政府に附與したり所謂「強制買収法」と稱するものは是れなり茲に於てか國家が本事業の爲め投下せる資本總額は無慮五億五千萬馬克を算するに至れり故に國家的内國植民は現今普魯西が施行しつゝある國家的事業中重要な地位を占むるものなるは明らかにして國家が如何に波蘭土人撲滅策に腐心しつゝあるかは該事業の爲め五億五千萬馬克の巨額を投ずるに見るも明らかなり。

第二節 私人的内國植民

現今獨逸に於て行はれつゝある私人的内國植民は國家的内國植民と異り其目的とする所は經濟政策にして政治的意味を有するものにあらず即ち私人的内國植民は經濟上の理由に基いて行はれたる一種の社會政策にして農政上の手段たるに過ぎざるなり吾人が既に述べたるが如く十九世紀の初葉に於て漸行せられたるスタイン、ハーデンベルヒの農政改革は經濟的自由主義に基けるものにして普魯西古來の慣習たる永久小作の制度は全然廢止せられ最長期限を三十年と規定したるの結果資本力の微弱なる者は土地を獲得するの便を失ひ獨り大地主及大資本家の土地兼併を現出するに至り其結果或は農民の海外移住となり獨逸の農業界に一大弊害を及ぼすに至りし事前述べの如し茲に於てか帝國統一前後に至り永久小作制度の再興を論ずるもの起り一八七九年に至り普魯西農事諮問會は永久小作制度の再設に關する建議をなし同年三月八日の帝國議會に於てピスマルクも永久小作の消滅が獨逸農業發展上に多大の障害を與へたるを論じ且つ永久小作の方法を再興し土地の所有を容易ならしむるに於ては海外移住より生ずる困難を訴ふるの必要なからんと述べしが更に同年及翌一八八〇年に於ける中立泥炭地委員會も泥炭地にも同一の制度を設けん事を建議す

るに至りしかば政府は一八八五年に至り自ら地代農地(Rentengut)に關する議案を普魯西農事諮問會に提出したるに該諮問會の是認する所となりき然れども國家は先づ波蘭土人撲滅策たる國家的内國植民の急務なるを感じ一八八六年に於て先づ「移住土着地法」を發布し之が實行に着手したりしが此議案提出の際議會に於て地代農地に關する法律の精神は廣く之を全王國に適用せんことを希望せるを以て後數年に於て之が實行の成績に鑑み且つ議會の建議に基き遂に一八九〇年六月廿七日議會の協賛を経て「地代農地法」(Gesetz über die Rentengüter)なるものを發布するに至りしが現行はるゝ私人的内國植民の根本をなせるは即ち此法律にして是れより一八五〇年の賠償法に規定せる三十年以上の長期間に亘れる地代契約の禁止は解かれ人民に許すに地代農地の設置を以てするに至りしを以て資本方に缺けたる細民と雖も尙ほ且つ土地の所有を存し得るの便を開きたり然れども國家は單に地代農地の設立を許可したるのみにして之が事業に對しては何等の補助をも與へざりしが故に該法律は遂に利用を見るに至らざりしを以て國家は議會の建議に基き一八九一年に至り地代農地設立に對し適當の補助を與へ得べき法律案を議會に提出し遂に其協賛を得同年七月七日更に「地代農地設置獎勵法」(Gesetz betreffend die Beförderung der Errichtung von Rentengut)なる法律を發布し前年發布したる地代農地法の缺點を補ひ法律の精神を實行するに便ならしめた

り而して此法律の根本とも稱すべき要點は左の如し。

- 一、何人と雖も普魯西王國の臣民たるものは土地取扱委員會の指揮の下に地代農地を設置し得ること。
- 二、地代銀行の仲介により地代を賠償し得ること。
- 三、地代銀行は地代農地購買者たる植民者に對し必要なる住宅又は農舎の建築費用として初め一回のみ資金の貸與をなし得ること。

更に一八九六年に至り移住土着地法と共に地代農地法によりて設置したる土地の相続は一子相続に據るべきを規定し一九〇〇年には地代銀行の一時資金貸出に關する法律を發布し以て益々私人的内國植民の遂行をして至便ならしむるに至れり。

斯の如く私人的内國植民は國家的内國植民と其性質を異にし個人又は團體か各自の計算に基き自己の農村を分割し農業者又は手工業者を移植するにありて國家は必ずしも此事業に對し補助の責任を有せざるなり故に此事業の目的とする所は國家的内國植民が波蘭土人撲滅を主眼とするが如きものと異なり單に國家の中堅たるべき中小農業者を維持増殖し農業労働者に小面積の土地を與へ地面持労働者として都會又は工業地に移轉し或は遠く海外に移住するの結果生ずる農村勞力

の缺乏を救済し大農村經營に必要な勞働を農村に近く且つ容易に得せしめ以て大地主の經濟的困難を調和せんとするにあり而して此私人的内國植民は單に既墾農村に行ふのみならず更に現今不毛の地として放棄せられつゝある原野及泥炭地(Moor)にも及ぼさんとし且つ現に實行せられつゝあるものにして世の所謂泥炭地植民(Moor-olonisation)なるもの是なり然も一九一一年二月十七日獨逸農政會(Deutsche Landwirtschaftsamt)に於けるプレーメン泥炭試驗所の主任教授タツケ氏の講演によれば是等泥炭地は普魯西のみにも三百五十平方哩を有し獨逸全國にては少くとも四百平方哩を下らず若し之を開拓し植民事業を行ふに於ては一年八百萬ドツベルツェントナーの屠牛を生産し且つ八萬人の農民に位置を供し得るのみならずブレンニング氏は普魯西、オルデンブルグ及バイエルンに於て現今尙ほ三百五十五萬ヘクターの荒廢地を有するを説き其大部分は輕砂土なるが故に造林をなすを適當とするも殘餘の百五十萬ヘクターに植民を行ふに於ては克く百萬人の手工業者及勞働者に對し新たに職業と食料とを與ふるに足ると稱せり即ち斯の如き廣大の面積を有する泥炭地及原野を開發し以て農耕地の増殖を計らんとするは私人的内國植民の任務の一として實行する所にして近く宰相ベトーマン、ホルツェ氏は一九一一年二月十五日獨逸農政會に於て人口稀薄なる東部地方に農民を移植すると同時に泥炭地を開拓するは實に内國植民の一

大任務なりと述べたるが昨秋以來肉類騰貴問題は獨逸經濟界の研究問題たるに至り畜産の發展を必要とすると共に泥炭地の利用は益々其急務を必要とするに至れり故に私人的内國植民は政治的意味を有せざる純然たる經濟的行爲にして一種の社會政策を加味したる農業政策に過ぎず故に國家的内國植民と異なり何等民族的競争を發見せざるなり。

第三節 營利的内國植民

國家的内國植民及私人的内國植民は現今獨逸に於て行はるゝ内國植民の重要な部分を占むるものなりと雖も尙ほ此他に一種の内國植民と稱すべきもの存在す世の稱して營利的内國植民となすもの是なり。

普魯西王國は内國植民事業の保護獎勵の爲め移住士著地法及地代農地法を發布し以て内國植民の進捗を計りつゝありと雖も大面積の農地を分割して地代農地を設けんとするには長年月と多大の經費とを要し加ふるに技術上に於ける熟練を必要とし殊に適當なる購買者を得るに困難なるのみならず由來地代農地設定者は自己の經濟状態の不良なるに基因するもの多きが故に國家の補助ありとするも此事業は容易のことにあらざるなり茲に於てか此地代農地設置上に於ける種々の困

難に乗じ自ら土地を購入し之を分割販賣して利益を獲得せんと欲するもの現出するに至れり即ち一八九五年伯林に於て設立せられたる土地銀行 (Landbank in Berlin) を嚆矢とし爾來多數の大小營業團體の設立を見るに至れり故に營利的内國植民は會社又は組合が營利の目的を以て大面積の土地を購入し之を其儘一手に轉賣するか或は之を小面積に分割して再び他に賣却するものにして其行爲たるや全く普通の商行爲と何等異なる所なく其目的とする所は素より政治的にもあらず又農業界の恐慌に對する救済策にもあらずして寧ろ此經濟的恐慌を利用して自己の利益を營まんとするにあり然れども是等營利的會社及組合と雖も必ずしも自己の利益のみを目的とせず株主に對する利益配當にも制限を設け以て土地の購買者たる移住者の利益をも増進せんことを努め殊に近年に至りては私人的内國植民に於ける場合と同じく土地取扱委員會及地代銀行の補助を仰ぐを普通とし成るべく國家の方針と一致せんことを努めつゝあり其中小農民を増加するの點に於ては他の私人的内國植民と異なる所なきを以て之を一種の内國植民と見做すの敢て不當にあらざるを信するのみならず余が親しく土地銀行の設置したる植民地レーケンテン (Rekenin) に於て調査したる所によれば大體に於て他の私人的内國植民と異なる所なかりき故に營利的内國植民も或範圍までは私人的内國植民と見做すべきものとす。

吾人は現行獨逸内國植民を法律の精神に基き國家的、私人的及營利的の三種に類別したりと雖も更に之を植民事業の經營者別に就て論ずる時は左の四種に區別するを得。

- 一、國家の經營する内國植民
- 二、個人の經營する内國植民
- 三、營利的會社の經營する内國植民
- 四、公益的移住會社の經營する内國植民

國家 (Staat) の經營に屬する内國植民は更に之をポーゼン及西普魯西兩州に於て行ふものと國有地を分割して農民の移植を行ふものとの二種に區別すべく前者は即ち國家的内國植民にして後者は即ち私人的内國植民に屬す個人 (Privatperson) の經營する内國植民は即ち個人が自ら自己の計算を以て自己の所有地を分割して行ふ所の植民事業にして所謂私人的内國植民に屬し營利的會社 (Ewerbsgesellschaften) の經營する内國植民は營利を目的とするものにして所謂營利的内國植民に屬す公益的移住會社 (Gemeinnützige Provinziale Siedlungsgesellschaften) の經營する内國植民は最近の發達に屬するものにして其目的とする所營利にあらずして公益に存し國家の植民政策を發展せしめんとするに在り前記三種の内國植民中私人的内國植民に屬すべきものなり。

内國植民は其經營者別によりて左の如く四種に區別するを得と雖も何れも法律の精神に基いて其事業を經營するものなるが故に現行内國植民は前述の如く國家的及私人的内國植民の兩種に區別し更に營利的内國植民をも一種の内國植民として論ずるを便利とす而して現今國家が多大の熱心と努力とを傾注しつゝあるは波蘭土人撲滅策たる國家的内國植民なるは勿論にして我帝國の植民政策上多大の參考たり得べきものも同じく此國家的内國植民なるは明らかなり然らば是等各種の内國植民は如何なる機關によりて運行せられつゝあるか乞ふ章を改めて述ぶる所あらん。

第五章 内國植民の實行及補助機關

普魯西王國に於て現行はれつゝある内國植民は前述の如く其種類一ならざるが故に之が實行機關に於ても亦特殊のものなかるべからず即ち國家は國家的内國植民の實行機關として「移住土着委員會」を設け私人的内國植民の補助機關としては「土地取扱委員會」を置きて之が業務遂行の任に當らしめ且つ「地代銀行」をして地代農地設置に關し資金融通の任に當らしめ居るが故に現今に於て地代銀行は内國植民遂行上必要缺くべからざる重要機關たり故に吾人は此三種の植民機關に關し其組織及職務權限の概要を述べざるべからず。

第一節 移住土着委員會の組織及職務

移住土着委員會 (Ansiedlungskommission) は國家的内國植民の實行機關にして一八八六年發布の移住土着地法に基き設置せられたるものにして “Königliche Ansiedlungskommission für die Provinzen Westpreussen und Posen, ” と稱し其組織及職務權限は同年六月二十一日の勅令により定めらる即ち委員會は西普魯西及ポーゼン兩州の知事 (Oberpräsident) 内閣總理大臣、農務大臣、内務大臣、大藏大臣及教務大臣の代表者各一人並に三ヶ年の任期を有する國王指名の委員若干名を以て組織す而して國王指名の委員は之を過去の任命に徴するにフロンベルグ土地取扱委員會長 ポーゼン土地金融會長 及 ポーゼン西普魯西兩州の農業界に關係ある有力者 より撰出せらる一八九一年四月迄は ポーゼン州の知事 之が議長たりしも爾來專任の會長 (Präsident) を置きて議長たりしむるに至れり議長は委員會の議事を導き議決を整理し且つ之が實行の責に任じ事急を要し委員會を開くの暇なき場合には之を專決するの權限を有し其主管事務に就ては州知事と行政上對等の地位を有す然るに一九〇八年に至り事業の發展を期せんが爲め委員會の組織に改善を加へ前記委員中五大臣の代表者を廢止するに至りしを以て爾來委員は三名の行政官及八名の農業代表者よ

り成り會長の位置は獨立とし西普魯西及ポーゼン兩州の知事は依然委員たりと雖も爾來異議權を有する國家の代表者たらざるに至れり。

委員會は事務所をポーゼン市に置き會長の下に職員を置き事務の進捗を計れり而して此職員の如きも委員會設置の當時は會長の補助として僅かに參事官二名、建築技師一名、書記官三名、官房書記一名及使丁一名を有するに過ぎざりしが事業の擴張と共に逐年其數を増加し一八〇七年の初めには上級職員としては高級參事官 (Ober Regierungsrat) 三名、參事官 (Regierungsrat) 行政官試補及司法官試補 (Regierungs- und Gerichts-Assessor) 二十名、森林事務官試補 (Forstassessor) 一名、建築技師八名、測量監督技師二名、會計官一名、農業技師五名、合計四十名の高等官を有し此他に書記、測量手以下五百三十八名の下級職員を有するに至りしが更に一九〇九年の豫算によれば前年度に比し下級職員に於て三十名の定員を増加せり而して斯の如く職員の数を増加したるは全く國家的内國植民發展の結果と稱すべきなり。

委員會の内部は之を現今二局に分ちて事務を分掌し尙ほ此他に特別金庫ありて金錢出納の事務を執れり而して一八八六年初めて發布せられたる委員會の職務規定によれば委員會は極めて廣大なる權限を附與せられ獨立自由の行動をなすに便なりしも一九〇四年に至り或る政治的理由の下

に多少の制限を加へらるゝに至り更に一九〇八年九月三十日に發布せる規定に依れば現今委員會が處理する職務は十三項より成れるが今其主要なるものゝみを擧ぐれば左の如し。

- 一、移住土着用に供すべき土地の決定
- 二、土地の買収及買収價格限度の決定
- 三、土地の一時的管理及移住に關する準備
- 四、土地分割に關する設計の認可
- 五、移住土着地法第二條に規定する國家に對する經濟的損失の有無に關する審査
- 六、移住契約條項の決定
- 七、毎會計年度に於ける收支豫算の編成
- 八、事業年報の編纂

移住土着委員會の管轄區域は法律の示すが如く西普魯西及ポーゼンの兩州にして此區域内に於ける一般行政機關たる州廳との間には截然たる區別を有し各其管掌事務を明かにして互に侵すことなく移住土着委員會の經營したる植民地が全く移住を結了して一の地方團體を形成し得る迄に發達するに至らば初めて之を州廳の管轄に移し普通行政の支配を受けしむ故に移住土着委員會

は自ら土地を買収し之を分割し且つ是に農民を移殖し植民の全部を自ら行ふ所の國家的機關なり。

第二節 土地取扱委員會の組織及職務

私人的内國植民は個人又は團體が自己の計算により農場の全部又は一部を分割し之を中小農業者又は勞働者に賣却し以て植民事業を行ふものなりと雖も國家は必ずしも之に補助を交付するの責任を有せざるなり即ち一八九〇年發布の「地代農地法」は此私人的内國植民の實行に關する諸般の事項を規定したるものなり然れども大地主其他の土地所有者が自己所有地の一部又は全部を他に賣却せんと欲するは即ち經濟上の困難より出たるは明らかにして此經濟上の窮狀より自己を救済せんとする一種の手段たるに過ぎず故に「地代農地法」の規定するが如く長年月に涉りて少額の資金を受納するが如きは到底彼等の欲する所にあらず若し眞に彼等を其經濟的困難より救済せんと欲せば須らく一時に之が辨濟をなすの方法を講せざるべからず加ふるに内國植民なる事業は其技術に於て又善良なる移民の募集に於て容易の事業にあらざるを以てゼーリング及ポイトナー諸氏の説明せる如く經濟上の資本に乏しき個人又は團體が何等國家の補助を得ることなくして此事業を充分に遂行せんとするが如きは實に至難の事と言はざるべからず茲に於てか一八九〇年發

布の地代農地法は十九世紀の初葉に於て行はれたる農政改革の缺點を補はんが爲め極めて適切のものなりしと雖も該法律には何等國家の補助に關する規定を設けざりしを以て法の不備は精神の善美なるに係らず何等活用の妙途を發見する能はずして空しく之が實行を見るに至らざりき茲に於てか政府は上下兩院の建議に基き翌一八九一年に至り地代農地設置獎勵に關する法律案を議會に提出し之が協登の結果同年七月七日發布の法律となりて表はれたり即ち「地代農地設置獎勵法」是なり而して此法律により地代農地設置者及購入者は共に土地取扱委員會及地代銀行より種々の補助を受くるを得此地代農地法の精神を完全に遂行し得るに至れり。

私人的内國植民に對する公設機關の一は即ち土地取扱委員會 (General Kommission) なりと雖も其設置は地代農地法に基けるにあらずして既に一八一七年に於て設置せられたるものにして其目的とする所は十九世紀の初葉に於ける農政改革に際し領主及農民間の隸屬關係を整理するにありき然るに爾來尙ほ共有地の分割耕地整理、土地に對する物的債務及地役の賠償等種々の業務を併せ行ふに至りしが更に一八九一年の法律を以て私人的内國植民獎勵の一機關たらしめんが爲め其業務に地代農地設定に關する一項を加ふるに至れり。

土地取扱委員會は農務大臣の管轄に屬し會長及委員を置き委員の數は會長と共に五名以上とす

而して委員會は獨り行政事務を處理するのみならず土地に關する種々の事件を審査判決するの權限を附與せられあるが故に委員の多數は判事の職務を行ひ得るものなるを必要とせり土地取扱委員會は斯の如く私人的内國植民の補助施行機關として地代農地設置に關し種々の便宜を計ると雖も其補助たるや當事者の請求を正當なりと認定する場合に於てのみ之を與ふるものにして必らずしも常に其要求に應ずるの義務を有せず若し當事者の事業が各種の方面に於て地代農地として不適當なるを認定したる場合は之が補助の要求を拒絶するを得而して此場合には其旨農務大臣に報告す又委員會が補助を與ふる場合に於ても必ずしも事業の全部に與ふるにあらず或は事業の初めより終り迄之が補助を與へ或は又其一部に於てす即ち當業者請求の如何によりて其方法を一にせず然れども其補助の方法は約左の三種に歸す。

- 一、地代農地設置者自己の計算を以て其所有地内に地代農地を設置し其事業已に完成したる後に於て經濟上土地銀行の助力を得ん事を請求したる場合
- 二、地代農地設置者自己の所有地を分割して地代農地を設け既に購買者と賣買の假契約を結びたる後に於ける事業に對し土地取扱委員會の補助を請求したる場合
- 三、地代農地設置者が其事業の開始より終局に至る迄事業の全部を通じて土地取扱委員會の補

助を請求したる場合

而して土地取扱委員會は第一の請求を受けたる場合には該植民事業が果して法律の規定に一致するや否やを審査し若し其事業が正當なるを認むる時は其旨地代銀行に通知して經濟上の補助を與へしめ第二の請求を受けたる場合には委員會は從來の事業を精査し其正當なるを認むる時は地代農地の設定を完成したる上土地銀行をして經濟上の補助をなさしむ然れども斯の如く事業の一部に對する補助の請求は現今極めて少くして其最も盛んに行はるゝは第三の場合にして即ち事業の全部を通じて委員會の補助を請求する方法にして此方法は事業者は勿論委員會に於ても却つて便宜とする所なり而して此最も普通に行はるゝ補助をなすに當り委員會の行ふべき業務の要點は左の如し。

- 一、地代農地としての土地の適否調査
- 二、地代農地の測量、區劃割、及製圖
- 三、地代農地購買者資格の審査
- 四、地代農地賣買契約登記等法律關係事項に關する助力
- 五、地代農地購入者の經濟的發展に對する補助

而して最後に委員會は正當と認むる時は地代銀行をして此事業に干與せしむ

斯の如く土地取扱委員會は地代農地設置に關し行政上種々の補助を與へ私人的内國植民の遂行上多大の便宜を與ふるのみならず地代農地に關する訴訟の第一審廷として司法上の業務をも行へり而して現今全王國を九分し各區に一個の土地取扱委員會を置き其管轄區域内に於て地代農地に關する規定の事務を處理しつゝあるが委員會の現所在地はブレスラウ、ブロンベルグ、カッセル、フランクフルト、ハンノウアー、ケーニヒスベルグ、メルゼブルグ、ミュンスター及デューセルドルフにして其中最も盛んに内國植民の行はるゝはフランクフルト及ブロンベルグ兩土地取扱委員會の管轄區域内とす。

土地取扱委員會は移住土着委員會と同じく内國植民の實行機關たりと雖も移住土着委員會が自ら土地を買収し且つ自ら移民事業を行ふに反し土地取扱委員會は單に地代農地設置者 (Rentensutsucher) 及地代農地購入者 (Rentengutsäufer) の中間に立ちて之が事業の遂行に補助を與ふるに過ぎざるの點は兩委員會の異なる所なりとす故に土地取扱委員會は私人的内國植民の仲介者にして私人的内國植民の補助機關と稱すべきものなり。

第三節 地代銀行の職務

土地取扱委員會と共に私人的内國植民に補助を與ふべき他の一機關は即ち地代銀行 (Renten-Bank) なりとす既に述べたるが如く地代農地法に基き個人又は團體が自己の所有地を分割して植民事業を行はんとする場合に當り土地取扱委員會に向つて補助を請求する時は委員會は先づ其土地が果して地代農地に適するや否やを調査し次に測量區劃割を行ひて製圖を作成し該地が地代農地に適當し且つ當業者の經營が適切なるを認めたる場合には地代銀行に向つて之を通告し同銀行をして經濟上の補助をなさしむるに至る。

吾人が前節に述べたるが如く地代農地を設定せんとするが如きものは經濟上決して餘裕を有するものにあらず自己の所有地を賣却して以て經濟上の困難を救濟せんとするものなるが故に其土地たるや或は負債を有する事もあるべく之を辨濟し或は土地の改良を行はんと欲する等一時に相當の収入を得んことを希望するものなるに拘らず土地の購買者たる移民は中小農又は勞働者なるが故に薄資のもの多く一時に地代を納入するが如きは到底至難の事に屬す然るに地代農地法の精神は是等困難の地主を經濟的困難より救濟し同時に中小農民を増植せんとするにあるが故

に此目的を遂行せんと欲せば須らく土地販賣者たる地代農地設置者と土地購買者たる農民との中間に立ちて經濟上の補助を行ふ手段に出でざるべからず茲に於てか一八九一年の法律を發布し私人的内國植民の技術に關する補助は土地取扱委員會をして之が任に當らしめ同時に經濟上の補助は地代銀行をして之を行はしむるに至れり故に地代銀行も土地取扱委員會と同しく私人的内國植民に對する一種の補助機關なり。

元來地代銀行は私人的内國植民の補助機關として新たに設置せられたるものにあらずして前世紀に於ける農政改革の結果土地の物的義務を賠償せしむべき目的を以て一八五〇年三月二日の法律によりて創設せられたるものにして其後一八五八年四月二十六日の法律に依り一時之を閉鎖したりしも一八八一年一月十七日の法律に依り同一の目的を以て再び之を開設したりしが更に一八九一年に至り前述の如く其業務を擴張し地代農地の設置に關し經濟上の補助を與ふべき機關たるに至れり而して地代銀行が法律の命する所に依り地代農地設置の爲め處理する業務は左の二とす

- 一、地代の賠償
- 二、資金の貸與

即ち地代銀行は土地の購買者に代りて地代の賠償をなすものにして此場合には銀行は地代農地

此者即ち土地の販賣者に銀行の發行する地代銀行債權を交付す而して土地の購買者は斯の如くて銀行の賠償せし金額に對し或は一定の年限内毎年一定せる利子を年賦償還金とを銀行に納入する義務を有し此義務完成する時は其期限の經過と共に其土地に對する所有權を獲得するものなり更に資金の貸與に至りては之を左の二種とす。

- 一、地代農地設置者に對し事業の經營及分割すべき土地の債務辨済に必要な資金を貸與す
- 二、地代農地購買者に對し最初一回に限り必要な住宅及農舎の建築に使用すべき資金を貸與す

斯の如く地代銀行は地代農地購買者に對し建築資金の貸與をなすと雖も之が實行に當り種々の不便を感ずるが故に其後一九〇〇年十二月十二日附の法律を以て地代銀行の資金一千萬馬克を以て地代農地設置者及購買者に對し一時的信用を與へ得べきを規定するに至れり而して現今普魯西王國を通して七個の地代銀行を有し其所在地はブレスラウ、ポーゼン、ケーニヒスベルグ、ステッテン、バルリン、マグデブルグ、シユンスターなりとす。

以上三種の機關は即ち内國植民の實行及補助の爲め使用せらるゝ國家的機關にして實に内國植民遂行上の根本たり此他内國植民事業經營の任に當れる公益的移住會社及營利的會社の如き又一

種の内國植民實行機關と解し得べきも同時に是等諸會社は其事業を營むに當り土地取扱委員會及地代銀行の補助を仰ぐを普通とし實行機關と言はんよりは個人と等しく一の企業者と稱するの當れるを信するが爲め是等諸會社の現状は後編に於て其大要を述ぶる事とし茲に省略せり。

第二篇 國家的内國植民論

第一章 土地の買収

吾人は前編に於て現今獨逸に行はれつゝある内國植民の沿革、動機、種類及其實行機關に就て大要を論述したるを以て本編に於ては就中其最も盛んに行はれ且つ政治的經濟的兩種の目的を有する國家的内國植民の實況に就て論評を試みざるべからず而して吾人は内國植民實行の順序として先づ土地買収に就て述ぶる所なかるべからず蓋し土地の買収は内國植民事業の根底を形成するものなればなり。

國家的内國植民の目的たるやポーゼン及西普魯西兩州に於ける大農地を分割し中小農業者を増進し同時に同地方に於ける獨逸人の勢力を増殖するにあるが故に之が實行の任に當れる移住土著委員會が土地の買収を行ふや先づ此精神に基く所なかるべからず而して移住土著委員會が此目的を達せん爲めに採用せる土地買収の方針 (Ankaufspolitik) は左の如し。

一、土地の買収は獨逸人の勢力を波蘭土人以上に増殖せんが爲め先づ兩人種雜居の地方に於て最初に之を行ふ

二、兩人種雜居地にして既に獨逸人の勢力が波蘭土人に超越せる地方に於ては單に土地が獨逸人の手を離れて波蘭人の手中に移るの虞あるか或は學校及寺院の設立若しくは維持上獨逸人の増加を必要とする場合に於てのみ例外として之が買收を行ふ。

三、波蘭土人の勢力が超越せる地に於ける土地の買收は大地主の所有する大農地又は同一の場所に集合せる多數の小地積若しくは既に存在せる獨逸人部落に相接し之が合併の容易なる如き状態に存在する小地積に對してのみ之を行ふ。

四、土地の買收は改良の結果有利的農業經營の確實なるものみに對して之を行ふ。

即ち移住土着委員會は右の如く法律の精神に基き専ら波蘭土人の多數を占むる地方に於て土地の買收を行ふの方針に出で且つ主として波蘭土人の所有地を買收するの手段を取りしも爾來各種の原因により獨逸人の所有地をも盛んに買收するに至り左に委員會開設以來一九〇九年末に至る間に於て行ひたる土地買收に關する統計を掲げ以て國家的内國植民の根源たるべき土地買收状態を知るの便に供せん。

土地賣却申込表

年次	大農地		中農地		小農地		總計	
	獨逸人	波蘭土人	獨逸人	波蘭土人	獨逸人	波蘭土人	數	面積
一八八六	二〇二	九五、二六五	二八	一、二七〇	二九	八七四	二八四	一八四、五五六
一八八七	二二四	四六、八七六	四八	二、二七六	七三	二、五九五	三三三	一四、八七一
一八八八	四二	一八、三三二	二六	三、三六六	五五	一、二五六	一五七	三、四八五
一八八九	二二	七、八二二	一六	五、〇〇〇	六二	一、七六四	二二七	一、九八四
一八九〇	二七	二、六七七	二〇	五、九〇〇	六六	七、五六	七八	二、七〇六
一八九一	四二	三、三三四	一六	五、四四一	七二	四、一九	一〇九	五、七七八
一八九二	三六	二、九六六	二六	一一、〇〇〇	三七	一、六三三	二一九	三、八、五五七
一八九三	八三	三、八三二	七	二、九六	三三	三、四八	二九	六、二、六七九
一八九四	二〇七	五、四八五	四	三、四	二七	一、八二四	三二	八、三、九四
一八九五	二四	五、四五四	一八	一、〇九七	二二	七、五七	二	一、八、五、四
一八九六	五二	三、四、六七	九	三、五〇	一八	五、八六	九	七、五〇、一七六
一八九七	四四	一、四、七、四	二〇	九、〇四	二二	二、六	九〇	二、〇〇、三
一八九八	二〇	一、〇、三、七〇	六三	四、二、五	三三	一、三、〇七	三、四、七	二、七、七、五八

一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六	一九〇五	一九〇四	一九〇三	一九〇二	一九〇一	一九〇〇	一八九九
三三四〇九二九六	三六五〇六七二四	四〇七三三八二一〇	四六八七二七	五、九四六三三二五	六、八三三三三三三	七、四一七五〇五	八、一〇三三〇	八、八〇三三〇	九、五〇三三〇	一〇、二〇三三〇
一〇、一三三〇二	九、九一八二五二	九、七三三三八	九、五〇三三〇	九、二七三三八	九、〇三三〇	八、七三三三八	八、四三三三八	八、一三三三八	七、八三三三八	七、五三三三八
三、一四六三七	三、七六二五	三、九二二〇二	四、〇九二〇二	四、二六二〇二	四、四三二〇二	四、六〇二〇二	四、七七二〇二	四、九四二〇二	五、一一二〇二	五、二八二〇二
六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇
三、一四六三七	三、七六二五	三、九二二〇二	四、〇九二〇二	四、二六二〇二	四、四三二〇二	四、六〇二〇二	四、七七二〇二	四、九四二〇二	五、一一二〇二	五、二八二〇二
八、五七〇	八、四四二三五九	八、三二二三五九	八、二〇二三五九	八、〇八二三五九	七、九六二三五九	七、八四二三五九	七、七二二三五九	七、六〇二三五九	七、四八二三五九	七、三六二三五九
二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八	二、一七三三八
八、五七〇	八、四四二三五九	八、三二二三五九	八、二〇二三五九	八、〇八二三五九	七、九六二三五九	七、八四二三五九	七、七二二三五九	七、六〇二三五九	七、四八二三五九	七、三六二三五九

前表の示す如く過去二十四年間に於て移住土着委員会に土地の賣却を申し込みしもの、數は大農地五千二百七十六件中小農地五千八百九十二件合計一萬一千百七十一件にして一年平均四百六十二一件餘に相當するのみならず土地の賣却申込數は近年益々増加し一九〇七年には千二百六十二件の多きに達し一九〇八年及一九〇九年には少しく其數を減じたり而して茲に注意すべきは土地賣却申込數は波蘭土人よりも遙かに獨逸人の方多數を占むる點にして是れ即ち波蘭土人の反獨逸の

態度を示すものにして彼等は主として其所有地を波蘭土人の營業に屬する土地分割銀行或は其他の組合に賣却し以て獨逸民族の手に渡さざらんことを努めつゝあるが爲なり。
斯の如く土地賣却の申込は非常の數に達しつゝありと雖も委員會の購入するものは僅かに其一小部分に過ぎず是れ即ち植民事業の主眼たる移民の募集比較的容易ならざると本事業が經濟的經營を目的とし本事業の爲め國家が經濟上の損失を招く事なからんことを期するが爲なり今委員會の購入したる土地の數及面積及價格表を示せば左の如し。

土地購入數及面積表

年次	大農地		中農地		總計	
	數	面積	數	面積	數	面積
一八八六	二	二七四八	—	—	二	二七四八
一八八七	二	二四八五	—	—	二	二四八五
一八八八	二	九五三	—	—	二	九五三
一八八九	—	—	—	—	—	—
一八九〇	—	—	—	—	—	—
一八九一	—	—	—	—	—	—
計	六	一、〇二五	—	—	六	一、〇二五

國家的内國殖民の他の目的は波蘭土人撲滅にあるが故に土地買収の方針も専ら波蘭土人の所有地を買収するにありしと雖も近來是を變更するに至り獨逸人より買収するもの、數非常に増加し遂に前者を凌駕するに至り其割合は前述の如く其面積に於て獨逸人より購入したるもの全購入面積の七〇ベルセントを占め波蘭土人より購入したるものは僅かに三〇ベルセントに過ぎず。

土地買収の方法は素より自由契約に依るを原則となせども必要の場合には強制處分によるの方法に出でたる事尠しとせず即ち過去二十四年間に於て購入したる農場總數一千百六十七の内自由契約によれるものは一千九十九にして其強制處分に依れるものは六十三を算す而して此買収農場の兩州に於ける縣別分布の状態を見更に其兩州の全面積及大農地面積に對する割合を見るに實に左の如し。

州別	縣別	買収面積		縣内		縣内大農地面積		買収全面積の縣内全面積に對する割合		買収大農地面積の縣内大農地面積に對する割合	
		全面積	大農地	全面積	大農地	全面積	大農地	割合	割合	割合	割合
西普魯	ダンチツヒ	一九,九三五	一九,八〇〇	七九六,八六七	三二一,三三三	二,五二	六,三六				
	マリエンツワ	九四,五四	八六,六二八	一,七五六,〇〇七	八四六,九七一	五,三八	一〇,三三				
西普魯	エルター	二四,五二九	一〇六,四二八	二,五五〇,八七四	一,一五八,二〇四	四,四九	九,一九				
	ボーゼン	一二,七六五	一〇二,六三三	一,七五〇,八八九	九四四,九五	六,四四	一〇,四三				
合計	プロンベルグ	一四三,二七六	一三七,三三七	一,二四四,八八一	五,二一,二七	二,五二	二〇,一八				
合計		二六六,〇四	二二〇,〇〇九	二,八七七,七七〇	一,六二六,〇四二	八,八四	一四,三三				
合計		三七〇,五六一	三三六,四三七	五,四四六,六四四	二,七四,二四六	六,八〇	二二,一三				

即ち買収總面積三十七萬五千六百六十二ヘクター中十一萬四千五百十九ヘクターは西普魯西州に屬し同州全面積の四、四九ベルセントに當り單に大農地面積のみに就て見る時は九、一九ベルセントに相當す又其ボーゼン州に屬するものは二十五萬六千四十三ヘクターにして同州全面積の八、八四ベルセントに當り大農地に於ては全大農地の一四、二三ベルセントに相當す而して兩州を通算する時は全面積の六、八〇ベルセントに當り大農地のみに就て見れば一二、一二ベルセントに相當す。斯の如く移住土着委員會が今日迄に購入したる土地の面積は之を該兩州の全面積に比すれば僅かに六、八〇ベルセントに過ぎざるが故に本事業の目的を遺憾なく遂行せんと欲せば將來尙ほ多くの土地を購入せざるべからず然るに吾人が土地購入價格表に於て示せるが如く地價の著るしく昂騰せるは植民政策の遂行上多大の障害をなすものといはざるべからず即ち委員會が過去二十四年間に購入したる土地の一ヘクター平均價格は大農地九百三十馬克 中小農地千三百四十七馬克、平均價額九百四十五馬克にして之を一八八六年の平均五百七十馬克なるに比すれば實に三百七十

五馬克を増加せり而して一八八六年に五百七十馬克を算せしものが一九〇二年には八百六十八馬克を算し翌一九〇三年には千餘馬克に達し爾來益々昂騰の勢を示し一九〇七年の如きは千五百八馬克の多きを算し之を事業開始の當時に比すれば二倍半餘の高價を示すに至りしが翌一九〇八年には少しく減退したりと雖も一九〇九年には再び騰貴し千二百七十二馬克を算し尙ほ設立當時に比すれば二倍餘の價格を保てり而して買收價格は一八八六年には地租純收益額の六十九倍餘なりしものが一九〇九年には百三十倍餘を算し過去二十四年間の平均數に就て見るに大農場は九十六倍七分中小農場は百二十八倍六分平均九十九倍一分なり斯の如く土地の購入價格が近年暴騰するに至りし原因は勿論委員會の買い煽り又は交通機關の發達、耕作法の進歩、土地の改良及信用機關の發達等により借地料の騰貴したるに基因する所なしとせざるも其最大原因は委員會に對する競争者の出現に歸せざるべからず夫の地代銀行が地代農地の設置を獎勵するも此競争者たるの觀ありと雖も其最も盛んなる者は波蘭土人の反抗的競争なりとす即ち波蘭土人は普魯西王國が移住土着地法を發布して盛んに内國植民を行ふに至るや之を以て同胞の一大事となし此政策に對抗して波蘭土人の土地所有者を増加し彼等の經濟的實力を養成せんと欲し先づ一八八八年ポーゼン市にチムヌー銀行(Bank Ziemski)を設立したり該銀行は最初僅かに五萬馬克の資本を有するに過ぎ

ざりしも爾來増資を行ひし結果現今に於ては實に四百萬馬克の資本を有するに至れり而して同銀行は自ら土地を買收し之を分割して波蘭土人を移植し以て土地の波蘭土人以外の手に離るゝを防ぎ且つ別に各種の組合(Tenants' Guild)又は土地銀行(Landbank)を組織し愛國心の發動に依り零碎の資本を蒐めて銳意目的の遂行に努め波蘭土人の増殖維持の手段を講じ以て波蘭土魂(Polenium)の鼓吹に努めつゝあり現今兩州を通じて斯の如き組合の數は十個以上に達せるのみならず外國在住同胞の援助を得舊教に屬する僧侶の指導扶掖の下に漸次發展するに至り斯て一八九六年より一九〇四年に至るの間に於て平均一三、九ヘクタールの面積を有する八千三百七十八の農地(其面積十一萬六千九百ヘクタール)は獨逸人の手を離れて波蘭土人の所有に歸し同時に平均四、二ヘクタールの面積を有する三萬五千四百八十六の小農場(其面積十五萬五百ヘクタール)も同じく波蘭土人所有に歸したり而してポーゼン州に於ける獨逸人の大農地面積の波蘭土人のそれに超過すること一八八六年に七萬ヘクタールなりしものが一九〇六年五月には一萬五千ヘクタールに減少せり斯の如く近來波蘭土人が盛んに土地の買收を行ふは全く普魯西の植民政策に對抗し同胞の安全なる發達を計らんとすると同時に其西部地方及都會出稼の結果は波蘭土人の經濟的發展をなすの原因となり労働者は新たに土地を購入し小地主は更に其所有地を増大せんと努め爲めに土地の購入上競争を惹

起し土地の轉賣盛んに行はるゝに至りしを以て近來益々土地の賣却を希望するもの多きを加ふるに拘らず土地の價格は益々上騰するの傾向を見るに至りしかば普魯西政府は一九〇四年八月十日付を以て法律を發布し波蘭土人の反抗的手段の結果上騰せる地價の上騰を妨碍せんとせしも法律の規定其宜しきを得ざりし爲め何等著るしき効果を見るに至らざりしを以て政府は更に一九〇八年三月二十日付を以て法律を發布し波蘭土人の競争に對抗するに至りしが此法律の效果如何は宜しく今後の成績に俟たざるべからず。

斯の如き理由の下に西普魯西及ポーゼン兩州の地價は益々上騰の勢を示しつゝあるが今過去に於ける三年乃至四年平均面積大小別一ヘクターの土地賣買價格を算出し普通に行はるゝ賣買と委員會の購入に係るものとの價格上騰の状態を左に表示し以て兩者の關係を知るの資料たらしめん。

年次	五二〇ヘクター		二〇〇〇ヘクター		一〇〇五〇ヘクター		五〇〇ヘクター以上	
	價額の増減	馬克	價額の増減	馬克	價額の増減	馬克	價額の増減	馬克
一八八二—八四年	九五六	五二	九〇〇	四二	八四	七	六四八	一九
一八八四—八七年	九〇六	五二	八五九	四二	八七	七	六二九	一九
一八八八—九〇年	九四四	五二	七五八	四二	七四	七	六二七	一九

年次	第一號		第二號	
	價額の増減	馬克	價額の増減	馬克
一八九一—九三年	九七六	五〇	九六四	三三
一八九四—九七年	一〇六〇	八八	一〇八二	二七
一八九八—一九〇〇年	一一二〇	五六	一一〇八	二二
一九〇一—〇三年	一二四九	二九	一二〇八	二二
一九〇四—〇六年	一三五九	二〇	一四八八	一四
一八八六—八七年	七三三	六五	七三三	三七
一八八八—九〇年	九六四	三三	九七〇	三三
一八九一—九三年	一〇八二	二七	一〇八二	二二
一八九四—九七年	一一〇八	二二	一一〇八	二二
一九〇一—〇三年	一二〇八	二二	一二〇八	二二
一九〇四—〇六年	一四八八	一四	一四八八	一四

備考 第一號は西普魯西及ポーゼン兩州に於ける普通一般の地價を示す
第二號は移住土着委員會購入に屬するものゝ地價を示す

前表第一號及第二號を比較するに第一號即ち一般の賣買價額中五二〇ヘクター以下のものは既に一八八八—九〇年より騰貴を示し五〇〇ヘクター以上の大農場は一八九四—九七年に至り初め

て騰貴を示し一九〇一年以來全體を通じて著るしき上騰を來せり第二號即ち委員會の購入に屬するものは事業開始以來漸次昂騰して今日に至り只だ僅かに一八九四—九七年に於て下落したるのみにして一九〇一年以來更に暴騰するに至り其騰貴の割合は常に一般の賣買に比すれば高度を示しつゝあるを以て地價の騰貴は國家的内國植民の一大障礙なりと言はざるべからず

第二章 土地の一時的管理

移住土着委員會が購入したる土地は更に之を分割譲與し以て内國植民の實を擧ぐるものたるや勿論なりと雖も之が適當の購入者を得るは容易にあらざるが故に土地の購入と譲與との間には幾多の年月を要す故に此期間に於ける土地の管理は委員會に取りては最も重大なる問題の一なり初め委員會は是等買收せる土地を短期間の契約を以て小作に附せしも適當なる小作人を得るの困難なりしと掠奪農業の弊ありしとによりて之を廢し之が管理を其土地所在地の國有地管理人に囑托し土地の現状維持を計りしと雖も是れ又豫期の成績を擧ぐるに至らずして之を廢し既に一八八八年以來委員會は自から之が管理の任に當り移住土着等の完成を見るに至るの間は一時大農經營の方法を採るに至れり即ち土地の一時的管理とは土地の買收より移住土着事業の完了に至る迄の間

に於ける委員會自己の管理を稱する者にして此方法採用の結果移住土着人の受くる利益は蓋し尠少にあらざるなり本事業開始の當時に於て委員會は土地に對し何等改良の事業を施すことなくして之を分割譲與したりしも前述の如く大地主が自己の土地を賣却するに至れるは經濟的困難の結果なるが故に其農場經營の如き極めて粗放的にして肥料の缺乏は勿論其他の經營宜しきを得ず所謂掠奪農業を營みたるものなるが故に何等改良を施すにあらざれば集約的農業を營なむも決して利益を得ること能はざるが如き状態に存す加之東部普魯西地方の土質は稍や粘土質なるが故に排水不完全なるを免かれざる等の理由により移住土着人の成績良好ならず委員會は一時非難の聲を聞くに至れり茲に於てか一八八八年以來先づ農場の一時的經營を行ふに決し各地にオーバーフェルツァルター (Oberverwalter) 又は土地管理人 (Gutsverwalter) を配りて之が管理の任に當らしめ且つ附近移住民の取扱、保護、又は監督指導の事務に従事せしめ該地に於ける移住土着事業の完成を見るに至りて始めて之を撤退せしむ即ち委員會は買收せる農場に於ける宏大なる舊大地主の邸宅の如きは先づ之を管理人の宿所、事務所其他の事業經營に使用し後日に至りては學校其他の公用に使用し普通の農民家屋は之に修繕を加へ他日移民の收容に供するの方針を取り更に濕地の排水を行ひ填塞せる溝渠の改築をなし運搬に供し更に肥料を得んが爲めに家畜の購入増殖を計り

綠肥用として「ルビン」及「セラデラ」(Jaquin und Seradella)を培養し土地生産力の増進を計るが爲めに人造肥料を使用し其他泥炭地及牧草地の改良を計る等専ら土地の物理的及化學的改善に全力を盡し以て移住土着人をして移住後直ちに集約的農業を有利的に經營し得せしむるの準備を爲すに努力せり

委員會の行ひつゝある農場の一時的管理の具體的狀況を知らんが爲め左に事業年度一九〇八一
一九〇九年(七月より翌年六月に至る)に於ける事業經營數及之に對し經營の收支を示せしむるの如し

區 別	農場 數	面積		支 出		支 入		支 差	面積一ヘクタールに對する純收入又は支出に對し
		總面積	農用地面積	支 出	支 入				
新購入地及二ヶ年未滿の大農的經營地	一九	一〇,三三三	九,七七一	三〇八,九八八	一〇五,四七二	二〇三,五七六	一九七〇	二〇・九五	
二ヶ年以上大農的經營をなすも未だ移住事業に着手せざる農場	二五	二二,二六一	九,七八一	一一一,三九三	三〇〇,七四八	一八九,五〇五	一五五八	一九・二六	
移住事業開始の農場	一〇三	五九,八九一		七八,七〇六	八三二,二四六	一一二,五四〇	一八八		
移住事業を完成し大農的經營を廢止せし農場	二八六	一五二,二四九		六〇八,四〇六	七四九,三九一	一四〇,九八五	一四〇・九五		
計	四三三	三三四,六三〇		一,七四七,三五二	一,九八六,八五四	三三九,五〇三	二三四		

備考 (+)は收入超過(-)は支出超過を示す。

即ち一九〇八年七月一日より一九〇九年六月三十日に至る一ヶ年の間に於て委員會が自ら經營したる四種の農場總數四百三十二に對する總支出は百七十四萬七千三百五十一馬克六十片にして之に對する總收入百九十八萬六千八百五十四馬克八十五片なるが故に差引二十三萬九千五百三馬克二十四片の純益を擧げたり故に同年度に於ける農場管理の成績は極めて良好のものにして僅かに新購入地及二ヶ年未滿の大農場經營地に於てのみ支出超過を見たるのみなり然れども過去に於ける農場經營の總支出入の狀態を見るに移住事業を完成し大農的經營を廢止せし農場に於てのみ收入超過を見るのみにして全經營を通算するときは支出超過を示せり而して委員會が植民事業開始以來一九〇九年六月三十日迄二十四年間に農場管理の爲め支出したる總額は三千百六十六萬三千五百八十三馬克にして之に對する總收入は千八百八十一萬四千二百九十六馬克なるが故に委員會の純支出額は千二百八十四萬九千二百八十七馬克なり。

斯の如く委員會が土地の一時的管理の爲め過去二十四年間に支出したる費用は巨額に達しつゝ、あるが就中委員會の最も多くの費用を投じて經營しつゝあるは改良事業として排水事業、泥炭地及牧草地の改良、及道路の改築等に投せし費用は少しとせず即ち委員會が過去に於て排水事業を

完成したる農場の数は二百八十面積十五萬二千六百六十六ヘクターにして就中排水面積は四萬六千九百ヘクター(全面積の三三・六ペルセント)此費用八百五十九萬二千二百馬克(一ヘクター宛百七十馬克)に達し現今事業中にて未だ完成せざるもの、農場数は九其面積四千四百四十二ヘクターにして就中排水面積は九百三十七ヘクター(全面積の一・三ペルセント)其費用十八萬三千馬克なり而して將に排水事業に着手せんとしつゝある農場数は八其面積四千二十九ヘクターにして就中排水面積四百九十四ヘクター(全面積の一・三ペルセント)なり次に排水事業の準備中に屬する農場数は二其面積七百七十八ヘクターにして就中排水面積五百十ヘクター(全面積の六五・六ペルセント)其費用十萬二千馬克を算せり又委員會は一九〇九年に至る迄の間に於て四千六十七ヘクターの泥炭地と二百八十ヘクターの牧草地とを改良したるが之に要せし費用は二百二十九萬六千九百馬克なり而して一ヘクター宛の改良費用は一定せざるも泥炭地に於ては百乃至八百馬克、牧草地に於ては百乃至二百五十馬克を要す現今約二百ヘクターを有する牧草地の改良に著手せんとしつゝあり尙ほ委員會が一九〇六年末に至る間に修築したる石道及漆喰道路の延長は百六十六基米以上に達し就中一九〇四年乃至一九〇六年の三ヶ年間に於て修築したるもの九十四基米を占む而して委員會が直接經營したる道路の建築費は橋梁其他の建築費を含みて一九〇六年迄に百三十

七萬二千馬克に達したるが此他委員會が地方團體の經營に對して與へたる補助額をも加算する時は更に巨額に達すべし爾來兩三年の間には更に之が延長を見たるは勿論にして一九〇九年に於て開鑿せられたる石道及漆喰道路のみにも其數三十六にして延長四萬七千二百四十二米に達し其費用七十五萬五千九百馬克を算す。

此他委員會は施肥耕耘の改良を行ひ農具を改良し種子の購入を行ひ以て農場生産力の増進に努めたり即ち一八九八―九九年度に於て十九萬二千四百ツェントナーの人造肥料を使用せしものが一九〇五―〇六年度には五十八萬九千九百ツェントナーに増加し一八九八―九九年度より一九〇五―〇六年度に至る間に使用したる人造肥料の總額は三百七萬三千八百ツェントナー八百六萬三千二百馬克に達し同年間に於て購入したる種子の總額は百三十八萬二千四百馬克を算す。

委員會が土地の一時的管理の爲め投する費用は斯の如く多額に達しつゝありと雖も之が爲め荒廢に歸しつゝありし大農場は改良せられ其生産力を増進すること尠なからざるが故に移住土着人は移住後直ちに有利的集約的農業を行ひ得べく爲めに移民事業の發展上多大の効果あるのみならず單に農場經營の收支計算に就て見るも昨年度の如きは收入超過の好結果を得たるが故に委員會の經濟上にも今後有利なるに至らんか。

第三章 移民の招來

第一節 植民地の村落制度

植民地に供すべき土地を購入したる委員會は之が一時的管理を行ふと同時に其最大目的たる移民の招來に着手するを必要とし之が招來の準備として委員會は買收農場の區劃割を行はざるべからず而して之が區劃割を行ふに當り先づ決定すべきは植民地に於ける村落の形態を如何にすべきかにあり蓋し植民事業の最大目的は中小農民を移植し東部地方に獨逸人の勢力を増進せんとするに在るが故に農村形態の適否如何は直ちに之が事業の成敗に關すればなり。

普通村落の形態は之を密居制度(Dorfsystem)及疎居制度(Hofsystem)の二種に區別するを得而して之が利害得失に至りては茲に斷論するを得ざるも疎居制度に於ては各自其耕作地内に家屋を建築するものなるが故に作物の管理に便なるのみならず運搬の勞費少なく且つ耕作地往復時間を省く等農業經營上の節約を行ひ得ると同時に農家の副業として最も利益多き養豚養鶏等に便にして且つ火災の類焼を被るの恐れなしと雖も之を密居制度に比すれば人類の社交性に逆ひ隣保相依り有無相通するの利を缺き勞力の交換に不便あるのみならず學校及病院等の關係に於て不利益の

點少しとせず故に大體より論すれば密居制度は遙かに疎居制度に勝る所あき如し而して合衆國及加奈太に於ける植民地の村落制度は専ら疎居の制度に出でたり即ち合衆國が一七九六年五月十八日の法律を以て發布したる市制(Township)の如きは正に疎居制度に依るものにして先づ未開の植民地を基盤面の如く東西南北に方六哩(二十六方哩)に分割し之を一タウンシップ(Township)と稱し各方哩(六百四十エーカー)を一セクション(Section)と稱し更に之を四分又は八分し之を農家一戸に附與するの制度を採れり故に合衆國の農家は農圃の中央に家屋を建築し隣圃との距離近からずして純然たる疎居制度を採れり然れども普魯西に於て移住土着委員會が現今専ら採用しつつある所のものは寧ろ密居制度にして疎居制度は或特殊の場合に於てのみ之を採用せり是れ蓋し該植民地の目的が獨逸人の増殖にあるが故に其本來の國民性を維持し風俗習慣を統一し健全なる獨逸の國粹(Denkmal)を發達せしめんとするには之を集合せしむるの必要あるのみならず飲用水の供給は勿論道路其他公共的營造物に對する關係上密居制度を利益とする所多きが故なり而して普通密居制度の村落にありては道路の兩側に家屋敷地を設け十二三戸乃至四五十戸の植民部落を形成す各部落に於ける移民の分配は必ずしも其郷關別に依らず相混合せしむると雖も其故郷の如何によりて移民の村落制に對する嗜好を異にす即ちヴェストファーレン及ニーダーザクセン地方の

移民は疎居制を好み其他のザクセン及シユッペン地方の移民は密居制を愛す疎居及密居兩制度の外に現今委員會が採用しつゝある制度は此兩制度を折衷したるものにして「Das Reihendorf mit einem Dorf kern.」と稱し所謂折衷制度とも言ふべきものなり此制度は村落の中心に寺院、學校、市場、旅舎、酒舗等を設けて村落の基點(Dorf kern)とし其他は此中心點より放散せる道路に沿つて稍や長方形の農區を設け相隣接せる農區の家屋は互に相接近せる地位に建築せしむるが故に農家は各自其農圃内に住居を占むと雖も疎居制度の如く隣家と相隔つる遠からず隣圃相依り御助くるの便利は稍や密居制度に等しき利益を受くるなり故に現今委員會が専ら採用しつゝあるは此折衷制度なりとす我北海道屯田兵村の村落制度の如きも殆んど是れと一致するものにして祖先以來密居制度の村落に生活せる我が内地の農民を北海道に移住せしめて純然たる疎居制によらず又純然たる密居制にもよらず稍密居に偏したる兩者折衷の制度を採用したるは確かに北海道屯田兵村成功の大原因をなせるものと稱すべし昨四十二年度より我臺灣總督府が新たに着手したる内地農民の臺灣移植に關する方針も其村落制度は成るべく此折衷制度を採用するにあり是れ臺東地方の如く蕃人と相接する植民地に於ては隣圃相依るの必要を感ずばれなり。

普魯西が現今専ら此折衷主義に依れるは策の得たるものと稱すべきなり今是等三制度の模範的實例を擧げんに植民地コーレンホーフエン (Koloniolen) は所謂密居制度の村落にして家屋は悉く委員會によりて建築せられ風車を利用して給水の設備をなし共同浴場及洗濯所をも設置せり又ツォンジン (Wonsin) の植民地は疎居制度の村落にして折衷制度の模範村落はツォンブルグ (Zomburg) 及エリトツ、ロムプシン (Jelitow-Rombehin) なりとす。

第二節 土地の區劃制度

村落制度の確定と共に委員會へ土地を分割して移住土着人に譲與すべき農區を設定す而して各農區の面積は合衆國、加奈太及我北海道の植民制度が農區を一定の面積に區劃すると異なりて大小一定せず専ら土質位置等種々自然的經濟的社會的要素を參酌し大中小農區農業勞働者區等種々の面積に區分す即ち左は其一般を示せるものなり。

- 一、勞働者農區 (Arbeiterstelle) ……一ヘクター以下及一乃至二ヘクター
- 二、手工業者農區 (Handwerker- und Gewerlichen Stellen) ……二乃至三ヘクター、及三乃至五ヘクター
- 三、小農區 (Halbbauernstelle) ……五乃至十ヘクター

四、中農區(Vollbauerstelle)……一〇乃至一五ヘクター、及一五乃至二〇ヘクター

五、大農區(Grosbauerstelle)……二〇乃至二五ヘクター、二五乃至五〇ヘクター、及五〇乃至一
二〇ヘクター

六、剩餘農區(Restflur)……一二〇ヘクター以上

斯の如く農區の面積は區々一定せずと雖も本事業の最大主眼とする所は大農場を分割し中小農民の増殖を計るにあるが故に一〇乃至二〇ヘクターの中小農區最大多數を占むるは明らかなり即ち一〇乃至二〇ヘクターの間に存在する農區はポーゼン及西普魯西地方に於て一農家が二頭の馬を使役し農場所要の労働は農場主及其家族之を供給し雇人の必要なく且つ農業以外の業務へ従事することなくして能く一家の生計を維持するに適當すればなり而して労働者農區は僅かに小家畜を飼育し得るのみなりと雖も大農場の労働者たらしむるの目的に出で手工業者農區は一頭の大畜を飼育するを得るのみならず専ら植民地に必要なる手工業に従事し小農區は牛馬を飼養するを得るも中農區に比すれば未だ農業のみにては生計の全部を支ふる能はず専ら都會附近に於て蔬菜類の供給を目的とするにあらざれば普通農業に於ては不十分なり大農區に至りては農場主及其家族の労働は農場所要の労働を充たすに足らずして他より労働者を雇ひ入るゝの必要あり更に剩

餘農區に至りては農場主は單に之が管理の任に當るのみにて純然たる大農經營に屬す故に斯の如き大農經營は國家的内國植民の主旨に反するものなるを以て以前は之が設定を見ざりしも地味中小農の經營に適せず且つ舊地主の邸宅の如き之を分割するの不利なる場合あるより寧ろ大農場として經營するの利益多きを認めたるを以て一八九八年以來止むを得ざる場合に於てのみ此大農經營たる剩餘農區を設置するに至れり然れども獨逸人労働者の缺乏は所有者をして止むなく波蘭土人を使用せしむるに至りしを以て其後之が設置を中止し舊地主の家屋は之を小農者に分與し或は學校、祈禱所、集會所、病室其他冬期學校等の如き公共的目的の爲めに使用するに至れり唯一九〇六年以來郡及州行政上に獨逸人の勢力を維持せんが爲め再び極めて特殊の場合に於てのみ稀に之を設置することゝしたりしが更に一九〇八年より一般に之が設置を許し同時に獨逸人労働者の移住を奨励するに至れり。

委員會が此方針に基き一八八六年より一九〇六年に至る過去二十年間に於て區劃したる農區の數は一萬四千三百八十三にして其面積二十萬三千七百二ヘクター餘の多きに達す而して此二十年間を前後二期に分ち各農區に於ける平均面積を示せば左の如し(單位ヘクター)

年次	二ヘクタ以下		二―五ヘクタ		五―一〇ヘクタ		一〇―二〇ヘクタ		二〇―五〇ヘクタ		五〇―一二〇ヘクタ		一二〇ヘクタ以上	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
一八八六―一九〇〇年	一〇三	三.三	三三三	七.七五	一四七九	二六.九〇	六八八九	二五.五七	一九〇〇	三.三	一〇三	三.三	一〇三	三.三
一九〇一―一九〇六年	〇九九	三.三四	三三四	七.九九	一四八〇	二四.六八	六九〇二	二七.四一	一九〇〇	三.三	一〇三	三.三	一〇三	三.三
計	一〇〇	三.三三	三三三	七.八七	一四七九	二六.二六	七〇二四	二五.五九						

即ち一〇―二〇ヘクタ以下の中小農區の平均面積は一四、七九ヘクタを算す而して是等各種の農區が過去に於て如何なる割合を以て分割せられたるかを知らんが爲め左に同期間に於ける各農區の數及其面積を示さん。

農區別	農區數		農區面積	
	總數	%	總面積	%
一ヘクタ以下	二二	三.四	二〇	〇.二
一―二ヘクタ	二四二	三.六	四二	〇.三四
二―三ヘクタ	二七四	四.一	三二	〇.六六
三―五ヘクタ	三四五	五.一	一三、七八	一.三三
五―一〇ヘクタ	一、八四	一七.六	九、七一、六三	八.九二
總數	一八八六―一九〇〇年	六九〇	一八八六―一九〇〇年	一九〇一―一九〇六年
	一、二二	三.四	一、二二	一、二二
	一、二二	三.六	一、二二	一、二二
	一、二二	四.一	一、二二	一、二二
	一、二二	五.一	一、二二	一、二二
	一、二二	一七.六	一、二二	一、二二
總面積	一、二二	三.四	一、二二	一、二二
	一、二二	三.六	一、二二	一、二二
	一、二二	四.一	一、二二	一、二二
	一、二二	五.一	一、二二	一、二二
	一、二二	一七.六	一、二二	一、二二
總面積	一、二二	三.四	一、二二	一、二二
	一、二二	三.六	一、二二	一、二二
	一、二二	四.一	一、二二	一、二二
	一、二二	五.一	一、二二	一、二二
	一、二二	一七.六	一、二二	一、二二

農區別	農區數		農區面積	
	總數	%	總面積	%
一〇―一五ヘクタ	一、五九四	二.三六	二、四三八	三.〇〇
一五―二〇ヘクタ	一、四四	二.〇九	二、二二	二.七七
二〇―二五ヘクタ	七二七	一.〇七	一、〇七	一.三三
二五―五〇ヘクタ	六四	九.四	二、三九	三.一
五〇―一〇〇ヘクタ	九七	一.四	三、三	四.一
一〇〇ヘクタ以上	一六	二	三、四九、一七	三.五五
上計	六、七五八	一	一〇、九二六、八六	一〇〇

即ち前表によれば一〇―一五ヘクタ及一五―二〇ヘクタの中農區が全農區數及全農區面積の大部分を占むるのみならず前期に比すれば後期の方遙かに其數及面積の絶對數及割合を増加せり而して此中農區の數及面積の全農區の數及面積に對する割合を一八八六年より一九〇六年に至る二十年間平均に見るに左の如し。

農區別	農區數		農區面積	
	總數	%	總面積	%
一〇―一五ヘクタ	二八、〇〇	二八.〇〇%	二四、四〇	二四.四〇%
一五―二〇ヘクタ	二五、一三	二五.一三%	二九、一五	二九.一五%
計	五二、一三	五二.一三%	五三、五五	五三.五五%

即ち過去二十年間を平均する時は中農區は其數に於ても又其面積に於ても共に全農區の二分の一

以上を占むるが故に委員會が専ら中農業者の移植に努めつゝあるを知るべく委員會は近來益々此中農區の設置に主力を盡しつゝあり更に委員會が斯の如くして分割したる農區の面積は一九〇八年末に至る總計二十九萬六千四百六十ヘクタールにして一九〇九年には同じく一萬七千五百七十三ヘクタールの土地を分割したるが故に委員會が一八八六年より一九〇九年に至る二十四年間に區劃割を行ひたる農場の全面積は總計三十一萬四千三十三ヘクタールの多きに達し買収土地全面積の約八一ヘルセントに當る今參考の爲め一九〇九年度に於て行ひし農區の分割に關する統計を示せば左の如し。

農區總數	類別		計
	ボーゼン州	西普魯西州	
總面積	一〇、五六四、九八 <small>ヘクタール</small>	七、〇〇八、二二 <small>ヘクタール</small>	一七、五七三、一九 <small>ヘクタール</small>
道路及溝渠	二六三、九七	一九四、五三	四五八、五〇
學校敷地及教師地	三一、三三	一五、二五	四六、五八
共有地	二一、四八	二〇、三〇	四一、七八
豫備地	二、〇一二、二七	九一六、一六	二、九二四、四三
農區總面積	八、二三五、九三	五、八六五、九七	一四、一〇一、九〇
農區總數	七三三	三九四	一、一二七

内譯	類別		計
	一ヘクタール以下	一〇六	
一―二ヘクタール	四〇	四三	八三
二―三ヘクタール	一三	九	二二
三―五ヘクタール	五	三	八
五―一〇ヘクタール	三六	一五	五一
一〇―一五ヘクタール	三四一	一二二	四六三
一五―二〇ヘクタール	一五〇	一五〇	三〇〇
二〇―二五ヘクタール	二六	三二	五八
二五―五〇ヘクタール	一四	九	二三
五〇―一〇〇ヘクタール	一	一	二
一〇〇ヘクタール以上	一	三	四

即一九〇九年に於て委員會が區劃割を行ひし土地の全面積は一萬七千五百七十三ヘクタールを算し就中農區の面積は一萬四千百一ヘクタールにして其數千二百二十七に達す而て農區中最多數を占むるは中農區にして其數は全農區數の六七ヘルセント餘を示し一ヘクタール以下の農區は約一〇ヘルセントを占め之に一乃至二ヘクタールの農區を合算する時は一七・五六ヘルセントに達す如斯勞働者農區の割合大なるは一九〇八年三月發布の法律が勞働者移住の獎勵を促すに至りし結果なるべし。

前表にも示す如く委員會は土地の區劃割を行ふに當りて單に普通の農區及道路溝渠敷地を設くるのみならず此他に共有地を設け或は學校用地教會用地を設く此共有地は成るべく一箇所に集合せずして各所に散在せしめ之が分割管理に便ならしむ共有地は一面耕地不足の勞働者其他に耕地を貸與し其収入は村落に於ける公共的設備に要する費用の補助たるを得爲めに農民の負擔を輕減するの利益あるのみならず公共的營造物の敷地に充てられ其面積は全移住土着地買收價額の五ペルセントを以て標準とす教會及學校用地は専ら其基本財産として之が維持費の支辨に充つるものにして學校教師に土地を附屬せしむるは一面農業の實地を行はしむると同時に其収入を補助し教師が安んじて植民地の教育に従事するの便に供したるものなり而して教會用地の面積は全移住土着地價額の約九・六ペルセントにして之に學校用地を加ふれば一〇・二ペルセントに達す此他日用品及農具等を販賣すべき酒舖兼旅舎には其敷地及附屬地として四乃至五ヘクターを附與す牧草地は一般に各自の農區より隔りたる所にして苜蓿其他の牧草栽培に好適せる土地を以て之に充つ而して普通一農區は成るべく一ヶ所に纏め置くの方針なるも場合に依りては一農區を分割して二三ヶ所に散在せしむる事なしとせず。

斯の如くして分割したる農區へ合衆國、加奈太及我北海道の植民制度と異なり場合によりて之

が變更をなすを妨げず即ち委員會は土地の處分をなすに當り移住土着者が區劃割の變更を請求し農場管理人が之を正當と認め自ら理由を附して農區變更の儀委員會々長に上申する場合には可成之に認可を與へ區劃の變更をなさしむ然れども區劃の變更は可成面積を増大するを欲せず是れ大農經營は他より勞働者を雇い入るゝの必要ある爲め波蘭土人に職を與ふるの機會を多からしめ本事業の目的に反するものあればなり。

委員會は土地の區劃割を終るや先づ各農區の地價を評定し區劃割設計書を編成す而して此設計書には農場の買收價額、改良費、地代、農區の大小、境界線等は勿論村落、教會、學校及農場一般の事情、各農區の測量、建築物の評價、道路溝渠、共有地等移住土着志望者の参考となるべき各種の事項を細目に亘りて記載し之に加ふるに彩色せる區劃圖を以てし之を委員會及農場管理事務所に備へ付け自由縦覽に供し以て移住土着志望者の便を計れり而して一九〇九年に作製したる區劃割設計書の數は四十九其面積一萬七千五百七十三ヘクターにして其事業開始以來一九〇九年末に至る間に於て編成したる設計書の數及面積の州別表は左の如し。

州	別	區劃割設計數	同上面積(ヘクター)
ボ	ー	五二五	二二七、二三六
	ゼ		
	ン		

西	一九〇	九六、七九七
普		
魯		
西		
計	七一五	三二四、〇三三

一一一

即ち設計總數七百十五にして其面積三十一萬四千三十三ヘクタールの多きに達せり。

第三節 移民の種類及選擇

何れの場合を問はず植民事業中最も困難なるもの、一は善良なる移民を得るの容易ならざるにあり茲に於てか委員會も移民の募集に就ては苦心しつゝあるものにして最初豫定の移民を得る事能はずして一時土地の買収に手心を用ひたるが如き又這般の消息を語るものと稱すべきなり而して委員會は最初委員會代理人及農場管理人をして移民募集の任に當らしめしも其成績好良ならざりしを以て一八九五年頃より各地に移民募集人を置きて移住の奨励をなさしむること、且つ各種の印刷物繪畫等の配布をなして移住者の参考に供しつゝあり。

本事業の目的たる本邦地方に獨逸民族の勢力を扶植するにあるが故に移民たるもの、資格は必ず獨逸人たることを要す而して獨逸民族にして農業に従事し多少農事の經驗を有し且つ幾分の資産を所有するものは何人と雖も移民たり得と雖も其出身地の相違により移民を左の三種に分つ

を得

- 一、植民地兩州(ポーゼン、及西普魯西)よりの移民(Aus den Ansiedlungsprovinzen)
- 二、其他の獨逸帝國內よりの移民(aus dem übrigen Deutschland)
- 三、外國よりの移民(aus dem Auslande)

植民地兩州内よりの移民は即ちポーゼン及西普魯西兩州内より新設植民地に移住し來るものにして兩州内に於ける甲地より乙地に移轉するに過ぎずして本事業の目的よりすれば其効果は余り大なりと稱すべきものにあらず其他の獨逸帝國より來る移民は最も多數を占むるものにして其外國より來る移民は獨逸人にして嘗て露國、澳匈國等に移住したるものが再び本國に歸來するものにして所謂「歸來移民」(Rückwanderer)是なり。

移民の選擇は植民地發展上重大なる問題なるが故に委員會も多大の注意を以て之が選擇を行へり而して本事業開始の當時に於ては土地投機者、勞力無能力者、又は無資産なる事業失敗者等の移住を見ることありしが當局注意の結果近來其跡を絶ち専ら勤勉良好の移民を得るに至れり而して委員會が移民選擇の必要條件として注意するは、(一)移住土着の決心鞏固なること、(二)農業の經營に要する相當の資金を有すること、(三)移住の結果社會及經濟上に於て自己の地位を進め

一一三

得べきものに限ること、(四)郷里に於て相當の資産を有するも移住により現在に數倍する土地を
獲得し耕作するを樂みとするものなること等なりとす。

而して本事業開始以來一九〇九年未に至る過去二十四年間に移住したるもの、總戸數は一萬六
千五百二十九戸に達し其出身地別及宗教別統計は左の如くにして就中一九〇九年の移民總戸數は
千三百八十六戸にして其地方別は左表第三段に示せるが如し。

區別	移民總戸數	同上	%	一九〇九年に於ける移民戸數
東 普 魯 西	八八	〇、五		
西 普 魯 西	一、八〇二	一〇、九		一四〇
ブ ラ ン デ ン ブ ル グ	九一三	五、五		四四
ボ ム メ ル ン	一、一二八	六、八		一二八
ポ ー ゼ ン	二、二八二	一四、一		一九一
シ ュ レ ジ ェ ン	四四四	二、七		二一
ザ ク セ ン	一、三〇九	八、一		一三〇
シ ュ レ ス ヴ ャ ッ ヒ、ホルスタイン	三〇	〇、一		
ハ ン ノ ヴ ァ ー	六五八	三、九		一七
グ エ ス ト フ ァ ー レ ン	一、四〇八	八、五		一〇七

類 別	總 數	同 上	%
ヘ ッ セ ン ナ ッ サ ウ	二〇〇	一、二	四八
ラ イ ン プ ロ ビ ン ツ	一七七	一、一	一四
其 他 の 獨 逸 國 内	二、〇一三	一二、一	九二
外 國 より 歸 來 せ し 獨 逸 人	四、〇七七	二四、六	四五四
新 教 徒	一五、九一六	九六、三	
舊 教 徒	六一三	三、七	
計	一六、五二九		一、三八六

更に之を三種に大別すれば左の如し。

類 別	總 數	同 上	%
植 民 地 兩 州 より の 移 民	四、〇八四		二四・七
其 他 の 獨 逸 帝 國 内 より の 移 民	八、三六八		五〇・六
外 國 より の 移 民	四、〇七七		二四・七

次に獨逸帝國內より來れる移民を更に普魯西及其他の獨逸國に區別し最近三箇年間に於ける移
民の出身地方割合を示せば左の如し。

年次	殖民地兩州	其他の普魯西諸州	其他の獨逸國內	外國よりの移民
一九〇七年	二〇、三%	三一、五%	七、五%	四〇、七%
一九〇八年	一九、五%	三三、〇%	九、二%	三八、三%
一九〇九年	二三、九%	三六、七%	六、六%	三二、八%

前三表を按ずるに現今移民の大多數を占むるは普魯西王國內の諸州より來るものにして普魯西以外の諸國より來るものは其數比較的少し而して近來西部及南部地方特にヴェストファーレン及ザクセンの諸州より來住するもの漸次其數を増加するに至りしが是等西部地方より來住するものは概して資産に富み勤勉にして集約的農業の經營に對する智識に富み教育の程度又他に優るものもあり移住者中成功せるもの最も多く爲めに一般の模範たり更に其農業の種類に至りても出身地によりて同じからず即ちヴェストファーレン及ハンノーヴァーよりの移住者は各種の蔬菜栽培を得意としヴッテンベルグの移民は果樹栽培に長じバーデン人は煙草の栽培を好みラインラント及西北獨逸よりの移民は家畜の飼養に長じヴェストファーレン人の養豚ポムメルン人の養鶏等各其長所を異にすポーゼン及西普魯西即ち殖民地兩州よりの移民も其數少なからず現今尙ほ其主

要部分を占めつゝありと雖も此兩州に於ける人口の移動は本事業の目的にあらざるが故に委員會は努めて之が移住を防止せんとの方針を探れるが如し更に其外國より歸來せる獨逸人移民は養蜂の術に長じ殖民地兩州の蜂蜜生産は彼等の手によるもの大部分を占め其収入又少しとせず只だ彼等は教育知識に缺くる所ありと雖も一般に勤勉にして其成績又好良なり而して委員會は彼等の十八乃至二十歳又は以上の年齢にあるものに對し種々の方法を以て教育を授けつゝあるを以て近來其の短所を補ひ經濟力も著しく發達するに至れり。

移民の宗教別を見るに總數の九六・三ベルセント一萬五千九百十六戸は新教徒に屬し其舊教徒に屬するものは僅かに三・七ベルセント六百十三戸に過ぎず即ち舊教徒一に對し新教徒二六の割合を示す初め委員會は移民の信仰別により移民地を區別し土地の處分を行ひしに舊教徒たる移住者は宗教上同一の信仰を有する波蘭土人に對し同情を表するに至り本事業の目的に反せる結果を來せるを以て委員會は爾來成るべく舊教徒に對し土地の讓與を行はざるの方針を取るに至れり即ち過去二十四年間に於ける移住志望者數を調査するに新教徒三萬九千二百十七戸、舊教徒三千九百九十二戸に達し前者一二・三に對し後一の割合を示せり而して新教徒に於ては三萬九千二百十七戸の志望者中一萬五千九百十六戸を移植したるが故に許可數の志望者に對する割合は四〇・六べ

ルセントに達すと雖も舊教徒に於ては三千九十二戸の志望者中六百十三戸を移植したるが故に許可數の志望數に對する割合は一九・二ペルセントに過ぎざるなり。

斯の如く委員會は専ら新教徒の移植に努めつゝある本事業當初の目的を達せんと欲せば蓋し最善の方法と言はざるべからず此に於て「カアルトケムパー氏 (J. Altkemper, Deutschtum und Polen-um) の如きは其近著に於て「獨逸化は即ち新教化也」 (Germanisierung ist Protestantisierung) と稱せり。

而して是等移民が一九〇六年末迄に其家族と共に携帶し來れる財産の總額は五千三百二十五萬克にして就中四千三百二十五萬馬克は現金にして他の一千萬馬克は有價物件なり今移民の種別別携帶金額の統計を示せば左の如し。

類	別	總	額	%
ポーゼン及西普魯西兩州よりの移民	總	一、二、〇〇〇、〇〇〇	二三	
	額	二八、二五〇、〇〇〇	五三	
其他の獨逸國よりの移民	總	一三、〇〇〇、〇〇〇	二四	
外國よりの移民	總			

更に之を移民の土地讓與の種類により區別すれば左の如し。

類	別	總	額	%	一戸平均額
賣渡しを受けたる移民	總	四九、二〇〇、〇〇〇	九二、四		五、三五〇
	額	四、〇五〇、〇〇〇	七、六		一、七八五
小作移民	總				

即ち小作移民は一戸平均千七百八十五馬克賣渡しを受けたる移民は同じく五千三百五十馬克を携帶し來れるものなるが故に移民事業の結果兩州に流入したる移民の財産は決して尠少なりと言ふべからず。

第四節 土地の讓與

移住土着志望者が土地の讓與を得んと欲し移住土着委員會に郵便又は口頭を以て自己の希望を申込む時は委員會は直ちに質問書を志望者に郵送す而して志望者は此質問書に答を記入し直に之を委員會に郵送し委員會は此回答により志望者の資格財産宗敎等移民として必要なる資格を調査し移民として適當なる要件を具備するを認むる時は其財産其他の資格に適當する移住土着地を撰定し更に之に關する移住案内を郵送す此移住案内には(一)植民地の名稱、位置、面積、區劃數(二)地質、作物の種類(三)牧草地の有無及性質(四)交通機關及市場の遠近(五)附近村落との關係(六)

農産製造所の有無及遠近(七)建築材料獲得の便否及價格(八)組合及營造物の狀態(九)教會學校及共有地の關係等一般の狀況を略述し更に(十)區劃地の番號、面積、地代及所有權獲得に要する財產制限額、即時支拂額及三等四等汽車賃錢表其他の注意事項を記入し且つ農場の區劃圖を添へ以て志望者をして農場大體の狀態を推知せしむる便に供す而して志望者が此案内書により自己に適當と認むる農區を發見する時は委員會又は農場管理人に其由を申込み自ら土地の實況を視察するを普通とす而して志望者實見の結果適當と認むる時は農場管理人と土地讓與に關する契約をなしそれより各種の手續を経たる上適當なるに於ては土地の交附を行ふ而して土地讓與の方法に二あり一は「賣渡」にして他の一は「小作貸與」是なり然れども尙ほ此他に勞働者に對し「普通の賃借法」により土地の處分を行ひつゝあり。

土地の賣渡法によれる讓與は即ち本事業の原則にして小作貸與は特別の場合に於てのみ之を行ふ而して土地賣渡は普通の賣買と異なり土地の價格を一時に支拂ふにあらずして年々一定の地代(Rent)を委員會に納入するの契約を以て土地の獲得をなすものなり故に委員會は土地の處分をなすに當り先づ之が買收價額を標準として之より農場所在の建築物有性及無性資本の價額を控除して土地の價格を評定し之を基礎とし各農區の價格を定むるを要し此價格は委員會の支出せし費用

に缺損なきを限度とせり而して移民が年々支拂ふべき地代は此評定價額の三ベルセント以下の範圍内に於て農場の自然的經濟的狀況を精査し地代の割合を決定す。

今本事業開始より一九〇五年の初めに至る間に委員會が區劃設計書を編成せし三百四十六の農場に就て決定せし地代の割合を示せば左の如し。

農場數	農場面積	同上	割合	地代の割合
二三九	一三二、六七七	六九、九七	五、六二	三、〇
二〇	一〇、六六二	一五、八〇	二、二五	二、〇
五七	二九、九九六	四、二四七	一、三六	二、〇
八	四、二四七	一、三三六	〇、三六	二、〇
一一	一一、三七六	六、〇〇	〇、三六	二、〇
一	六九〇	〇、三六	〇、三六	二、〇

即ち全面積の約七〇ベルセントは地代の割合三ベルセントを納入したるものにして地代の割合二・五ベルセントなるもの一五・八ベルセントを以て之れに亞ぐ而して地代は之を二分し毎年十月一日及四月一日に政府指定の金庫に納入するものなり然れども此地代は移住後其土地に於ける建

建築物の有無如何により免除年限を異にす即ち移民が全部又は一部既成の家屋を有する土地を購入する時は其状況の如何により一ケ年乃至二ケ年間地代を免除せられ若し移民が家屋の全部を自ら建築する時は三ケ年間地代を免除せらる而して一ヘクター平均の地代は逐年増大を示せる事左の如し。

年次	一ヘクター宛地代	年次	一ヘクター宛地代
一八八七年	一四、七三	一八九八年	二一、一三
一八八八年	一三、四四	一八九九年	二一、六八
一八八九年	一五、〇九	一九〇〇年	二四、〇九
一八九〇年	一七、三二	一九〇一年	一九、九二
一八九一年	一六、二三	一九〇二年	二二、六五
一八九二年	一九、二七	一九〇三年	二五、一七
一八九三年	一六、五三	一九〇四年	二七、七六
一八九四年	一六、三三	一九〇五年	二八、六一
一八九五年	一五、七八	一九〇六年	三〇、四三
一八九六年	一六、八九	平均	二三、二〇
一八九七年	一八、一六		

地代の割合は買收價額の高き場合には之を少くし安き場合には比較的多くするを以て標準とすれども近來買收價額の暴騰と共に農地の負擔する地代も亦其額を増大するは勢の已むを得ざる所なるべきか。

土地の購買者たる移民は私人的内國植民の場合と異なり年賦償還法に依りて土地の價額を償還するを得ず若し價額を支拂はんと欲する時は六ヶ月以前に其旨委員會に通知し之が承認を得る時は土地總價額の九〇ペルセントを限り償還するを得れども殘餘の一〇ペルセントは特殊の理由即ち政治的及民族的目的の爲めに委員會の承諾を得るにあらざれば之が支拂をなし能はず是れ國家が多額の資金を投じて設けたる農地に對し監督權を永久に履行し以て法律の精神を完成せんが爲めなり然れども地代の最高率たる三ペルセントを該地方貸借利子の普通四ペルセントなるに比すれば一ペルセントの低率を示すが故に土地價額を支拂ふが如き愚を學ぶもの極めて少なし而して移民が委員會の承諾を得る時は何時たりとも土地價額の九〇ペルセント迄は支拂ひ得るに反し國家は賣買契約後五十年間は土地價格の支拂を要求する權利なく又五十年後に至り之を要求する場合には其價額は地代の二十五倍を超過するを得ず(一八八六年發布の移住土着地法第三條)故に今移民の購入したる土地の總價額を一萬馬克と假定し其毎年納入する地代が土地價額の三ペル

セントなりとすれば一年の地代納入額は約三百馬克なるを以て國家が五十年後に要求し得る土地価格は三百馬克の二十五倍即ち七千五百馬克にして土地價格の約四分の三に相當する譯なり。

移民は其購入したる土地を自由に使用するの權利を有し又之を抵當とし委員會長の認可を得る時は之を他人に貸與し且つ賣却するを得只だ獨逸民族以外の人民に貸與又は賣却せんとする場合のみ之を認可せず若し移民が農地の經營を繼續し能はざる事情ある時は委員會は其土地を買戻し得るものにして其價額は賣渡價額によらず新に評價す又一八九六年六月八日發布の法律は移住土着地の一子相續を規定せり是れ其事業が中小農を増殖するの目的なるが故に土地の細分を防がんが爲めなり。

土地處分法の原則は前述の如く賣渡にありと雖も尙ほ小資本者の便宜を計らんが爲めに小作制度により土地の貸與を行へり而して此制度による時は普通小作期限を十二ヶ年とし小作人は其土地を自由に使用するを得小作料は土地價額の三ペルセント以下とし之を毎年四回に分納せしむ小作期限經過するも尙ほ小作を繼續せんと欲する場合には更に小作契約を結ぶべきものとす。

即ち委員會は賣渡及小作の兩制度の下に土地の處分を行ひつゝあるが故に之を普通行はるゝ所の土地賣買に比すれば移民の利益は莫大なるものにして比較的小資本を以て土地の獲得をなし得

るは勿論なりと雖も之が購買者たるものは相當の資産を有するものならざるべからざるは明らかなり即ち委員會が附與する土地の面積の大小は専ら移民の所有する資産を標準とするものにして所要資金額は地代の十五倍乃至二十倍を以て普通とす而して其金額も地價の騰貴と共に近來多きを加ふるに至れり即ち五千乃至六千馬克を有するものは六十乃至七十モルゲンを四千五百馬克を有するものは四十乃至五十モルゲンの土地を購入するを得三千乃至三千五百馬克を有するものは三十乃至三十五モルゲンの土地を購入し又は六十モルゲンの土地を小作し二千馬克を有するものは二十乃至二十五モルゲンの土地を購入し又は四十モルゲンの土地を小作し同じく千馬克を有するものは六乃至十モルゲンの土地を購入し又は十乃至二十モルゲンの土地を小作し得と雖も八百乃至千馬克以下のものは單に勞働者又は手工業者たるに甘んぜざるべからず而も以前は千八百馬克以下のものは移民たるを得ざりき。

今左に最近八年間に於て處分せし土地の數及面積及其處分法別統計を示せば左の如し。

年次	土地處分に關する契約數	同上認可數	認可數中 小作契約に屬するもの		認可面積 (ヘクタール)
			數	%	
一九〇二年	一、八〇三	一、二二一	三〇一	二五	二〇、〇三一

一九〇三年	二、〇〇一	一、四七六	四三一	二九	一九、五〇三
一九〇四年	二、〇二三	一、四八〇	五一五	三五	一九、七三六
一九〇五年	二、〇六五	一、五二七	三三〇	二二	二〇、四六六
一九〇六年	二、一三六	一、五六八	四〇九	二六	二二、五一六
一九〇七年	二、〇七六	一、六六〇	三三一	一九	二四、〇六六
一九〇八年	二、〇五九	一、五二六	三〇九	二〇	二二、〇二〇
一九〇九年	一、八九一	一、三八六	一七〇	一二	一九、六一九

一一六

即ち土地處分數は年に依り多少の相違ありと雖も毎年千二百より千五六百の間にあり就中小作契約に依るものは一二乃至三五ペルセントを占むるに過ぎざるが故に其大部分は賣渡法に依れるものなること明かなり委員會が本事業開始以來一九〇九年末に至る過去二十四年間に處分したる區劃地の數は總計一萬七千五百一十一にして就中一萬三千四百六十一は賣渡法により三千六十八は小作法によりて處分せられ殘餘の五百二十二は農業労働者に對し普通貸借法により附與せられたるものなり而して同年間に賣渡し若くは小作に附したる土地の總面積は二十四萬四千五百五十一ヘクターにして其價額二億二千八百七十五馬クの多きに達す更に村落・寺院・學校用地、道路及溝渠等の如き公共の目的に使用せられたる土地及其他土着用地以外の目的に使用せられたる土

地六萬五千二百七十一ヘクターを通過する時は總面積三十萬九千八百二十二ヘクターに達し購入總面積の八二・六一ペルセントに相當す故に未處分地六萬五千二百三十二ヘクターを殘存するものにして就中公共用其他の面積を除く時は四萬一千三百二十四ヘクターは移住土着用地として處分し得るが故に尙ほ約二千九百の移民區劃地を設置し得べし。
左に委員會が一九〇九年末に至る間に處分せし區劃地の處分法、面積の大小別其他に關する統計を示して土地處分の大要を總覽するの便に供す。

類別	一八八六—一九〇八年		一九〇九年		總計	
	賣渡	小作	賣渡	小作	賣渡	小作
區劃地處分數	二、三三五	二、八六六	一、三三六	一、七〇	一、三三六	三、〇六六
内二ヘクター以下	六六八	—	二六六	三	六六四	三
一ヘクター	六六六	四元	二六	七	七三二	四四六
五ヘクター	一、六七	八七四	六六	七	一、六九五	八八二
一〇ヘクター	三、四四	一、一三	二、一〇	一、一〇	三、七九〇	一、三〇
一五ヘクター	三、四四	一、一三	二、一〇	一、一〇	三、七九〇	一、三〇
二〇ヘクター	三、四四	一、一三	二、一〇	一、一〇	三、七九〇	一、三〇
二五ヘクター	三、四四	一、一三	二、一〇	一、一〇	三、七九〇	一、三〇
計	一、三三九	一、三三九	八七	四	九一	一、三三九
總計	一、三三九	一、三三九	八七	四	九一	一、三三九

一一七

二五—五〇 ヘクタール	九八四	一七	1,001	三	三	1,017	一五	1,031
五〇—一〇〇 ヘクタール	一三二	五	一三六	七	一	一三六	一	一四二
一〇〇—一〇〇 ヘクタール	三七	四	四二	二	一	三八	四	五三
一〇〇ヘクタール以上	一九三、三三二、三五〇、五九六、五五	三、九三三、一八	一、八〇九、八八	一、五五三、元	一九六、一九七	二、一五五、四二	三、〇九五、四	二、四四、五五、四九
面積(ヘクタール)	一七五、四九、九五	三〇、三九、五三	一〇五、八六、八八	二〇、三〇、九五	二、〇三、三三	一九五、六〇、〇〇	三、四〇、九五、四	三、八、七、〇、一〇
價額(馬克)								

備考 右の他農業労働者用地として処分せるもの五百二十二を加算すれば処分せし總數一萬七千五十一に達す。

斯の如く委員會が土地の處分を行ひし數及面積は非常の數に達すと雖も未だ委員會が設定したる區劃地の全部を處分したるものにあらず即ち委員會が同年間に於て設置したる農區即ち區劃地の數は一萬七千六百四十二面積二十五萬六千六十八ヘクタール價額二億四千五百五十八萬九千四百九十九馬克に達するが故に處分したるものは尙ほ此總數に達せず故に委員會は未處分の殘區劃地を保管せざるを得ず而して委員會が毎年多少の殘區劃地を有するは適當なる移民を得るの困難なる爲め設定せる全區劃地を處分し得ざるは當然なりとす今左に一九〇九年末に於ける區劃地設置數處分數及殘區劃地數を示さん。

類 別	設 定 區 劃	處 分 區 劃	殘 區 劃
區劃地總數	一七、六四二	一六、五二九	一、一一三
内二ヘクタール以下	一、四〇三	九八五	四一八
二—五ヘクタール	一、二〇七	一、一五八	四九
五—一〇ヘクタール	二、六三九	二、五七六	六三
一〇—一五ヘクタール	五、二五一	五、〇二八	二二三
一五—二〇ヘクタール	四、四一八	四、一四六	二七二
二〇—二五ヘクタール	一、四六七	一、四一〇	五七
二五—五〇ヘクタール	一、〇五七	一、〇三二	二五
五〇—一〇〇ヘクタール	一四七	一四二	五
一〇〇ヘクタール以上	五三	五二	一
面積(ヘクタール)	二五六、〇六八、一八	二四四、五五一、四五	一一、五一六、七二
價額(馬克)	二四一、五八九、四九九	二二八、〇七〇、〇一五	一三、五一九、四八四

即ち一九〇九年末に於ける殘區劃地は其數千百十三面積一萬一千五百十六ヘクタール價額千三百五十一萬九千四百八十四馬克にして設定區劃總數の約六、三ベルセントに當る。
斯の如くして土地の讓與を受けたるものは之が土地の貸與又は讓與をなし得ること前述の如く

なるが故に毎年土地の所有權又は使用權に多少の變動なきを得ず而して此變動は年により多少の相違あるは勿論なりと雖も今最近四箇年間の成績に於て見るに其處分濟區劃地に對する變動の割合は一九〇六年に二・四ベルセント一九〇七年に二・六一ベルセント一九〇八年に二・四一ベルセントを示し更に一九〇九年に於ける變動數は四百九十四件にして處分濟區劃地總數一萬五千二百六十九に對し二・九九ベルセントを示し就中三百七十件は地代農地の讓與にして處分濟地代農地區劃總數一萬三千四百六十一に對し二・七五ベルセントを示し殘餘の百二十四件は小作權の讓與にして處分濟小作農地區劃總數三千六十八に對し四・〇四ベルセントを示す而して地代農地の讓與は或は老衰、疾病、死亡等に原因し又公賣處分によるものなしとせざるも其大部分は其土地を賣却すると同時に更に大面積の土地を購入するものにして小作者の多くは自ら地代農地を購入して其地位を高むるもの多きが故に是等の變動は却て好結果を來すものと稱すべきなり。

地代及小作料其他納入金の息納は年により増減あり一八八七年乃至一八九四年に至る期間に於ては息納額は納入總額の一五、八ベルセントを示したるも近來納入は極めて確實にして息納額は著るしく減退せり即ち一九〇七年には息納額は全納入額の〇・三四ベルセント同一九〇八年には〇・四七ベルセントを示し一九〇九年には少しく増加して〇・八一ベルセントを示せり而して移

民にして契約の履行を怠り公賣處分に附せられたるもの數は一九〇七年に二件一九〇八年に十件を算す。

斯の如く委員會が過去に於て處分したる土地は多數に達したるが故に現今約十萬二千二百餘人の獨逸農民を移植するに至りしが尙ほ之に加ふるに勞働者及手工業者を以てすれば實に十二萬二千二百人の獨逸民族は國家的内國植民の結果として新たにポーゼン西普魯西兩州に増殖せらるゝに至れり。

第五節 家屋の建築

移民が新たに植民地を得農業經營に着手するに當り最も多くの費用を要するは家屋の建築なり故に委員會は自ら家屋を建築し之を移民に讓與し又移民をして自ら家屋の建築を行はしめ之に對して幾多の補助を與る即ち移民にして自ら家屋を建築するものに對しては移住後三年の間地代を免除し舊家屋又は委員會の建築したる家屋を買取りたるものに對しては家屋の狀況其他の事情を參考し一年乃至二年間の地代を免除す又移民にして建築費に不足を告ぐるものある時は移民の所有する資産の半額を限度として資金を貸與し二十ヶ年半の間毎年金額の七ベルセントを償還せし

む而して其三・五ペルセントは元金に對する利子なりとす斯の如く移民の家屋建築に對し種々の便利を興ふるのみならず委員會直營の煉瓦製造所をして建築材料の實費分配を行ふものにして此製造所が一九〇九年に於て供給したる牆壁煉瓦の數は二千三百三十九萬六千百個同屋根瓦の數は十二萬一千個に達し一八八八年より一九〇六年に至る間に供給したる總數は牆壁煉瓦三億六千五百四十萬個屋根瓦七百七十萬個の多きに達す此他建築用木材の如きも成るべく低廉の價額を以て供給するの手段を講ず。

斯の如く移民は自ら家屋の建築を爲し得と雖も小作人は自ら家屋の建築をなすことを得ず委員會自ら之が建築をなす此他委員會は酒舖、教會、牧師住宅、學校等の如き公共的營造物及労働者住宅を自ら建築す。

移民の自ら建築せる家屋は多くは故郷に於ける從來の習慣に基づけるものなるが故に其構造體裁等同じからずと雖も委員會は甚だしき干渉を加へず只だ西部獨逸地方より來住するものは往往財産不相應の家屋を建築し無益の資本を固定せしむるの弊あるを以て委員會は設計工事等の監督をなし贅澤に陥らざらん事を努めつゝあり委員會の建築に係るものは移民の資産及家族の多少により大小均一せずと雖も悉く堅固實質なる煉瓦建てにして住宅には寢室、居間、臺所及窓

室^ラを有し家根裏は物置及洗濯物の乾燥室に充て此他に粗造なる庫倉及畜舎を有するを普通とし場合によつては小農者に於ては住宅と是等附屬の建物とを一棟とするものなしとせず建築の費用は素より農場の大小位置其他により一様ならずと雖も五乃至一〇ヘクタールの農地を有するものは農地一ヘクターに對し五百乃至七百馬克の建築費を要し十乃至二十ヘクタールの農地を有するものは同じく一ヘクターに對し四百乃至五百馬克を要し二十乃至五十ヘクタールの農地を有するものは同じく一ヘクターに對し二百五十乃至四百馬克の建築費を要す労働者及手工業者の家屋は二千七百乃至三千三百馬克の建築費を要し二戸建乃至それ以上のは平均三千五百馬克の建築費を要し一戸建のものは四千馬克を要するを普通とす。

委員會が一九〇九年に於て建築したる家屋の建築費を計算するに其農區大小別に依れるものは左の如し。

五―一〇ヘクタールの面積を有する農區の家屋	六、七〇〇―九、〇〇〇馬克
一〇―二〇ヘクタールの同	七、〇〇〇―九、五〇〇馬克
二〇―五〇ヘクタールの同	九、八〇〇―一二、五〇〇馬克
手工業者の家屋	五、三〇〇―六、〇〇〇馬克

勞働者の家屋

三、二〇〇—四、五〇〇馬克

委員會の建築せる家屋は之を移民自ら建築するものに比すれば稍や高價たるを免れずと雖も移民中には自ら家屋を建築せんよりは移住後直に建築せる家屋を購入するを好めるもの少しとせず本事業開始以來一九〇六年末に至る間に委員會及移民が建築したる建物の數は教會三五、祈禱所二三、牧師住宅三七、學校 (Zweiklassig 複級) 三〇、同 (Ein-klassig 單級) 二四〇、各種公共家屋三〇〇、酒舖二一〇、農民住宅一一、三六〇、二戸建勞働者家屋二五六、一戸建勞働者家屋三九にして之に要せし建築費は約一億馬克を算す。

更に一九〇九年に於て建築したるもの、數は公共用家屋百三十四棟、其價額百三萬千三百馬克同じく普通家屋千二百一棟其價額四百二十九萬一千一百馬克合計千三百三十五棟五百三十二萬二千四百馬克なり。

今委員會が一九〇九年迄に建築したる公共的造營物の數及價額を示せば左の如し。

類 別	數	價 額 (馬 克)
教 會 所	四二	一、九一〇、五五〇
祈 禱 所	二九	二二二、一〇〇

牧 師 住 宅	學 校	村 落 公 共 用 家 屋	計
四七	三八五	四三八	
一、〇七〇、四〇〇	七、二九二、八〇〇	一、七七一、三〇〇	一二、二六七、一五〇

即ち國家が植民地に於ける公共的營造物建築の爲め過去に於て支出したる金額は總計千二百二十六萬七千五百馬克に達す而して國家は信仰別により移住地を設定し一ヶ所に新教及舊教二個の教會を設置するの不便を避け移住土着地の大なるものは獨立の教會組合を組織し一個の教會を有すれども其小なるものは或は近隣の教會組合に合併せしめ或は一の禮拜所を設け其管理を近隣の牧師に依頼せり又兒童の教育は最も重要なもの一なるが故に國家は自ら學校を建築して移住村落に寄附するものにして多くは生徒五十人乃至八十人を容るべき單級制度を採れるも大なる移住地にては複級制度の教室を有す又國家は各學校に農學、文學、宗教關係の書籍を寄附して文庫を設け以て農民の自由縦覽に供せしむる酒舖は旅舍兼業とし尙ほ其他の日用品を販賣する所にして國家自ら建築して之を貸與し其期限は普通六ヶ年とす而して酒舖は移民の集會所たり又娛樂所として實に移民の社會的快樂を受くる中心點なり此他公共建物の中には貧民救助所あり村役場あり

り又消防所ありて各種の方面に對する便宜を計るに努む。

第六節 移民に對する國家の補助獎勵

上來述べ來れる所によりて國家的内國植民の大意を盡せり而して本事業が移民待遇上多大の便宜を與へつゝあるは前述によりて明らかなりと雖も國家は尙ほ此他に多くの補助獎勵を與へ以て移民の新植民地に於ける農業經營上に使し以て本事業の目的を完全に遂行せんとするに苦心せり今其補助の大意を列擧すれば左の如し。

一、旅費其他に關する補助

獨逸國內より來住する移民の郷里及植民地間の距離遠隔なる場合に於て三百基米以上の汽車賃は之を無賃とし移民目的地に到着する時は無賃にて宿泊せしめ且つ停車場及移住地間の荷物運搬は無賃とす。

外國より來住する移民に對しては土地の引渡を終りたる後旅費の一部を補助し或は旅行券に要する一切の費用を支辨す。

二、補助金の貸與

家屋の建築費及農業經營費に不足を生ずる場合には移民の所有する資産額の三分の一を限度とし補助金と稱し之を移民に貸與し年賦償還法により返済せしむ。

三、食料品其他の給與

移住の初年には家屋の建築、有性無性資本の購入等多くの資金と時とを必要とし農業經營に専らなるを得ざるが故に翌年度の初めに至るの間食料、飼料其他の現物を給與す。

四、家畜の拂下

國家は移民に對し年賦四分の一拂にて家畜を拂下げ以て畜産事業の獎勵をなす一九〇九年迄に拂下げし家畜數は二千九百頭に達す。

五、果樹の配布

國家は實費の四分の一を以て地代農地購入者に對し二ヶ年内に四十本の果樹苗木を給與し又小作人に對しては二十本を無代にて給與し以て果樹栽培を獎勵す而して一九〇九年迄に給與したる果樹苗木の數は四十萬六千五百四十六本に達す。

六、天災地變に對する補助

非常なる天災地變起り移民の農業經營に困難を來せし場合には國家は特別を以て現物若くは現金

を貸與し之が救済に任ずることあり。

七、土地改良に對する補助

移民團體にして排水其他土地改良を行ふ場合には國家は其費用の一部を補助す。

以上論ずる所の如く國家の移民に對する補助獎勵は至り盡せるものあり而して最も困難なりと稱せらるゝ植民事業を完成し且つ波蘭土人撲滅の大政策を遂行せんとするには國家の移民に對する補助の厚きは當然なりとす然れども之が爲め移民をして徒らに必要以上の負債を負はしむるものなりと非難する論者なしとせずそれ或は然らんか。

第四章 事業の收支

國家が五億五千萬馬克を投下して苦心經營しつゝある國家的内國植民は其法律に示す如く各種の保護獎勵をなすと同時に財政上成るべく損失なきを努めざるべからずと雖も現今著るしき支出超過を示せり即ち委員會が過去に於て本事業の爲めに投じたる資金の支出及之より生ずる収入は素より年によりて一樣ならずと雖も一九〇八年度に於ける收支を見るに支出總額六千八百九十九萬七千二百五十六馬克之に對する収入は二千四百二十八萬二千九十馬克なるが故に四千二百七十

一萬五千六百六十六馬克の支出超過となる而して一八八六年より一九〇八年度即ち一九〇九年三月末日迄に支出したる總額は五億五千八百五十六萬三千九百四馬克餘にして之に對する總収入は一億六千六百三十萬四千六百五十馬克餘なるが故に支出超過額三億九千二百二十五萬九千二百五十四馬克餘の多きに達す即ち左の二表は之が細目を示せるものなり。

収入の部

費 目	一八八六年度	一九〇八年度	一九〇八年度
	馬克	馬克	馬克
地代收入	四三,一九七,〇〇二	八五,〇〇三,〇三三	五一,六〇九,九〇三
小作料收入	五,三九八,五六一	一三九,四四一	六,七九五,〇二七
家屋及古建築材料賣拂收入	一,〇二六,三二〇	二二,八二五,二五	一,三九九,五六八
火災賠償金	五八五,二六八	一〇三,八六七	六八九,一三五
農場經營并に煉瓦製造所及木挽所の收入	七九六,四六三	一三,〇八二,四五三	九一,七六七,〇六七
建築材料賣拂收入	二,三七二,九八六	五二,一九三	二,七五八,四九一
現金貸與の返納及び利子額	七,二二八,三三三	八〇,五六五,四八	七,九二八,四四七
村落、教會、學校の創設、其他の目的に對する貸與金の返納額	一,〇〇〇,〇〇	一,二八〇,〇〇	二,二八〇,〇〇
會長整理資金貸與の返納額	二,六二二,八五	一,二六八,八八	三,七一九,七三
貸與又は賣拂種子及家畜の返納額	七四三,八四九,五三	九九,二六五,三三	八四三,二四八,五

立替金の返納及び利子額	九五九、九七二、五〇	八、五二一、一〇	一、〇四二、五三三、六〇
返納額	一四三、六〇〇、四六	一四、五五	一四、七五、〇一
其他の収入	一、〇〇六、三三〇、〇四	四七二、〇〇四、七〇	一、四七八、三二七、七四
疫病保護の擴張費に對する収入	二、七四五、四三	一、一七二、二〇	三、九一七、六三
計	一四二、〇三三、五五九、八二	二四、二八二、〇九〇、三三	一、六六、三〇四、六五〇、〇四

一四〇

支出の部

費目	一八八六年度	一九〇八年度	一八八六年度
土地購入及び債務辨濟費	三〇八、八三四、〇六二、五八	二八、一六五、四二四、八二	三、六、九九九、四七七、四〇
農場、煉瓦製造所、及び木挽所費	九〇、〇四四、五三三、三三	一〇、三五九、四八四、五九	一〇、四、四〇四、〇一七、八一
建築用材購入費	七四四、四五六、六六	—	七四四、四五六、六六
家屋建築費	三、七四二、六四二、三	五、七七〇、八一四、四二	三、八、五三三、四三三、五四
學校教會其他の建築費	八、八六二、一九二、五二	一、四六六、六七五、四二	一〇、三三八、八六七、九四
道路溝渠排水其他の土木費	一一、九九二、四五五、五六	九三、三二八、五二	二二、九一五、七七四、〇七
村落、教會、學校の新築及び初期準備費	三、八九九、九三六、六四	五九五、三九五、九八	四、四九五、三三三、六二
建築費及び有性無性資本の準備に要する現金貸附	一三、三八五、〇八〇、六四	一九九、九六〇、〇〇	一五、三八〇、〇四〇、六四
種子及び家畜に要する現金貸附	八三六、九〇五、二〇	一一〇、八二〇、五五	九四七、七五、六五

費目	一八八六年度	一九〇八年度	一八八六年度
村落、教會及び學校の初期整理に要する現金貸附	四、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇
其他の現金貸附	三〇、〇〇〇、〇〇	—	三〇、〇〇〇、〇〇
訴訟費及び代理人手数料	五、〇〇五、七七	一三、八〇六、四四	六三、八五二、二二
其他の支出	一、〇五一、二〇二、二八	五五、二五九、六八	一、一〇六、四七九、九六
農地の購入費	四七六、四七七、五二、一〇	四九、四六〇、九四五、四二	五五、九三八、四六〇、五一
計	—	一五、二二四、四二、二八	一五、二二四、四二、二八
俸給、旅費、宿舍料其他雜費	四七六、四七七、五二、一〇	六四、六七五、三五六、六九	五四一、一五二、八七二、七九
計	一五、〇八九、一三三、五〇	二、三二二、九〇〇、一九	一、七四一、〇三二、六九
計	四九一、五五六、六四七、六〇	六六、九九七、二五六、八八	五九八、五三三、九〇四、四八

純支出の部

費目	一八八六年度	一九〇八年度	一八八六年度
支出總額	四九一、五五六、六四七、六〇	六六、九九七、二五六、八八	五五八、五六三、九〇四、四八
収入總額	一四二、〇三三、五五九、八二	二四、二八二、〇九〇、三三	一六六、三〇四、六五〇、〇四
支出超過額	三四九、五四四、〇八七、七八	四二、七一五、一六六、六六	三九二、二五九、二五四、四四

而して國家が既に移住土着業を完成したる二十一個の植民地の收支決算を見るに國家が村落教

一四一

會及學校等の如き公共の爲め支出したる費目をも支出額中に合算する時は一ヶ年の収入額は總支出超過額の二、三五ヘルセントに相當す今参考の爲め右二十一個の植民地中大中小三個の植民地を撰定し之が收支計算の概要を示し以て植民地財政上の現状を知るに供せん。

債務の部 費目別	植民地別		
	カイザートロイ	グルキンゲン	ヒルシュドルフ
一、土地購入價額	五九四八、三六	七三、〇〇〇、〇〇	四八〇、一八二、三三
二、農場一時管理費	六、六二、三三	一八三、八八五、一五	三〇〇、〇〇
(一) 經營支出超過額	六、六二、三三	一三三、六〇五、〇六	三〇〇、〇〇
(二) 排水、道路、溝渠、其他土木費		五〇、二五五、八九	
(三) 裁判所手續費		二四、二〇	
三、移住土着費	五八、八七	六七、八六七、八六	一八、〇二五、五六
(一) 移民住宅建築費		三五、一〇〇、〇〇	
(二) 酒舖建築費		二八、〇〇〇、〇〇	一七、〇〇〇、〇〇
(三) 建築材料費		三、九二九、三六	
(四) 移民移轉補助費		五六五、八五	一八四、三二
(五) 測量費	一〇、一七		

債務の部 費目別	植民地別		
	カイザートロイ	グルキンゲン	ヒルシュドルフ
四、公共的設備の初期準備費		二五二、六五	一、〇二一、二五
(一) 村落		一八四四三、八一	二八、四二二、三五
(1) 救貧所建築費		三、七六一、四	六、六三八、三二
(2) 消防唧筒置場建築費		一八三八、〇〇	四、四〇六、六三
(3) 消防唧筒調製費		一、〇三二、四四	一、一八六、三九
(4) 其他の支出		八九一、〇〇	八九一、〇〇
(二) 教會		七九七、七五	一、五四三、〇
(1) 教會堂、祈禱所、牧師住宅建築費		七九七、七五	一、〇八二、三五
(2) 其他の支出			五、四八六、二九
(三) 學		一三、八四四、三二	五、五九六、〇六
(1) 校舍建築費		一三、五七四、七二	一〇、六九一、六九
(2) 學校及教材設備費		三三六、九〇	六、〇一四、四四
債務總計	六六、一八八、八八	一、〇〇六、一六八、二	五、七、一〇、三三
債權の部			
一、利子付資本(移住土着地代資本)	五三、三〇〇、〇〇	八七三、二九九、〇八	三〇二、〇四一、二〇
二、現金	九四七五、〇〇	三〇、一五二、四三	二〇〇、四三三、三四
(一) 建築物及排水地收買入却	七七五、〇〇	二五、七九〇、〇〇	一三八八九、九三

収入を得るが故に其支出超過額に對する一ヶ年収入の割合は、二・二二ベルセントにして若し公共設備に支出したる額を控除する時は國家の年々収入する額は支出超過八十八萬七千四百四十二馬克五十三片に對し二・四四ベルセントを算す。

次に植民地ヒルシュドルフ(Hilshdorf)は千百九ヘクタールの面積を有する大植民地にして國家が本植民地經營の爲めに支出したる總額は五十二萬七千馬克二十三片にして其現金収入に超過すること三十二萬六千六百六十五馬克八十九片なり而して國家は此支出に對し年々八千二百十三馬克二十八片の地代収入を得るが故に其支出超過額に對する一ヶ年収入の割合は二・五〇ベルセントにして若し公共設備に支出したる額を控除する時は國家の年々収入する額は支出超過額二十七萬六千九百九十九馬克六十一片に對し二・九六ベルセントの割合なり。

右三植民地は僅かに其一例を示せるに過ぎずして二十一個の植民地中此收入割合の最も小なるは四百二十二ヘクタールの面積を有するメンヒゼー(Menchsee)にして其收入割合は僅かに一・九一ベルセントを示す之に反し此割合最も大なるは、五十二ヘクタールの面積を有するイルゲン(Irgen)及び二百二十四ヘクタールの面積を有するラヴカ(Lawica)にして共に三・五〇ベルセントを示す而して右二十一植民地を平均する時は此割合は前述の如く二・三五ベルセントに相當す

以上述べたる植民地經營に關する財政より實例及び國家が内國植民開始以來之に投じたる資金及び收入等財政上の現況を通覽するに本事業が困難なると共に其費用も亦多額に達しつゝあるを了解し得べく獨逸の對波蘭土政策の極めて重大なると共に極めて困難なる國家的問題の一なるを知るに足る。

第五章 國家的内國植民と金融

吾人は既に國家的内國植民の實行其成績及財政上に關する直接の成績に就て其大要を評論したるが故に以下政治的社會的及經濟的各種の方面に關する間接的效果に就て成績の大要を述ぶる所なかる可らず而して吾人は先づ國家的内國植民が該地方に於ける金融界に及ぼせる効果に就て述べんと欲す。

西普魯西及ポーゼン兩州は工業の原料たる石炭及鐵を産せざるのみならず交通の關係又不便なるが故に農産製造及其他農業關係以外の工業は未だ著しき發達を見るに至らず只僅に海岸地方に於て多少の發達を爲せるに過す今一九〇六年に於ける株式會社の數を見るに之れを一八八〇年乃至一八九〇年頃に比すれば勿論増加したりと雖も尙ほ西普魯西州にては六十二其資本額六千七百

萬馬克同ポーゼン州にては三十七資本額七千四百萬馬克を算するに過ぎず而して兩州に於ける製造工業は専ら農業的にして製粉、製糖、酒精製造、人造肥料及農業器具機械の製造等其主要部を占む獨り工業の著しき發展を見るに至らざるのみならず露國の關稅と西部地方に比して交通關係の不良なるとは未だ同地方の商業に著しき發展を見るの時に達せず然るに同地方に於ける金融狀態の近來極めて良好なるに至れるは全く同地方農業の發展進歩に歸すべきものなりと雖も更に其最大原因は移住土着委員會事業遂行の結果なりと云はざるべからず即ち國家が該事業の爲め過去に投じたる三億五千萬馬克の資金及移民の携帶せる五千三百萬馬克餘の資本とはポーゼン西普魯西兩州に於ける金融に多大の影響を及ぼし此五億に近き大資本は兩州に於ける經濟的狀態に一大變化を來すに至れり即ち金融界の一大發展は兩州に於ける帝國銀行及「オストバンク」(Ostbank)の營業成績に就て見れば明かにして兩州に於ける帝國銀行の取引高は之れを全國平均(伯林に於ける中央部の營業を除く)に比すれば其の發展の割合極めて大なり即一八九五年より一九〇五年に至る間に全國平均に於ては八四ベルセントの増加なるに係らず西普魯西は一三ベルセント同ポーゼンは一六一ベルセントの増加を示せり而して如斯著しき發展は同地方に於ける工業家及組合が帝國銀行の手形を利用する事多きを加ふるに至りしに基因す即ポーゼン市に於ては一八九五年の

二億一百万馬克より一九〇五年の十二億九千六百萬馬克に増加し二〇一ベルセントの増加率を示し同じくダンチツヒ市にては六億二千六百萬馬克より十億三千六百萬馬克に増加し六五ベルセントの増加率を示す此他ブロンベルグ、トルン、マリエンヴェーダー、グラウテンツ、エルピング、ホーヘンザルツァ、グノーゼン、の諸市何れも著しき増加を示せり。

ポーゼン州に於ける爲替取引高は同年間に八千三百萬馬克より二億七百萬馬克に増加し更に西普魯西州に於てはより以上の増加をなせり今兩州に於ける主要都市の爲替取引高増加の状態を示せば左の如し(單位百萬馬克)

市名	一八九五年	一九〇五年	増加率
ダンチツヒ、グラウテンツ、トルン、及エルピング(西普魯西州)	一七三	二一五	二四%
ポーゼン、ブロンベルグ、ホーヘンザルツァ、及リツサ(ポーゼン州)	一五九	三二五	一〇四%

更に私立銀行に於ても同様の發展をなせり即「オストバンク」(Ostbank für Handel und Gewerbe zu Posen) 及其支店に就て見るに一九〇〇年乃至一九〇五年の間に本帳出入の取引高は一〇一ベルセント同當座勘定高は一〇四ベルセント同預金及手形取引高は一〇二ベルセントの増加を示し同銀行の取引總高は一九〇一年の十九億一千萬馬克より一九〇六年の四十四億三千三百萬馬克に

増加し一四三ベルセントの増加率を示す又北獨逸信用所(Norddeutschen Kreditanstalt)の賣買額は西普魯西及ポーゼンに於て一九〇一年の十二億四千萬馬克より一九〇六年の十九億六千八百萬馬克に増加し五九ベルセントの増加を示す。

金融上に及ぼせし効果は更に信用を得るの容易なるに在り即ち過去に於ては農業者は勿論工業者も信用を得ること困難にして高率の利子を支拂はざる可らざるの不利有りしも本事業開始以來金融上の餘裕は益々信用上に於ける發展を見るに至り各種の方面に於て多大の便利を受くるに至れり。

更に兩州に於ける金融状態が近來好境に在るの一證とも稱すべきは兩州に於ける土地公賣處分が近來著しく減退したるに見るも明かなり而して此の公賣處分の減退は全國一般の現象にして信用機關の改良、土地組合の發達及農業の進歩等に依り著しく其の數を減するに至りしも殊に右兩州に於て其著しきを見る即今過去二十五年間に於ける土地公賣處分を見るにポーゼン州にては一八八六年には四百九件其面積二萬八千八百十二ヘクターを以て最高の面積を示し一八八一年には五百七十五件十一萬一千九百九十三ヘクター同一九〇五年には百九十二件二千三百ヘクターを示し西普魯西に於ては一八八五年乃至一八八八年の平均に於て一萬九千六百八十一ヘクター同一

九〇五年には二千九百六十二ヘクターを示す而して右兩州を除ける他の普魯西王國に於ては一八八七年乃至一八九六年の平均に於て六萬三百九十三ヘクターを示し同一九〇五年には三萬三千二百三十四ヘクターを示す故に普魯西王國を通ずる時は土地公賣は過去二十五年間に於て著しき減退を見ず只だ一九〇二年以來農業の機運改良せられたる結果著しく其數を減するに至れり然れども普魯西及ポーゼン兩州に於ける此の變化は如斯一般的原因に依るに非ずして全く移住土着委員會が本事業を開始したる結果に外ならず。

今之等公賣處分の農場面積大小別に依れる統計表を按ずるに面積二百ヘクター以上を有する大農場の公賣處分はポーゼン州に於ては一八九一―一八九七年の間に於ける平均一年の件數二三・六件なりしものが一八九八―一九〇五年の一年の平均二・五件に減じ同じく西普魯西州に於ては一四・四件より五件に減じたるに反し右兩州以外の普魯西王國を通算する時は僅に四二・四件より二七・九件に減じたるのみ而して東普魯西にては却て八・四件より一〇・一件に増加せり次に百萬至二百ヘクターの面積を有する農場に就て見るに全王國に於ては一八九一―一八九七年の九八・三件より一八九八―一九〇五年の八二・一に減じたるに過ぎず東普魯西に於ては却て二八一・件より二八・三件に増加したるに反し植民兩州に於ては著しき減少を示せり即ポーゼン州にては一三

件より四件に減じ同西普魯西州にては二三・三件より一〇・六件に減じたり最後に五乃至五十ヘクターの小農場は兩者の間著しき相違なし是れ委員會は斯の如き小地積の農場を購入するを欲せず波蘭土人の組合に於て之が購入をなすもの多く又普通の債権者が之れが公賣を爲すあるのみなり故に左表の示す如く植民兩州及全王國並に他の東部諸州との間に於て公賣處分數の退減上著しき相違なし。

區別	公賣處分一年間平均數	
	一八九一—一八九七年	一八九八—一九〇五年
ポーゼン州	七七・四	四二・五
西普魯西州	八二・七	四六・三
東普魯西州	一三六・七	一〇九・八
普魯西王國	六二七・一	四六一・四

即ち國家的内國植民は該地方に於ける金融の發達に資する所大なるは明かにして過去に於て使用したる三億五千萬の移住資金及移民の携帶せる五千三百餘萬の資金とは同地方の金融界に貢獻する所少なからず而も國家は一九〇八年三月法律を以て更に二億馬克の追加を爲すに至り國家が本事業の爲め投資し又は投資せんとしつゝある資金は實に五億五千萬馬克の多きに達す茲に於て

か或る論者は國家的内國植民は徒らに巨額の國費を消失するのみならず其投下資金の大部分は波蘭土人の手中に歸するものにしてよし彼等は其土地を失ふとするも之れが代價金の獲得は單に不動産に失ひて動産に得るの相違あるのみにて其經濟的能力は益々發達するに至り却て該地方に於ける波蘭土人の勢力を増進せしむるの他何等の得る所なしと論ず。

第六章 國家的内國植民の社會的効果

國家的内國植民が大地主地を細分し中小農業者及農業労働者を移植し以て農業の健全なる發達を期せんとする一種の社會政策なる事は既に之れを述べたり故に吾人は更に之れが社會的効果の如何に就て其大要を述べざる可かず國家的内國植民の一大目的は大地主地を分割し小農地を増加するに在り茲に於てか本事業實施の結果植民地兩州に於ける土地分配に幾多の變化を來し大農地は其數及面積を減じ中小農地は其數及面積を増大したるは明かなり即ち本事業實施前後に於ける該兩州の大農場の状態を知らんが爲め左に一八八二年及一八九五年に於ける一〇〇ヘクター以上の面積を有する大農場の縣別總面積及其農業地總面積に對する割合を示す。

年 別	マリエンヴェルダール		ボーゼン		ブロンベルグ	
	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合
一八八二年	五五、〇〇〇	五〇・一%	六七、〇〇〇	五四・二%	四五、〇〇〇	五七・二%
一八九五年	五〇、〇〇〇	四七・一%	六二、〇〇〇	五二・〇%	四七、〇〇〇	五二・五%

即ち一八八二年は本事業實施前四年にして一八九五年は本事業實施後十年に當る而して一八九五年に於ける大農場の面積及割合は之れを一八八二年に比すれば著しき減退を示せり而て此減退は即ち中小農地の増加を示せるものなるは明かなり故に左に植民地に於ける五乃至二〇ヘクタールの小中農場及二〇乃至一〇〇ヘクタールの中大農場變遷の状態を示し且つ他の獨逸諸洲の分を併記して比較に供す。

區域別	五二〇ヘクタールの農場		二〇一〇〇ヘクタールの農場		合 計	
	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合	農場面積	農業地總面積ニ對スル割合
マリエンヴェルダール、ボーゼン、ブロンベルグ、ザクセン州	一八八二年 五五、〇〇〇	五〇・一%	一八八二年 六七、〇〇〇	五四・二%	一八八二年 一一二、〇〇〇	五二・一%
ザクセン州	一八九五年 五〇、〇〇〇	四七・一%	一八九五年 六二、〇〇〇	五二・〇%	一八九五年 一一二、〇〇〇	五二・五%
合 計	一八八二年 一〇五、〇〇〇	四八・六%	一八八二年 一二九、〇〇〇	五三・一%	一八八二年 二三四、〇〇〇	五〇・八%
	一八九五年 一〇〇、〇〇〇	四七・一%	一八九五年 一二四、〇〇〇	五二・〇%	一八九五年 二二四、〇〇〇	五二・五%

即ちザクセン其他の諸洲に於ては之等の農業地は寧ろ減退しつゝ有るに反し植民地方に於ては著しく増進しつゝ有り然れども一八九五年に於ても尙之れを他の諸洲に比すれば其農業地總面積に對する割合は遙に低し即ち他の東部諸縣に比すれば一〇ヘルセントザクセン州に比すれば一六ヘルセント少く殊にシユレスウ、ヒホルスタイン、ハンノーヴァー、ザクセン、ウストラアールレンの諸州に比すれば二八ヘルセント少し一八九五年以來に於ける之等植民地方の農業地大小別の状態を詳にせずと雖も爾來移住土着委員会は益々土地の購入を行ひ之を分割するのみならず此他各種の私人的内國植民經營者も同地方に於て土地の購入分割を爲せるが故に同地方に於ては大農場は減じ中小農場増加したるは明にしてマリエンヴェルダール、ボーゼン及ブロンベルグの三縣に於て委員會及其他の獨逸人にして植民事業の爲め土地の購入を行ひたるは一八九六年より一九〇六年に至るの間に於て約十五萬ヘクタールに達し就中一八九六年より一九〇四年に至るの間に土地分割處分を終へたるものは剩餘農區を除きて十一萬ヘクタール以上に達し四萬ヘクタールは委員會の經營に屬す斯の如く委員會が土地の購入を行ふと同時に波蘭土人も又土地の買収を行ひ之れを分割して波蘭土人の中小農者を移植するに腐心してテムスキ銀行を始めとし各種銀行組合等盛に土地の

買入分割を行ふを以て該地方に於ける中小農地の増加に對する功績は單に委員會のみに歸す可きに非ずして之等波蘭土人の功績も又没却す可きに有らざるは明なり即ち波蘭土人自ら植民地方に於て一八九五年以來一九〇六年に至る間に七萬ヘクタールの大農地を分割したるが就中六萬ヘクタールはマリエンヴーダー、ポーゼン、ブロンベルグの三縣に屬す之れに委員會及其他獨逸人によりて分割處分せられたる十五萬ヘクタールを加ふれば合計二十一萬ヘクタールに達す故に之等土地分割の結果は同地方に中小農地を増加したるは明にして一八九五年に於て右三縣に於て一〇〇ヘクタール以上の面積を有する大農場の面積は百六十三萬一千ヘクタールにして農業地總面積三百二十三萬八千ヘクタールの五二、五ベルセントなりしものが一九〇六年には百四十二萬ヘクタール即農業地總面積の四四ベルセントに減退せり尙委員會が一八九六年より一九〇九年に至る間に購入したる土地の總面積は二十八萬三千三百六十一ヘクタールに達するが故に植民地兩州に於て大農場の數を減じ中小農場の數を増加したるや明なり故に中小農場の増加は委員會の功績のみに歸すべからずと雖も國家的内國植民事業の結果同地に中小農場の増加と共に健全なる中小農民を増加したる社會的効果は決して尠少なりと云ふ可らず然れども東部普魯西諸州は現今尙大農場の數に於て他の諸州に勝ると極めて大なるは明にして本事業が此社會的目的を完全に遂行せんには之を今後の發展に俟

たざる可らざるは左の地方別に依れる農業地大小別割合に關する最近の統計に見れば明瞭なり。

地方別	一五ヘクタールの農場	五二〇ヘクタールの農場	二〇〇一〇〇ヘクタールの農場	一〇〇〇ヘクタール以上の農場
エルベ以東	八、五%	一九、〇%	二八、五%	四四、〇%
西 北 獨 逸	一五、六	二七、七	四七、四	九、三
ザクセン	一三、三	二九、一	三四、五	二二、一
チユリゲン	二一、六	四三、三	二二、五	一一、六
西 南 獨 逸	三八、三	四三、二	一三、九	四、六
西部ヴュルテンベルグ	五五、七	三七、〇	四、五	二、八
東部ヴュルテンベルグ	一八、一	四九、九	三〇、二	一、八
バイエルン	一二、五	四六、一	二八、七	二、七

中小農場の増加と共に之れが經營者たる中小農業者の増加するは必然の結果なるは今更ら論ずる迄も無きが之れと同時に委員會は勞働者の移殖をも行ひ以て農村に於ける勞働補給の策を講じつゝあるは既に之れを述べたり即ち前世紀の初葉に於て農政改革の行はるゝや土地の自由賣買を許し農民と領主との隸屬關係を解除したるの結果土地の兼併盛に行はれ大地主地は益々増加すると同時に新に農業勞働者の一階級を生ずるに至りしが之等勞働者は東部地方に於て土地の獲得を

爲し得ざるを以て國境を越へて出稼労働者たるに至れり而して一八六〇年代に於ては尙之等ポーゼン地方の出稼労働者 (Vanderarbeiter) は僅に露領波蘭土地方に出稼するのみなりしも一八七〇年代に至り遠く海を越へて北米其他の新開國に向て盛に移住するに至れり近來西部地方の工業發展するや之等労働者の多くは此方面に出稼するに至りし爲め海外移民は著しく減退し一九〇五年にはマリエンヴェルター縣は三百名同ポーゼン州より千二百人の海外移民を出せしに過ずして出稼移民の大部分は西部地方に向て流出するに至れり即ち一九〇五年に於ける之等出稼労働者たる「ザクセンゲンガー」(Zauckensinger)の數はマリエンヴェルター縣より約一萬五千人同ポーゼン州より三萬八千人を出せりと稱するも此數は稍や少なきに失するものにして實際に於ては同年間にマリエンヴェルター縣より二萬人同ポーゼン州より五萬人の「ザクセンゲンガー」を出したるは明なるのみならず一八九五年乃至一九〇〇年の五年間に於て之等出稼労働者の大部分は西部地方に滞留して歸らず其數は實に生産の死亡に超過せる數よりも遙に多きを占めたり而して之等滞留労働者の大部分は獨逸人なるが故に東部諸洲に於ては益々波蘭土人の勢力を盛ならしむるに至れるのみならず獨逸人にして故郷に殘留する者の多くは老幼者なるが故に波蘭土人との競争に於て著しき困難を見るに至れり殊に大地主は賃金の低廉なる波蘭土人の労働者を使用するが故に獨逸

人は益々打撃を被むらざるを得ざるに反し波蘭土人は西部地方に出稼すると雖も必ず故郷に歸り其の携帶し歸る所の金額は一箇年約千五百萬馬克に達し之れを以て土地を購入し益々其地位を高めんとせり。

斯の如く東部諸州より西部地方に向て盛に出稼するが故に東部地方は益々労働者缺乏を訴ふるに至り之れが救済策として盛に外國労働者を移入するに至れり即一九〇五年に於てマリエンヴェルター縣は主として露國より來れる一萬六百人の外國労働者を算し同ポーゼン州にては一萬七千三百人を算し就中プロムベルグ縣は主として露國より來り同じくポーゼン縣は奧太利より來れり然れども外國移民を以て労働の不足を補ふは決して策の得たるものに非ざるが故に東部諸州に獨逸民族の勢力を扶植せんと欲せば宜しく中小農民の移植と共に労働者を移植し以て大農者に労働者を與へ且つ中農者にも多少の労働を供給するは國家的内國植民の一任務たらざる可らず茲に於てか委員會は土地の分割處分を爲すや労働者に附與す可き農區をも設定し所謂「労働者植民制度」を實施するに至れり最初に於ては其數極めて少なく一八九九年に至り初めて其規模を擴張するに至りしも尙之れを中小農民に對する地代農地賣渡法又は小作貸與法に依れる者に比すれば微々たる者なりしが一九〇一年に至り専ら賃貸借法に依て労働者の移住を奨励するに至り賃貸年限は一

箇年とせり而して此勞働者移民の三分の一は外國より歸來せる獨逸勞働者に屬し其農區面積は二乃至四モルゲンにして普通一頭の牛及多數の豚を飼養し牧草地を有せざる場合には路傍の草生地を借入れて必要の牧草を得つゝあり且つ之等勞働者は遂には土地を購入して獨立の農業者たるに至る者多し。

一九〇六年末に於ける之等移住獨逸人勞働者の戸數は二千二百三十九にして内四百五十八戸は貸賃借に依りて土地及家屋を使用しつゝ有るものなり今若し之等勞働者の移植無しとせんか外國勞働者の數は現在使用しつゝ有るものに加ふるに尙マリエンヴェルダール縣に於て約一千人同ボーン洲に於て三千五百人の多數を以てせざる可ず。

委員會は中小農區と共に勞働者農區及手工業者農區を設定し以て農村に於ける農業勞働者の供給をも行ひ以て都市に於ける獨逸人の勢力を増進する方法を講じつゝあり今委員會が設置したる之等都市附近に於ける勞働者植民地の一九〇七年二月始めに於ける狀況を表示し其大要を知るの便に供すれば左の如し。

植民地名	所在郡名	農區の數		農區の面積	勞働市場	勞働者の職業
		設置數	附與數			

クナツプステツド	トルン	一九〇六	一九〇六	一八	六	一、四一五、〇〇〇	クルムツ	クルムツに於ける製糖場ノ勞働者
シエンツィ	ブクレーセン	一九〇五	一九〇六	七	七	〇、五〇〇、七五〇	ブルグ	ブルグに於ける工及煉瓦職
クライツィンガ	ボセン、オスト	一九〇五	一九〇五	一五	一五	一、〇一、二〇〇	ボレーセン	農業勞働者、大工、及泥工其他
カルドルフ	同	一九〇六	一九〇六	三	三	〇、八一一、五〇〇	ボレーセン	同
グロートノール	同	一九〇五	一九〇五	一	一	一、〇〇、〇〇〇	ボレーセン	指物師其他ノ勞働者
ユニコツォー	ボレーセン、ウエスト	一九〇六	一九〇六	三	六	一、〇〇、〇〇〇	ボレーセン	指物師其他ノ勞働者
ラストヴェツツ	オストロツ	一九〇六	一九〇六	一〇	一〇	〇、六〇〇、〇〇〇	オストロツ	夏期勞働者(露國ヨリ歸來シタル獨逸人ノ植民地)

備考 植民地グロートノールは Die Deutsche Arbeiterwohnungs-gesellschaft に賣却したるが同組合は一九〇七年迄に二十八の農區を設置せり。

而して國家は東部地方に於ける勞働者移殖の益々必要有るを感ずるに至りしを以て一九〇八年三月の法律を以て二億馬克の増資を爲すと共に勞働者移殖の奨励に努力するに至り爾來毎年之れが奨励の爲め多額の資金を投ずるに至りしを以て將來勞働者の移殖は益々其數を増大するは明かなり而して一九〇九年末に於ける調査に依れば斯の如くして移殖したる獨逸人勞働者及手工業者は一千戸五千二百人にして尙其他に獨身の男女勞働者及手工業者五千三百人を有するが故に合計

一萬五百人を算するに至れり

第七章 國家的内國植民と組合

中小農民に對して信用を興へ貯金の便に備へ且つ生産物を賣却し生産及生活上に必要な物資を購買し其生産物に加工し必要な物資を貸與する所のは信用組合其他の産業組合にして之等各種の組合が中小農民に對して與ふる所の効果極めて大なるは今更多辯を要せざる所なり殊に獨逸は之等産業組合の發達に努力する所大なるが故に委員會獎勵の結果植民地に於ても其發達は著しき者あり植民地に於ける組合事業の發達が極めて困難なるは明かにして其原因は各種民部落に於ける三十乃至五十戸の移民は獨逸國內の各地方は勿論遠く外國より歸來したるものゝ集合體なるの結果其勞働及生活状態を異にし自然の勢として幾多の面倒と不信とを存するに歸せざる可らず然れども移民の最も必要を感ずるは資金の融通なるが故に組合中最も早く設けられたるは信用組合なりとす即ち一八九〇年前に於てはポーゼン及西普魯西兩州の金融は極めて困難にして資本の缺乏と共に利率高く多少の富を獲得したる者は東部地方の小都會に止まるを欲せず相率ゐて西部地方殊に伯林に向て移轉するに至りしを以て東部地方に於ては金融著しく逼迫し資金を得

るに苦しみ利率は八ヘルセント以上に達せり茲に於てか彼等は零碎の資金を貯蓄し以て他日の用に供せんと欲し一八九一年始めてグネーゼン郡(Kreis Gnesen)リーバウ(Libau)に於て貯金及貸附金庫(Spar- und Darlehenskassen)を創設するに至りしが植民地に於ける組合事業は之れを以て嚆矢とす爾來委員會獎勵の結果一八九五年頃より組合事業漸次好況を呈するに至り一九〇五年末には左の如き各種の組合數を見るに至れり。

類 別	ポーゼン州	西普魯西州	計
貯金及貸附金庫	四五〇	二五〇	七〇〇
酪業組合	五七	四九	一〇六
酒精製造組合	三四	二五	五九
購販組合	四〇	一	四一
穀倉組合	二	一	三
其他の組合	三八	一八	五六
計	六二一	三四四	九六五

之等九百六十五の組合は西普魯西の地方組合聯合(Reiheisen)ポーゼン州の農業組合聯合(Oberhavel)及ポーゼン州の獨逸組合聯合の三聯合に分屬す。

信用組合たる貯金及貸附金庫は創設以來益々發達し一九〇五年末にはポーゼン州の植民部落に於ける九十七個の貸附金庫は移民に對し四百八萬四千五百十二馬克の貸出しを行ひ又移民の貯金額は獨逸組合聯合に屬する四十七個の移民金庫に就て之れを見るに一九〇〇年十二月三十一日現在の四十六萬七百七十四馬克より一九〇五年十二月三十一日現在の百四十萬三千九百四十九馬克に達し實に九十四萬三千百七十五馬克二〇四ペルセントの増加を示せり若し同地方の貯金及貸附金庫を通算せんか實に五千萬馬克以上の巨額に達し此他に町村貸附金庫の積立金一九〇五年末には百萬馬克を算せり。

吾人は右貯金額を擧げたと同時に一九〇〇年が東部獨逸に於て大凶作なりし事を注意し且つ移民は其移住後普通五年の間は貯蓄の餘裕無きのみならず食料肥料家具及家畜等の購入に多額の資金を要し却て組合に之れが資金の融通を請ふの多き事を記憶せざる可らず。

酪業組合は牛乳の利用上極めて必要のものにして之れが發達は牛酪乾酪其他畜産製造上の手数を省き其勞力を他に利用するを得るのみならず其副産物とも稱すべき脱脂乳 (Margarin) は豚の飼料に適し且牛乳利用の途開くと同時に其價格も騰貴し爲めに家畜の管理、飼育に意を用ひ且つ種畜の選擇及飼養上幾多の改良進歩を見るに至るは明なり而してポーゼンに於ては一九〇五

年末には五十個の酪業組合を有し百四十八萬三百四十馬克の資本と二十六萬四千五百六十六馬克の積立金を有せしが尚ポーゼン、ライプアイゼン組合聯合に屬する同組合は一九〇五年に於て原料牛乳代百四十七萬五千二百九十五馬克（一リッター平均九、二一ペンニヒ）を支拂ひ組合員に對し各七百九十馬克を分配し且つ七萬九千七百馬克の積立を爲せり。

酒精製造組合も植民部落に於ける酒精製造の發達と共に益々發展するに至りしと雖も西部地方の移民及外國より歸來せる移民は酒精の製法を知らざるが爲に最初は甚困難なりとす今獨逸組合聯合に屬する十六個の同組合に就て見るに一九〇五年末には六百八十六人の組合員を有し原料瓜哇薯二十七萬八千四百四ツェントナーを消費し五萬七千六百八十五馬克の積立を爲せり。

購販組合中購買組合は産業及生活に必更なる物資を購入し其儘又は加工の上組合員に分配するを目的とし善良の物資を廉價にて獲得せしめんとする消費組合なり而して現今植民地に存在する購買組合はヤノーヴツァツ (Janowicz) ウキトコツォ (Wilkowo) 及ウレーシエン (Wreschen) の三組合にして何れも一八九〇年代の中頃に於て創設せられ専ら飼料及肥料を購入し鐵器其他の日用品をも購入分配す元來北地方に於ては植民者は専ら波蘭土人より不當の高價にて物品を購入しつゝ有りしが故に之れが不利を救済せんが爲めに遂に此等組合の設立を見るに至れり然れども設置の當

時に於ては標準價格決定の困難なりしこと農民の収入が官吏及労働者の如く規則正しからざるが爲め消費組合の原則たる現金拂ひの實行困難なりしこと掛賣の結果營業費の増加せること組合に對する組合員の知識不充分なりし爲め組合事務員の勞苦を多からしめしこと及常設の監督機關を缺きし爲め怠慢及不忠實の行爲を防ぐこと困難なりし等の諸原因よりして事業の成績意の如くならざりしが殊に事業年度一九〇五——〇六年の如き全然營業の利益を見るを得ざりき今右三組合の一九〇六年に於ける狀況を表示すれば左の如し。

組 合 名	組 合 員 數	資 本 金 額	積 立 金 額	利 益 金 額
ヤノーヅキッツ	三六七	二四五、四〇〇	一一、七二三	二、三〇〇
ヅキトコヅオ	二八四	三一一、〇〇〇	四、二四二	四、四八一
ヅレーシエン	三四八	二五〇、八〇〇	五、〇九五	八、三九二

販賣組合は組合員の生産物を其儘又は加工したる上賣却するものにして商人の買倒しを防ぐの效有るものなるが故に資本に乏しく生産物の貯藏困難なる中小農民には極めて重要な組合の一なり即ち穀類の販賣は勿論家畜の販賣の如き組合員に利する所少なからず殊に家畜販賣組合に於ては毎月定期の家畜市場を開き販賣の途を講じ或は種付けの周旋を爲し又肉用家畜の供給を爲す等

組合員の爲め家畜の改良及販路に就て利益を來したること鮮少なからず。

今ポーゼン州に於ける廿七個の購販組合に就て其一九〇五年末現在の狀況を見るに就中獨逸組合聯合に屬する組合即ちライプアイゼンは十個にして其資本額十三萬六千二百三十一馬克積立金二萬二千三百六十二馬克除金四萬二千三百六十八馬克を算し農業組合聯合に屬する組合即ちオツフンバッハは十七個にして其資本額六十六萬八千八百八馬克積立金七萬九千二百九十六馬克除金二十二萬一千八百九十二馬克を算し兩者を合算すれば資本額七十九萬七千三百九十六馬克積立金十萬千五百五十九馬克除金二十六萬四千二百六十馬克に達す。

穀倉組合は一種の販賣組合にしてヤノヅキッツ、ベルプリン、ルイゼンハインの三穀倉組合は最良好のものなりヤノヅキッツ穀倉組合は一八九七年の創立にして二萬ツェントナーの穀類を容るべき能力を有し十六萬五千馬克の資本と二百七十八人の組合員を有し穀倉成立以來八萬二千馬克を組合員に分配し建物及機械類に對し七萬二千馬克を償却し四萬馬克を積立たり而して組合は製粉及麵麩製造をも兼營するが故に組合員が供給する穀類は現金にて買上げるも組合員の希望に依りては麥粉若しくは麵麩を以て之れが代償とするが故に極めて便利なりベルプリンの穀倉組合は三萬ツェントナーの能力ある室を有し十三萬三千五百馬克の資本と七十四人の組合員を有し千九

○六年六月末日には二萬八千六百三十七馬克の積立金を有し、事業年度一九〇五——〇六年に於て七千八百八十六噸の穀類を販賣し七千三百六十馬克を組合員に分配したるが組合員に分配したる金額は創立以來合計五萬二千九百五馬克を算すルイビンハインの穀倉組合はボーゼン獨逸倉庫會社の經營に屬し建物及機械資本として三十一萬七千馬克を算し此他に穀倉資本六萬馬克を算す六萬ツェントナーの能力ある室を有し會社は四千萬馬克の固定資本と十二萬五千馬克の積立金を有し創立以來建物機械等に對し十三萬馬克を償却したりしが本組合員たるの資格は獨逸組合員及獨逸人の地主に限らる事業年度一九〇五——〇六年には四萬四千三百七十六噸の穀類二萬二千六百十七噸の飼料及五萬八千三百三噸の肥料を販賣したりき。

以上述ぶる所に依て植民地に於ける組合事業の主要を盡せり而して爾來組合事業は益々其數を増加し一九〇七年末には七百三十個の貯金貸附金庫百十二個の酪業組合六十九個の酒精製造組合を有し購販組合及穀倉組合は一九〇五年末と同じくして前者は四十一個後者は三個を有し其他の組合は五十八個なるが故に合計千十三個の各種組合を有し一九〇五年末に比すれば四十八個を増加せり更に一九〇九年には十六個の産業組合及協會並びに九個の貯金及貸附金庫の新設を見た

第八章 國家的内國植民と農業

國家的内國植民の目的の一は大農場を買收し大地主を經濟上の困難より救済すると同時に中小農民を移植し集約的農業の經營を行ひ以て農業の發展を計るに有るが故に内國植民が植民地方の農業に及ぼせし效果に就て其大要を述べざる可らず。

吾人が既に述べたるが如く大地主が其農場を賣却するに至りし原因は經濟的不如意の結果なるが故に其農場たるや經營其の宜しきを得ず掠奪農業の結果生産力の著しく減退せる者にして所謂集約的中小農の經營に適せざるもの多し茲に於てか委員會は先づ一時的農場の自營を行ひ以て土地の改良に努め移民をして集約的農業を有利的に經營せしむるの素地を作るに腐心せり故に之れを舊地主の所有に屬せし時代に比すれば著しく其生産力を増加せしや明なり加ふるに移民が中小農業者として集約的農業の經營を爲すに於ては農業生産力の發展するに至るは自然の結果と云はざる可らず即ち先づ委員會は農場の改良を行ひ移民之れに亞で集約的農業の經營に従事するが故に生産力の増進、家畜の増加、天然及人造肥料の増使等の結果農業の發展を來し其他牧草地及泥炭地の排水荒廢地の利用森林の改良等に依り生産力を増進し加ふるに道路の開發により圃場の勞

働を容易ならしむる等直接間接に農業の發展に資する所少なからず殊に大農場は分割せられて中
 小農場たるに至りしを以て耕作は益々集約に進み農業者は家族を擧げて自ら農業に従事し農業信
 用機關は發達し各種産業組合の利用は更に農業の進歩に貢献する所多く殊に西部獨逸より來住せ
 る移民は家畜の飼養機械の利用肥料の使用等所有集約的農法を輸入したるの結果東部地方より來
 住せる移民も之れに習ふて其經營は集約に進み且農業技術の著しく退歩したる外國よりの歸來移
 民は之れが爲め再び農業上の熟練を得るに至り殊に西部地方よりの移民は比較的多くの經營資本
 を携帶せるが故に益々農業の發展に資する所大なり斯の如く内國植民事業實施の結果は農業發展
 上に貢献する所極めて大なり故に吾人は具體的に植民地方に於ける農業發達の狀況を述べざる可
 ず。

植民地農業の發達を論ずるに當り吾人は先づ農業の根源たる農耕地面積の増加に就て見ざる可
 らず而してポーゼン西普魯西兩州に於ける植民を行へる郡及植民を行はざる郡に就て之等發達の狀
 態を見るに一八九三年より一九〇〇年に至る間に農耕地面積は左の如き増加を示せり。

州 別 類 別	一八九三年 一九〇〇年	
	増加面積	増加割合

西普魯西州	二個の植民郡	二六、四七五	二九、八九二	三、四一七	二九%
	二個の非植民郡 縣 マリエンツェーグ	一四、三四五	一〇、四六一	一、二二六	一、一
ポーゼン州	五個の植民郡	一七、三三七	二七、一六三	四、八四六	一八
	五個の非植民郡	一八、六七三	一九、九二〇	一、二四七	〇、七
ポーゼン州	一八、六七三	一八、五、六〇〇	一八、八六六	一、〇	一、〇

即ち農耕地面積の増加割合は非植民郡に比すれば植民郡の方遙に大なり而して更に穀類の作付
 面積の増加に就て見るも植民地方遙に好成绩を示せり今夏大麥の一年平均作付面積を示せば左の
 如し(面積單位千ヘクター)

州 別	類 別	一八九三—一八九六年		一八九七—一九〇〇年		一九〇一—一九〇五年		一九〇九	
		西普魯西州	二個の植民郡	四、八八	五、五七	六、八五	?	?	?
	二個の非植民郡	六、〇〇	六、一〇	七、二七	?	?	?	?	
	縣 マクエンツェーグ	四、四〇	四、七、四三	五、四、三七	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	

ボーゼン州	五個の植民郡	二,九五	一五,八八	二〇,五八	?
	五個の非植民郡	一〇,五五	一一,〇五	一二,五〇	?
ボーゼン州	プロムベルグ縣	五,九五	五七,六七	六三,五七	六六,一
	プロムベルグ縣	三,八八	三六,九六	四八,四八	五,七

冬ライ麥の作付面積も逐年増加を示す事左の如し(單位千ヘクター)

州別	類別	一八九三—一八九六年	一八九七—一九〇〇年	一九〇一—一九〇五年	一九〇九年
	西普魯西州	二個の植民郡 二個の非植民郡 マリエンツェーガー縣	三,八八 一九四〇 二七,五六	三,九〇 一八,九五 二七,九〇	三,八三 一八,九五 二八,九〇
ボーゼン州	五個の植民郡	八四,四五	八九,二七	一〇〇,〇五	?
	五個の非植民郡	五,四三	五,二七	五,八〇	?
ボーゼン州	プロムベルグ縣	三五,四五	三六,六二	三九,二五	四〇,二八
	プロムベルグ縣	二,二七〇	二,〇一〇	二,四二〇	二,四三,四五

苜蓿(Klee)の栽培も植民地方にては移民の要する飼料の増加と共に益々其栽培面積を増大する

に至り殊に最近に於て之れを非植民地方に比すれば其栽培面積は極めて著しき發展を爲せり只西普魯西州に於ては兩者の間著しき相違なきを以て左にボーゼン州に於ける状態のみを示さん(單位千ヘクター)

州別	類別	一八九三—一八九六年	一八九七—一九〇〇年	一九〇一—一九〇五年	一九〇九年
	ボーゼン州	五個の植民郡 五個の非植民郡 ボーゼン縣 プロムベルグ縣	一五,七三 二,二一〇 五,五五八 三,七五三	一六,六六 三,〇五五 六,一三〇 三九,三〇	一八,五〇 一四,三二 六三,三〇 四二,九〇

五個の植民郡中ウレシーション郡は委員會に於て未だ土地の分割を行はざるが故に之れを除き他の四郡のみに就て見る時は其作付面積の増加は更に著しきものあり即ち一八九三—一九〇六年には一萬二千八百五十ヘクター同一八九七—一九〇〇年には一萬三千六百ヘクターを算したるものが一九〇二—〇五年には一萬五千五百九十ヘクターを算し之れを一八九七—一九〇〇年に比すれば植民郡が八ヘルセントの増加を示せるに反し植民郡は一四、五ヘルセントノ増加をなし其増加割合は非植民郡に比し約二倍に當れり。

燕麥は之れに反し植民郡に於ては寧ろ減退を示せること左の如し(單位千ヘクター)

州別	類別	一八八三—一八八六年	一八八七—一九〇〇年	一九〇一—一九〇五年	一九〇九年
西普魯西州	二個の植民郡	七、五三	六、九〇	七、二〇	?
	二個の非植民郡	一四、八〇	一四、九三	一五、五九	?
	マリエンツェルグ郡	八九、五五	八九、七八	九四、七二	九六、三五
ボーゼン州	五個の植民郡	二〇、六〇	一九、四七	二〇、一五	?
	五個の非植民郡	一七、七五	一七、五七	一九、五六	?
	プロムベルグ縣	九〇、三〇	九〇、八八	九七、一〇	一〇一、五二
		四九、一〇	四六、二三	四七、九五	五〇、九八

小麦の栽培は一般に西普魯西及ボーゼン地方に於ては收穫不確實なる結果近來其面積を減じ殊に植民地方に於て其著しきものあるを見るも一九〇九年には再び栽培面積を増加せり左表は即ち之れを證して餘りあり(單位千ヘクター)

州別	類別	一八八三—一八八六年	一八八七—一九〇〇年	一九〇一—一九〇五年	一九〇九年
----	----	------------	------------	------------	-------

西普魯西州	二個の植民郡	七、三七	七、三五	六、九〇	?
	二個の非植民郡	九、五二	九、二〇	九、一八	?
	マリエンツェルグ縣	四八、二三	五〇、〇〇	四六、七五	五二、七五
ボーゼン州	五個の植民郡	一三、四〇	一二、二五	九、六三	?
	五個の非植民郡	一四、二八	一三、八二	一一、五八	?
	プロムベルグ縣	五四、四七	五二、三五	四二、二三	四四、九四
		三三、七二	三二、七五	二六、一〇	三〇、四〇

瓜哇薯の栽培に就ては統計の徴すべきものなきを以て植民地及非植民地に於ける之等發達の状態を比較するの便を缺くと雖も食料飼料としての需要増加すると同時に酒精の原料として使用せらるゝ量は減退せり又甜菜の栽培も植民部落にては其面積を減せり是れ甜菜の栽培は大農經營に適し中小農業者は寧ろ穀類の栽培を欲するが爲めなり。
穀類作付面積の變遷は右の如し而して其收穫量に至ては植民部落は寧ろ非植民部落に及ばざるの感あり即夏小麦一ヘクター宛收穫量を見るに左の如し(單位百基瓦)

年次	西普魯西州			ボーゼン州		
	二個の植民郡	二個の非植民郡	マリエンツェルグ縣	五個の植民郡	五個の非植民郡	プロムベルグ縣

一八八九—一九〇五	一〇、二四	一三、七〇	一一、二六	九、〇〇	一〇、〇〇	九、二九	九、七五
一八九九—一九〇五	一五、八八	一九、二八	一七、四七	一六、八八	一六、九七	一六、五三	一七、七六

小麦に至ては植民地方及非植民地方の間に於て甚しき懸隔を見ず即小麦一ヘクター宛收穫量は左の如し(單位百基瓦)

年次	西普魯西州			ポーゼン州	
	植民郡	二個ノ植民郡	マクエンツエーダー縣	五個ノ植民郡	五個ノ非植民郡
一八八九—一九〇五	一六、三	九、七六	一一、二七	八、七六	一〇、二二
一八九九—一九〇五	一七、三	一七、五	一三、九八	一五、三〇	一五、九〇
				一四、七六	一四、九八

瓜哇薯の收穫は西普魯西州にては植民地方の方非植民地方に比し稍々優れるもポーゼン州にては非植民地方の方少しく優れり而して瓜哇薯の收穫は其種類及年の豊凶に依り著しき相違あるも一八九五年乃至一九〇五年間には三〇乃至三五ベルセントの増加を示せり。

斯の如く植民地方の農作物收穫量が現今尙ほ非植民地方に比して稍や劣等の地位に在るは即ち植民地方の農地は永らく大農場に屬し粗放的經營の結果生産力を減じ居りしのみならず移住日尙淺きの結果にして他日植民地方の農業が一頭地を抜くに至るは明かなり吾人は一九〇六年後に於ける

る植民地非植民地別統計を有せざるを遺憾とすれども今一九〇六—一九〇九間に於ける植民地兩州及全王國一年平均の主要作物一ヘクター宛數量を示せば左の如し(單位基瓦)

州別	夏大麥	冬小麥	夏小麥	冬ライ麥	夏ライ麥	燕麥	瓜哇薯
西普魯西州	二〇七五	一九四四	一九六二	一五七	一〇〇二	一八八一	二、六六八
ポーゼン州	二〇〇九	二二六八	二一〇〇	一六四三	一一四九	一九三六	一五七〇
全王國	二〇九〇	二〇六五	二一三五	一九四〇	一一四五	二〇四五	一四、三六

農業機械の利用は之れを非植民地に比すれば遙に發達せるものあり殊に農業機械製作所の設けありて之れが供給を爲しつゝ有るが故に耕耘播種、收穫其他農業機械器具の利用は益々進歩するは明かなり例へば之れを舊大地主經營時代と分割後とを比較するに三千モルゲンの面積を有する農場經營には二個の脱穀器を必要としたるも之れを分割する時は四十戸の移民を收容するを得べく各農家は自己所要の脱穀器を必要とするが故に之れを以前に比すれば機械の需要は益々多きを加ふるに至るべし獨り脱穀器のみならず其他各種の農業機械及器具も同様の割合を以て増加するは當然なり。

肥料は家畜頭數の増加と共に天然肥料の量を増加するは勿論なるが尙人造肥料使用量も近年著